

一般廃棄物処理基本計画書

平成 29 年度
(令和 4 年度改訂)

岩 見 沢 市

第1編 ごみ処理基本計画

目 次

第1章 岩見沢市の地域特性	1-1
1-1. 岩見沢市の沿革	1-1
1-2. 自然的環境	1-2
1-3. 社会的環境	1-5
1-4. 産業	1-7
1-5. 総合計画	1-11
第2章 ごみ処理の現状と課題	1-13
2-1. 廃棄物の種類	1-13
2-2. ごみ区分と量の定義	1-14
2-3. ごみ出しルール	1-15
2-4. ごみ処理の流れ	1-24
2-5. ごみ処理状況	1-25
2-6. 家庭系ごみの組成	1-32
2-7. ごみ処理システムの評価	1-34
2-8. ごみ処理費用	1-40
2-9. 関連法令の動向	1-43
2-10. 国・北海道の動向	1-46
2-11. 現状における課題	1-51
第3章 ごみ処理基本計画	1-53
3-1. 将来人口の推計	1-54
3-2. ごみ量の現状推計	1-55
3-3. ごみ処理の基本方針	1-56
3-4. ごみ減量目標	1-62
3-5. ごみの減量施策の推進	1-64
3-6. 減量後のごみ量の推計	1-70
3-7. ごみ処理計画	1-70
3-8. その他の計画	1-76

－計画策定に当たって－

岩見沢市(以下、「本市」といいます。)では、平成29年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみ処理三原則(廃棄物の減量・再生利用・自然にやさしい処理)を基本方針として、市民・事業者・市の役割分担を明確にし、ごみの分別徹底による資源の再生利用を中心とした資源循環型社会の形成に向けた施策を講じてまいりました。

リサイクルを推進するため、平成23年12月からプラスチック製容器包装の全市的な分別収集、平成24年度から拠点回収、平成26年3月からは「紙類」、「危険ごみ」の分別収集をそれぞれ開始し、さらに、「びん・缶・ペットボトル」をリサイクルステーション収集に追加して、ごみステーション収集を実施しています。

また、市内東山町に整備した新しいごみ処理施設(いわみざわ環境クリーンプラザ「いわ☆びか」)の試験稼働に合わせて、平成27年1月から「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の分別方法を変更し、これに伴い、ごみの収集区域・曜日も全市的に変更しました。

さらに、平成24年7月に設置した「ごみ減量化検討委員会」におけるごみの減量化施策の検討の結果を受け、平成27年4月から「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」の処理の有料化を実施しています。

現計画は、策定から5年目を迎え、その間に社会状況・動向は大きく変化しています。

国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会推進基本計画」を平成30年6月に策定し、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」へ向けた取組を進めています。最終処分量の減少等、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、毎年のように発生する大規模災害にも着目し、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「循環分野における基盤整備」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」等の政策を示しています。

平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標の一つである「14.海の豊かさを守ろう」では、海洋中に流出したプラスチック類が分解されずに生態系に影響を与えたり、海岸に漂着するとい「海洋プラスチック」などの問題に対処するため、レジ袋の有料化を実施したり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行するなど、解決に向けた取組を行っています。

道では、循環型社会の形成を加速させるための新たな制度的枠組みとして、また、北海道らしい循環型社会の形成に向け、「北海道循環型社会形成推進基本計画[第2次]」を令和2年3月に策定し、「3Rの推進」、「バイオマスの利活用の推進」等の施策を掲げています。この基本計画における、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に関する個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画[第5次]」を令和2年3月に改訂しました。

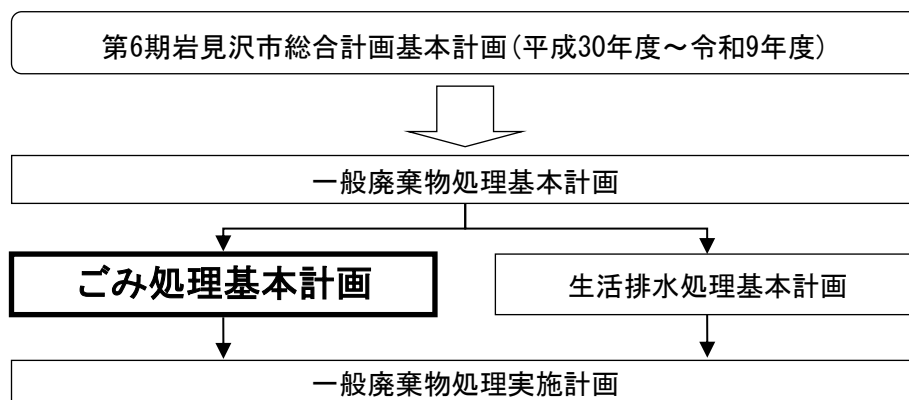
また、「次世代北方型居住空間モデル構想」を平成25年3月に策定し、低炭素化・資源循環などの取組を推進してきたところではありますが、その内容を発展させた「北の住まいのタウン実践ガイドブック」を平成30年3月に発行することで資源循環が進んだ効率的な都市構造を有するまちの将来像を明確にしました。

以上の状況の変化に伴い、「一般廃棄物処理基本計画」の改訂を行うことになり、新たな視点で本市の廃棄物処理を見直すとともに資源循環型社会を形成するための本計画の方針に沿った施策を推進していきます。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」といいます。)」第6条第1項において、市町村が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみ処理基本計画」について定めています。

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものと位置づけられています。そのため、本市が目指すべき将来像やまちづくりの方向性、必要な施策をまとめた「第6期岩見沢市総合計画」を踏まえて策定します。

また、施策の実施のために必要な事業については、「一般廃棄物処理実施計画」に定め、年度ごとに公表します。



本計画は、平成28年度に策定し、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間としています。また、令和3年度を中間目標年次として設定しているため、5年間の実績を踏まえ、目標や施策の見直しを行いました。

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について
 環整第233号平成4年8月13日
 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1 一般廃棄物に関する事項
 1 一般廃棄物処理計画
 (1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。
 なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
本計画	計画策定年次					中間目標年次					計画目標年次

第1章 岩見沢市の地域特性

1-1. 岩見沢市の沿革

本市は、交通の要衝として発展した街です。開拓使が幌内炭鉱へ通じる初の道路を建設する際に、官営休泊所を設置したことから、その後通行人の休憩地点として発達しました。

近隣の炭鉱から石炭を搬送するための鉄道の開拓も進み、明治15年(1882年)、幌内煤田鉄道が全線開通し、同年に幌向駅、その2年後の明治17年(1884年)に岩見沢駅が開駅しました。

明治16年(1883年)に移住士族取扱規則が公布され、移住士族受入れのための札幌県勸業課岩見沢派出所が設置されました。山口県・鳥取県ほか10県からの士族の集団移住があり、岩見沢駅を中心に次第に市街が形成され、明治17年(1884年)に岩見澤(イワミザワ)村となりました。

明治22年(1889年)から明治25年(1892年)にかけて道路や鉄道も次々と開通し、陸上交通の要衝として発展しました。

明治30年(1897年)には北海道空知支庁が設置され、明治39年(1906年)に空知郡岩見沢町になり、昭和18年(1943年)に岩見沢市になりました。

昭和32年、桂沢多目的ダムの完成によって、都市計画も急速にすすみ昭和35年岩見沢大橋が完成すると、生産物資の集散地の拠点となり、空知における産業経済などの中核として確たる地位を築き上げてきました。

平成18年(2006年)には廃置分合により北村、栗沢町との合併を果たし、再び新しい岩見沢市を構成することとなりました。

1-2. 自然然的環境

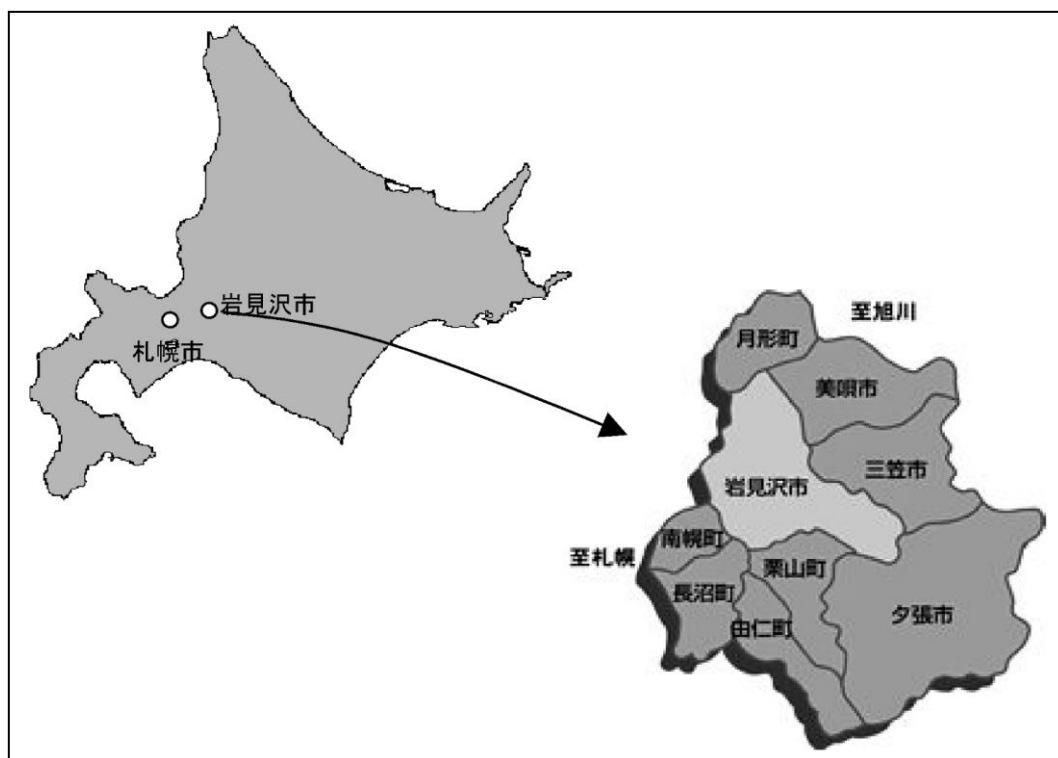
1-2-1 位置及び面積

本市は、北海道の中西部に位置し、札幌市まで約40kmの距離にあります。東は夕張山地を挟んで夕張市に、西は石狩川を隔てて江別市、新篠津村及び月形町に、北は美瑛市及び三笠市に、南は栗山町、長沼町及び南幌町に接しています。

総面積は、481.02km²です。

表 1-2-1 岩見沢市の面積・位置・広がり

面積	位置		広がり	
	緯度（北緯）	経度（東経）	東西	南北
481.02km ²	北端43° 20′	東端142° 02′	36.233km	29.126km
	南端43° 04′	西端141° 36′		



資料：岩見沢市統計書 2022年版より

図 1-2-1 岩見沢市の位置

1-2-2 地勢

市域の西部には石狩川流域低地である平野が広がり、東部には夕張山地を形成する低山性の山々が連なっています。また、夕張山地を水源とする幾春別川、幌向川が低地帯に入るところで大小の扇状地をつくりながら、西部を貫流する石狩川と合流しています。

1-2-3 気象

本市の気象は、道内でも雪が多く、平成18年3月27日合併前の旧岩見沢市及び旧北村は特別豪雪地帯、旧栗沢町は豪雪地帯の指定を受けており、寒暖の差が激しい地域です。

表 1-2-2 気象の概要(平成3年～令和2年(過去30年) 平年値)

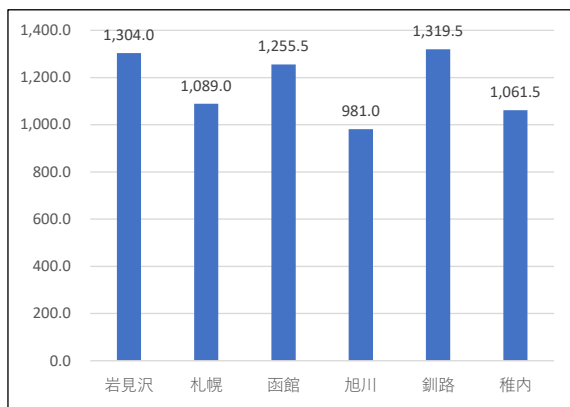
月	降水量 (mm)	気温(℃)			風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均	日最高	日最低				
1月	119.4	-5.3	-1.9	-9.2	3.2	90.2	187	101
2月	85.5	-4.6	-0.9	-8.9	3.3	111.3	137	118
3月	59.4	-0.4	3.5	-4.5	3.5	161.9	72	99
4月	52.7	6.1	11.2	1.3	3.8	176.6	8	32
5月	83.9	12.1	17.7	7.1	3.7	196.5	0	0
6月	69.5	16.3	21.7	12.0	3.3	173.6	0	0
7月	111.5	20.2	25.1	16.6	3.3	156.2	0	0
8月	161.1	21.3	26.1	17.6	3.2	158.8	0	0
9月	142.2	17.4	22.4	12.9	3.1	161.9	0	0
10月	110.4	10.8	15.7	6.2	3.2	138.5	1	1
11月	118.8	3.9	7.6	0.2	3.5	84.7	70	29
12月	144.5	-2.6	0.5	-6.0	3.3	69.0	200	74

資料：気象庁ホームページより作成 観測地点：岩見沢市

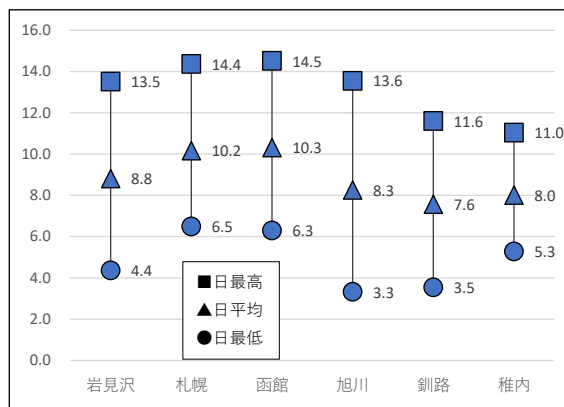
第1章 岩見沢市の地域特性

令和3年における道内他都市の気象と比較すると、道内主要都市より降水量は多く、気温は寒暖の差が比較的大きくなっています。日照時間は平均的で、平均風速は比較的弱くなっています。

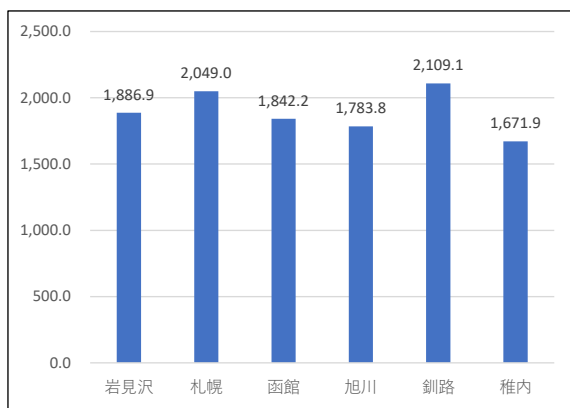
降水量 (mm/年)



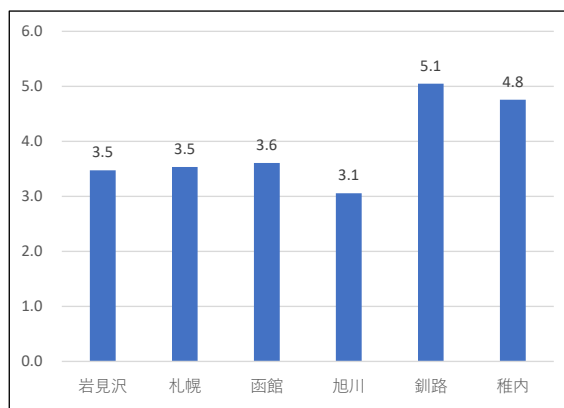
平均気温 (°C)



日照時間 (hr/年)



平均風速 (m/s)



資料：気象庁ホームページより作成

図 1-2-2 道内他都市との気象の比較(令和3年)

1-2-4 土地利用

地目別面積(令和4年1月1日現在)による土地利用の現状は、田が173.00km²と最も多く、以下、山林158.29km²、その他74.32km²、畑26.82km²となっています。

表 1-2-3 地目別面積

地目	田	畑	宅地	池沼	山林
面積(km ²)	173.00	26.82	22.08	1.71	158.29
割合	36.0%	5.6%	4.6%	0.3%	32.9%
地目	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積(km ²)	0.13	2.51	22.16	74.32	481.02
割合	0.1%	0.5%	4.6%	15.4%	100.0%

資料：岩見沢市統計書 令和4年1月1日現在

1-3 社会的環境

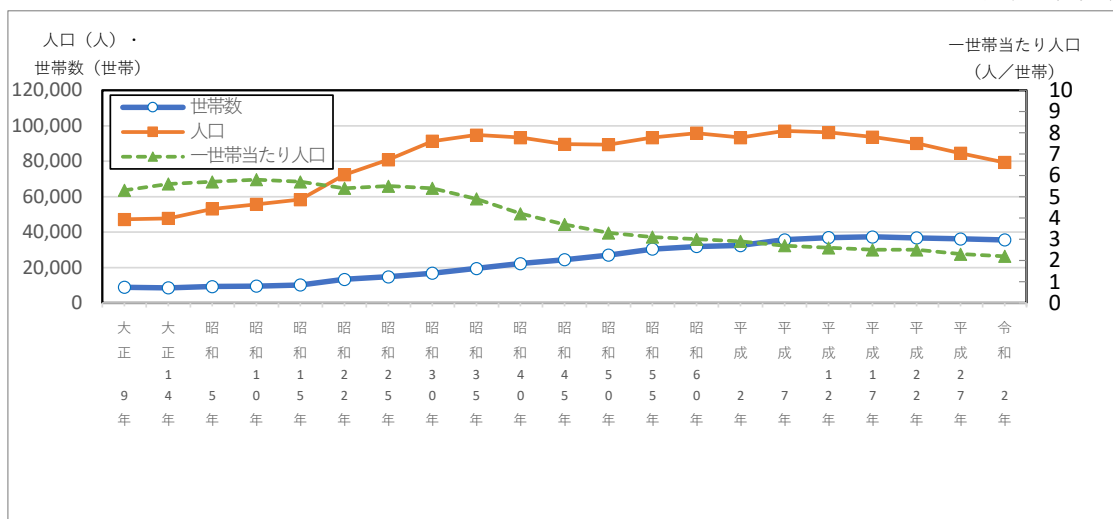
1-3-1 人口

令和2年の国勢調査による人口は79,306人(男37,105人、女42,201人)、世帯数は35,584世帯で、平成27年の前回調査と比較すると総人口で5,193人減少(▲6.1%)しています。

表 1-3-1 人口及び世帯数

年次	世帯数 (世帯)	人口(人)				一世帯 当たり人口 (人/世帯)
		総数	男	女	増減	
大正9年	8,940	47,218	24,597	22,621	-	5.3
大正14年	8,597	47,779	24,964	22,815	561	5.6
昭和5年	9,341	53,070	27,443	25,627	5,291	5.7
昭和10年	9,578	55,669	28,323	27,346	2,599	5.8
昭和15年	10,191	58,407	29,458	28,949	2,738	5.7
昭和22年	13,361	72,337	35,947	36,390	13,930	5.4
昭和25年	14,837	80,875	40,534	40,341	8,538	5.5
昭和30年	16,863	91,296	46,114	45,182	10,421	5.4
昭和35年	19,480	94,802	47,286	47,516	3,506	4.9
昭和40年	22,296	93,386	45,964	47,422	-1,416	4.2
昭和45年	24,417	89,601	43,803	45,798	-3,785	3.7
昭和50年	27,060	89,369	43,842	45,527	-232	3.3
昭和55年	30,476	93,340	45,781	47,559	3,971	3.1
昭和60年	31,914	95,862	46,754	49,108	2,522	3.0
平成2年	32,478	93,312	44,602	48,710	-2,550	2.9
平成7年	35,731	97,042	46,229	50,813	3,730	2.7
平成12年	36,941	96,302	45,603	50,699	-740	2.6
平成17年	37,322	93,677	44,199	49,478	-2,625	2.5
平成22年	36,723	90,145	42,111	48,034	-3,532	2.5
平成27年	36,155	84,499	39,319	45,180	-5,646	2.3
令和2年	35,584	79,306	37,105	42,201	-5,193	2.2

※大正9年から平成17年の数値は旧岩見沢市(岩見澤町、岩見澤市)、旧北村、旧栗沢町(栗澤村)の合計
資料：国勢調査



※大正9年から平成17年の数値は旧岩見沢市(岩見澤町、岩見澤市)、旧北村、旧栗沢町(栗澤村)の合計
資料：国勢調査

図 1-3-1 人口及び世帯数の推移

第1章 岩見沢市の地域特性

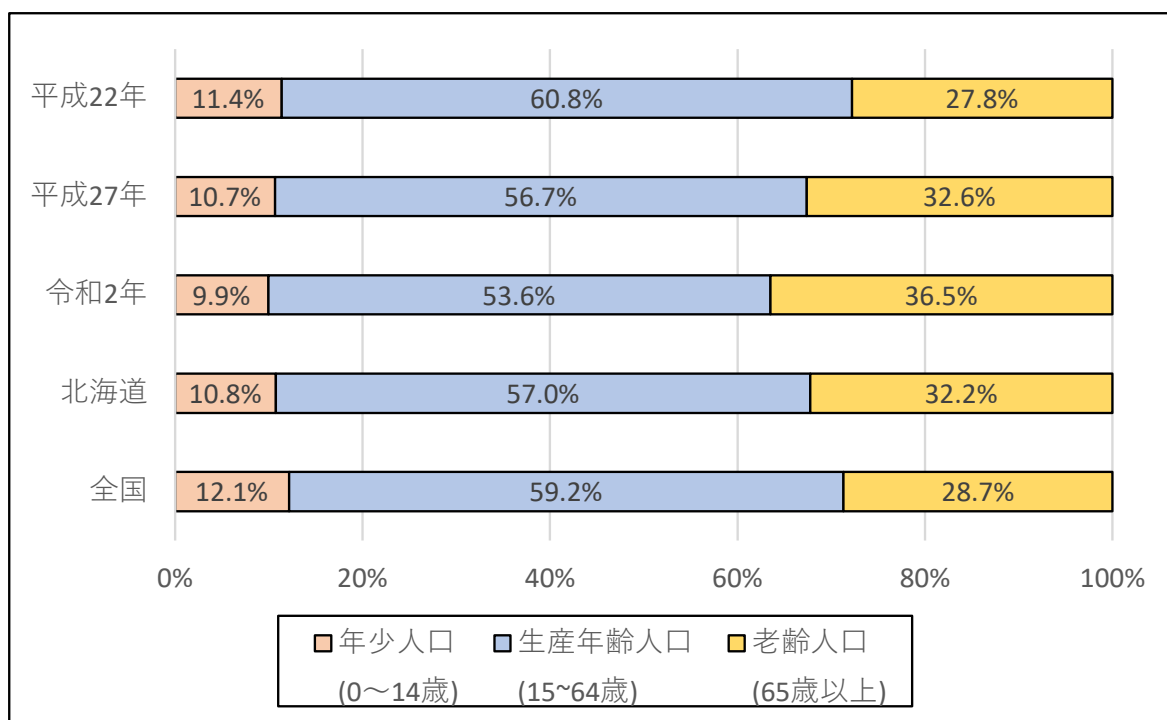
年齢階層別人口でみると、令和2年国勢調査で、年少人口(0～14歳)は7,859人で9.9%、生産年齢人口(15～64歳)は42,391人で53.6%、老年人口(65歳以上)は28,880人で36.5%となっており、平成27年と比較すると年少人口は12.5%減少、生産年齢人口は11.4%減少しているのに対し、老年人口は5.0%の増加となりました。老年人口の比率は全国(28.7%)、北海道(32.2%)を上回っています。

表 1-3-2 年齢階層別人口の推移

単位：人

年齢区分	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口(0～14歳)	10,253	8,983	7,859
生産年齢人口(15～64歳)	54,834	47,848	42,391
老年人口(65歳以上)	25,032	27,503	28,880

資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 1-3-2 年齢階層別人口割合の推移

1-3-2 交通

本市は、交通の要衝として発展してきたことから、札幌市から旭川市に至る国道12号線、岩見沢市を起点とし苫小牧市を終点とする国道234号線、夕張市より岩見沢市に至る主要道道38号線が交わる都市となりました。

鉄道は、函館市と旭川市を結ぶJR函館本線と長万部町から本市を結ぶJR室蘭本線があり、2線合わせて岩見沢駅、幌向駅、上幌向駅、栗丘駅、栗沢駅、志文駅の6駅があります。

1-4. 産業

1-4-1 産業別就業者数・事業者数

本市の就業者総数は、平成27年の国勢調査では37,845人であり、総人口の44.8%を占め、その内訳は第1次産業3,308人(8.7%)、第2次産業6,710人(17.7%)、第3次産業26,484人(70.0%)となっており、前回調査と比較すると第1次産業が約0.5ポイント、第3次産業が約1.1ポイント減少し、第2次産業は約0.2ポイント増加しています。

表 1-4-1 産業別就業者人口の推移

単位：人

区分	平成17年	平成22年	平成27年
総数	42,492	39,391	37,845
第1次産業総数	4,181	3,636	3,308
農業	4,084	3,558	3,244
林業	97	77	63
漁業	0	1	1
第2次産業総数	7,921	6,894	6,710
鉱業、採石業、砂利採取業	—	20	17
(鉱業)	14	—	—
建設業	4,153	3,612	3,397
製造業	3,754	3,262	3,296
第3次産業総数	29,662	28,001	26,484
電気・ガス・熱供給・水道業	186	160	173
情報通信業	411	414	388
運輸業、郵便業	—	2,333	1,963
(運輸業)	2,220	—	—
(運輸・通信業)	—	—	—
卸売業、小売業	—	6,811	5,855
(卸売・小売業)	7,885	—	—
(卸売・小売業、飲食店)	—	—	—
金融業、保険業	—	708	577
(金融・保険業)	812	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	528	573
(不動産業)	312	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	918	832
宿泊業、飲食サービス業	—	2,090	1,897
(飲食店、宿泊業)	1,726	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	1,688	1,524
教育、学習支援業	1,926	1,900	1,837
医療、福祉	4,571	5,252	5,658
複合サービス業	—	507	628
(複合サービス事業)	779	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	6,421	2,432	2,442
(サービス業)	—	—	—
公務(他に分類されないもの)	2,413	2,260	2,137
分類不能	728	860	1,343

※第3次産業の()は、旧分類の項目

※平成17年の数値は旧岩見沢市、旧北村及び旧栗沢町の合計

資料：国勢調査

第1章 岩見沢市の地域特性

また、平成28年経済センサス-活動調査による事業所数は、3,230事業所となっており、その従業者数は、28,621人となっています。事業所数、従業者数とも卸売・小売業が最も多くなっています。

表 1-4-2 業種別事業所数、従業者数

区分	事業所数	従業者数(人)
農業、林業	96	801
漁業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1	16
建設業	301	2,536
製造業	120	2,597
電気・ガス・熱供給・水道業	3	110
情報通信業	29	159
運輸業、郵便業	77	1,833
卸売業、小売業	776	6,166
金融業、保険業	55	575
不動産業、物品賃貸業	244	646
学術研究、専門・技術サービス業	124	622
宿泊業、飲食サービス業	445	2,607
生活関連サービス業、娯楽業	324	1,391
教育、学習支援業	67	460
医療、福祉	296	4,985
複合サービス事業	26	558
サービス業(他に分類されないもの)	246	2,559
全産業	3,230	28,621

資料：平成28年経済センサス-活動調査(平成28年6月1日現在)

1-4-2 農業

本市は広大な石狩平野の中央に位置し、肥沃な大地と石狩川水系の豊富な水を活かし、北海道有数の稲作地帯として発展してきました。水稻作付面積が全道一の稲作を中心に、畑作、野菜、果樹、花きなど幅広く農産物を生産し、道内有数の食料供給地域として、多彩な農業が展開されています。

平坦な地域では、水稻・小麦・大豆や玉葱・白菜・など、広い農地を活用した土地利用型農業が特徴となっており、丘陵地域では、果樹や醸造用ぶどうが栽培されるなど、圃場や土壌など地域特性を生かした取組みが行われています。

近年では農業気象サービスや高精度位置情報などのICT技術を活用して農作業の効率化・省力化を図る、スマート農業の先進地域として全国に先駆けて普及促進に取り組んでいます。

表 1-4-3 主要農作物の作付面積と収穫量

年度	作付面積(ha)							
	水稻	小麦	大豆	きゃべつ	はくさい	たまねぎ	にんじん	ばれいしょ
平成28年	6,660	5,260	1,890	30	117	1,110	50	67
平成29年	6,580	5,330	2,060	37	118	1,180	51	65
平成30年	6,160	5,180	2,160	32	101	1,190	37	60
令和元年	6,650	5,440	2,040	27	72	1,160	37	58
令和2年	6,430	5,220	2,090	23	72	1,180	31	57
年度	収穫量(t)							
	水稻	小麦	大豆	きゃべつ	はくさい	たまねぎ	にんじん	ばれいしょ
平成28年	36,800	24,100	4,730	989	3,750	49,000	1,470	1,690
平成29年	37,000	24,100	5,910	1,230	5,070	46,300	1,500	1,600
平成30年	31,900	14,400	4,840	879	2,840	34,400	936	1,450
令和元年	38,200	25,200	5,250	913	2,620	49,500	1,060	1,800
令和2年	36,800	24,600	5,470	827	2,770	59,100	1,110	1,600

資料：岩見沢市統計書 2022年版

第1章 岩見沢市の地域特性

1-4-3 商業

大規模・中規模商業施設が数多くあり、周辺市町村からの買物客が多く出入りしています。

平成28年の年間商品販売額は約1,557億3,200万円で、内訳は卸売業が約673億1,900万円、小売業が約884億1,300万円となっています。

表 1-4-4 事業所数、従業者数、販売額

業種別	事業所数	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
卸売業計	120	992	67,319
各種商品卸売業	-	-	-
繊維・衣服等卸売業	3	7	68
飲食料品卸売業	30	308	12,145
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	32	264	14,708
機械器具卸売業	36	247	15,283
その他の卸売業	19	166	25,115
小売業計	527	4,204	88,413
各種商品小売業	2	267	X
織物・衣服・身の回り品小売業	62	308	4,396
飲食料品小売業	154	1,635	27,532
機械器具小売業	75	544	16,346
その他の小売業	211	1,379	X
無店舗小売業	23	71	1,699
計	647	5,196	155,732

資料：平成28年経済センサス-活動調査(平成28年6月1日現在)

1-4-4 観光

本市は、バラ園や温泉などの観光資源に恵まれています。また、地域の特徴を活かしたイベントには市外の人達も数多く訪れています。

表 1-4-5 岩見沢市イベント一覧

開催時期	イベント名
6月	いわみざわローズフェスタ
7月	いわみざわ彩花まつり
	JOIN ALIVE
8月	きたむら田舎フェスティバル
	くりさわ農業祭
	そらちグルメフوند
9月	そらちワインピクニック
	空そばまつり
	いわみざわ百餅まつり
	いわみざわ情熱フェスティバル
	いわみざわローズフェスタ秋
10月	毛陽・万美紅葉まつり
12月	Project X'mas!! from IWAMIZAWA
2月	IWAMIZAWAドカ雪まつり

1-5. 総合計画

本市の総合計画は、平成30年度～令和9年度を計画期間とする「第6期岩見沢市総合計画」が進行中です。

総合計画では、誰もが健康で心豊かに暮らすことのできる岩見沢を築いていくため、市民主体による協働のまちづくりを基本とし、将来の都市像である「人と緑とまちがつながりともに育み未来をつくる健康経営都市」を目指します。

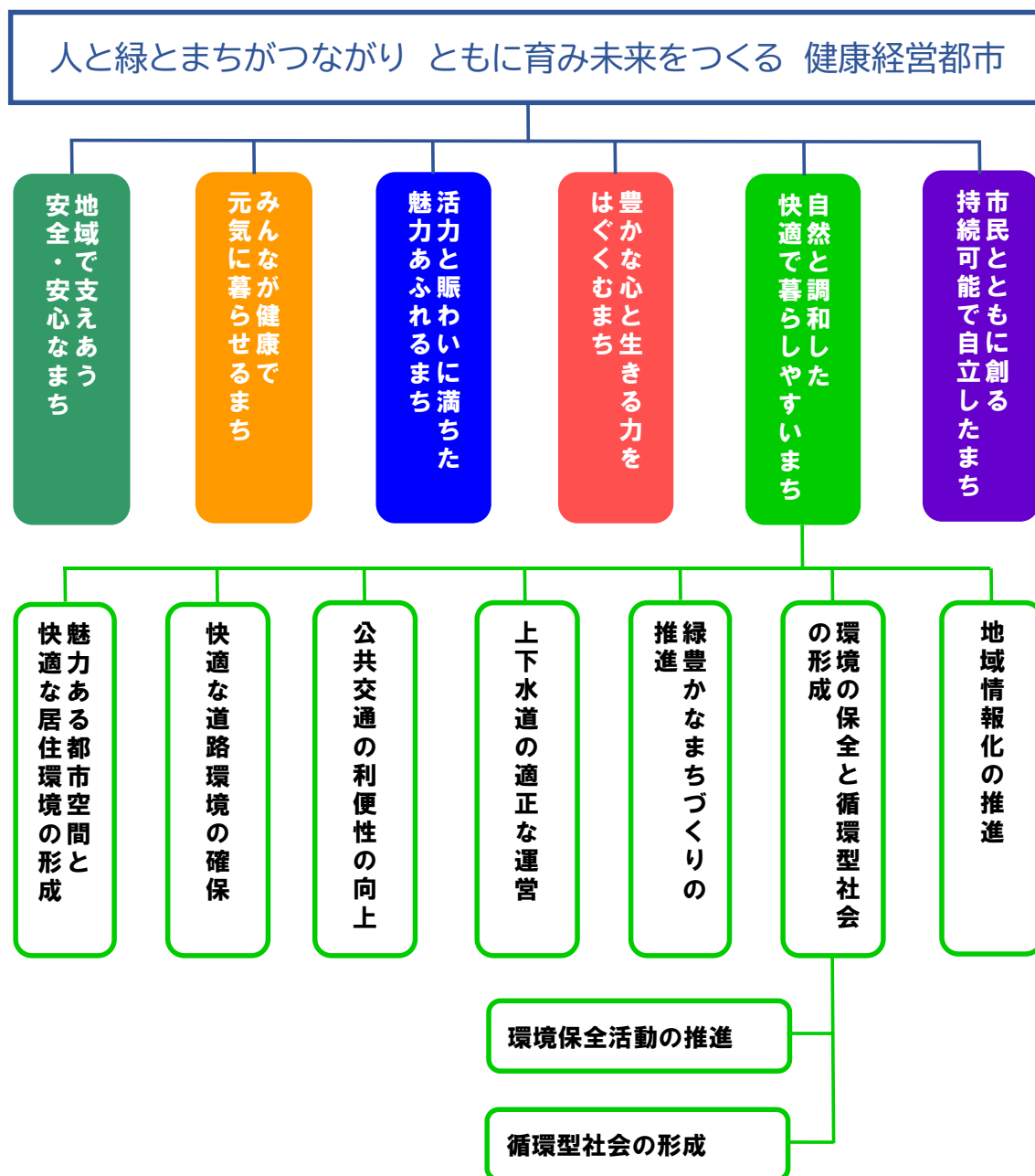


図 1-5-1 第6期岩見沢市総合計画の体系図

循環型社会の形成に向けて、ごみ処理において以下の施策を推進します。

- ・ ごみの減量化や再使用、再利用の推進により、資源循環型社会の構築を目指します。
- ・ 地域住民や関係団体と連携した啓発活動や小中学生などを対象とした環境教育を実施することにより、ごみの減量化に対する市民の意識の高揚を図ります。
- ・ 資源ごみの分別排出の徹底や集団資源回収の推進、リサイクルステーションの設置などによる再生利用を推進し、限りある資源の有効活用を図ります。
- ・ 町会・自治会の協力を得ながら、ごみの排出方法の周知とマナーの向上を図ることにより、不適正排出の防止に努めます。また、不法投棄の防止に向けた監視体制を強化します。

「第6期岩見沢市総合計画」より抜粋

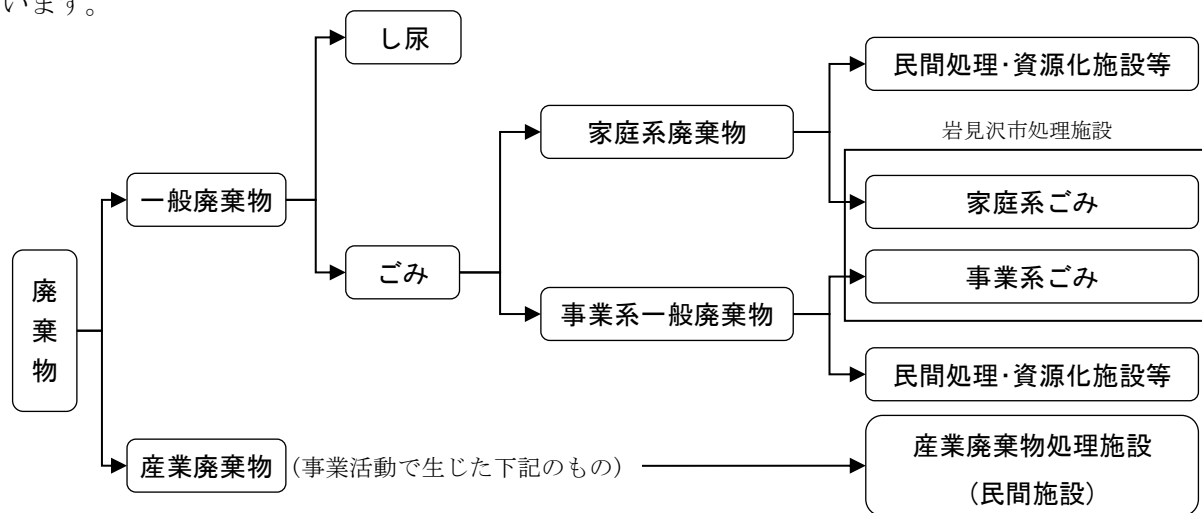
第2章 ごみ処理の現状と課題

2-1. 廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられます。本市では、ごみは住民生活に伴って各家庭から排出される「家庭系廃棄物」と事業活動に伴って事業所から排出される「事業系一般廃棄物」に区分しています。

さらに、本計画では家庭系廃棄物、事業系一般廃棄物のうち、市の処理施設に搬入されるごみをそれぞれ「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」として、整理しています。

産業廃棄物には、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令に定められた燃え殻、汚泥などの20種が該当します。なお、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を併せて「事業系廃棄物」と呼んでいます。



業種に関係なく産業廃棄物となるもの
① 廃プラスチック
② 金属くず
③ ガラス・コンクリート・陶磁器くず
④ 燃え殻
⑤ 汚泥
⑥ 廃油
⑦ 廃酸
⑧ 廃アルカリ
⑨ ゴムくず
⑩ 鋳さい
⑪ がれき類
⑫ ばいじん

指定業種から排出される場合に産業廃棄物となるもの
⑬ 紙くず
⑭ 木くず
⑮ 繊維くず
⑯ 動植物性残渣
⑰ 動植物性固形不要物
⑱ 動物のふん尿
⑲ 動物の死体
⑳ 以上19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの

図 2-1-1 廃棄物の種類

2-2. ごみ区分と量の定義

本計画におけるごみの区分と排出量の定義を図 2-2-1に示します。

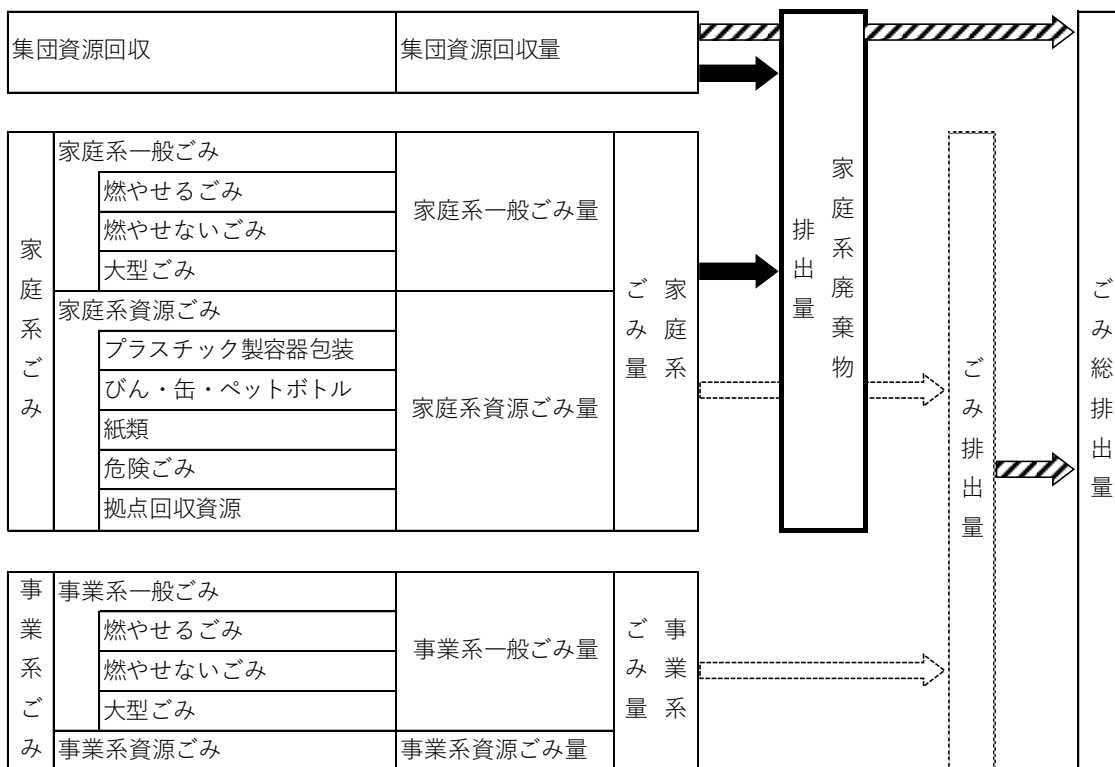


図 2-2-1 ごみ区分と量の定義

2-3. ごみ出しルール

本市では、いわみざわ環境クリーンプラザ整備に伴う処理方式と分別区分の変更、資源ごみの分別収集、大型ごみの戸別収集開始、ごみ処理の有料化など、現計画の実行により市が行うごみ処理、市民及び事業者のごみ分別、排出、処理などの新たなごみ出しルールが構築されました。

本市のごみ出しルールの概要は次のとおりとなっています。

2-3-1 ごみ処理施設と処理の概要

現在、本市におけるごみ処理はいわみざわ環境クリーンプラザのリサイクル施設、焼却施設、最終処分場の3施設で、中間処理、最終処分を行っています。

なお、いわみざわ環境クリーンプラザは、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進するため、民間業者に20年間の長期包括的管理を委託しています。

(1) リサイクル施設

リサイクル施設の概要を表 2-3-1に示します。

リサイクル施設では、燃やせないごみ・大型ごみを破碎して、鉄類・アルミ類を回収し、燃やせるものは焼却処理を行えるよう選別します。びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装については、選別・圧縮・梱包等の資源化処理を行います。

また、平成28年4月からは、前処理として、発火性危険ごみ(ライター、エアゾール缶、カセットボンベ)の無害化処理を行っています。

表 2-3-1 リサイクル施設の概要

名称	いわみざわ環境クリーンプラザリサイクル施設	
所在地	岩見沢市東山町297番地	
竣工年次	平成27年3月	
破碎選別ライン	対象物	燃やせないごみ、大型ごみ(美唄市、月形町を含む)
	処理能力	15t/日(5時間)
	処理方式	低速回転破碎機+高速回転破碎機
資源化ライン	対象物	びん・缶・ペットボトル、プラスチック製容器包装、危険ごみ、紙類 拠点回収資源
	処理能力	びん：2.6t/日、缶：1.5t/日、ペットボトル：1.1t/日、 プラスチック製容器包装：4.7t/日
	処理方式	選別、圧縮、梱包、保管

(2) 焼却施設

焼却施設の概要を表 2-3-2に示します。

焼却施設では、燃やせるごみ、リサイクル施設の破砕可燃物及び可燃性残渣を焼却処理しています。また、焼却によって生じる熱を利用して発電を行い、施設内で利用しています。

表 2-3-2 焼却施設の概要

名 称	いわみざわ環境クリーンプラザ焼却施設
所 在 地	岩見沢市東山町297番地
竣 工 年 次	平成27年3月
対 象 物	燃やせるごみ、美唄市燃やせるごみ(生ごみ除く)、月形町燃やせるごみ
処 理 能 力	100t/日(50t/日×2炉)
処 理 方 式	24時間全連続ストーカ炉

(3) 最終処分場

最終処分場の概要を表 2-3-3に示します。

最終処分場では、リサイクル施設の破砕不燃物、破砕処理ができない破砕不適物及び焼却施設の焼却残渣の埋立処理をしています。

最終処分場は、平成27年4月より埋立処分を開始しています。当初は15年間程度の埋立処分施設として整備されましたが、延命化計画の進行により、20年間程度使用可能であると見込まれています。

表 2-3-3 最終処分場の概要

名 称	いわみざわ環境クリーンプラザ最終処分場
所 在 地	岩見沢市東山町297番地
埋 立 地 面 積	18,000m ²
埋 立 容 量	100,000m ³
埋 立 地 の 種 類	準好気性埋立 ※埋立地内に空気を入れることでごみの分解を促進させる仕組み
埋 立 工 法	サンドイッチ方式 ※飛散防止や臭気対策を主な目的としてごみを土で覆う方式
浸出水処理方式	生物処理(接触曝気法)、物理化学処理(凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着)
浸出水処理能力	70m ³ /日
使 用 開 始	平成27年4月

2-3-2 広域処理

廃棄物の焼却施設から排出されるダイオキシン類が大きな社会問題となり、平成9年に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」が改訂されました。この中でダイオキシン類削減対策の1つに「ごみ処理の広域化」が示されており、「ごみの量が少なく、全連続炉¹での焼却が困難な市町村では、隣接する市町村と連携して、一定規模以上の全連続炉¹への集約化を推進する必要がある」とされています。

これを契機に各都道府県が広域化の基本的な考えをまとめることとなり、北海道では平成9年に「ごみ処理の広域化計画」を策定し、広域処理に当たっての基本的考え方、ブロックの設定、広域処理の進め方などを示しました。

本市は、この計画の中で空知支庁管内4市6町1村(当時)で構成する南空知ブロック²に枠組みされ、参画自治体は南空知地域ごみ処理広域化検討協議会を立ち上げ、平成11年度に「南空知地域ごみ処理広域化基本計画」を策定しています。

現在、北海道では「北海道廃棄物処理計画[第5次] (令和2年3月)」において、「排出抑制と資源化の推進」、「全連続炉による焼却処理」、「埋立量の抑制」及び「市町村の役割分担の明確化」を基本方針として、ごみ処理の広域化を推進していくことを示しています。

本市では、平成27年4月より美唄市と月形町の燃やせるごみ(美唄市は生ごみ除く)及び大型ごみをいわみざわ環境クリーンプラザで処理しています。

なお、美唄市分の焼却残渣は、美唄市の一般廃棄物最終処分場に埋め立てられています。

1 全連続炉：炉を消すことなく、24時間連続して運転する焼却炉です。

2 南空知ブロック：北海道の「ごみ処理の広域化計画」で道内市町村をブロック分割、本市及び夕張市・三笠市・美唄市・由仁町・南幌町・栗山町・栗沢町・月形町・北村・長沼町の11市町村で構成されましたが、脱退や市町村合併により現在は本市の他に夕張市・三笠市・美唄市・月形町の4市1町で構成しています。

2-3-3 ごみ有料制度

(1) 制度の概要

本市では、ごみの減量と再生利用の促進を目的に、平成27年4月より、ごみ処理を有料化しました。制度の概要を表 2-3-4に示します。

表 2-3-4 ごみ有料制度の概要

区分		処理手数料の額	
		市が収集運搬する場合	市の処理施設へ搬入する場合
家庭系 一般ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ	指定ごみ袋容量 1袋あたり2円	100円/10kg
	枝木及び竹 (燃やせるごみ)	直径30cm以内長さ1m以下の束 1束につき 80円	
	大型ごみ	最大の辺の長さ又は径の大きさが 1m以下 300円 1m超2m以下 600円	
事業系ごみ(事業系資源ごみ除く)		-	

(2) 負担軽減措置

ごみの減量が困難な紙おむつの使用者に対し、指定ごみ袋を交付し費用負担の軽減を図っています。

(3) ボランティア清掃

道路や側溝など、公共の場所の清掃活動を行う町内会や個人に費用負担が発生しないようボランティア袋を配布しています。

2-3-4 家庭系ごみの分別と排出ルール

(1) 分別区分と排出方法

ごみの分別区分と排出方法を表 2-3-5に示します。

ごみステーションでは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、紙類、危険ごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶・ペットボトルを収集しています。リサイクルステーションでは、びん・缶・ペットボトルを分別収集しています。大型ごみは、大型ごみ受付センターへの事前申込により戸別収集しています。さらに、公共施設等に「資源回収ボックス」(以下、「資源回収拠点」といいます。)を設置し、家庭用小型電子機器などの資源物(以下、「拠点回収資源」といいます。)の無料回収を行っています。

また、本市で設置している資源回収拠点のほか、独自に資源回収を行っている店舗や、市が回収しない品目などを回収している回収協力店があります。

表 2-3-5 ごみの分別区分と排出方法

排出場所	収集区分等	排出回数等	対象品目及び分別区分等	排出方法
ごみステーション	燃やせるごみ	週2回	【対象品目】 紙くず、木くず、生ごみ、繊維くず、プラスチック製品、ゴム製品 等	【有料】 指定ごみ袋
			※例外的な排出ができる品目 庭木の剪定枝・竹	【有料】 枝木類処理券貼付
	燃やせないごみ	月1回	【対象品目】 金属、ガラス、陶磁器、電気製品	【有料】 指定ごみ袋
	プラスチック製容器包装	週1回	【対象品目】 主にプラマークのある容器包装	透明又は半透明の袋
	びん・缶・ペットボトル	月2回	【分別区分】 無色びん	分別区分ごとに分けて排出
			茶色びん	
	その他の色のびん			
アルミ缶・スチール缶				
ペットボトル				
紙類	月1回	【分別区分】 ダンボール	分別区分ごとに分けて排出	
		紙パック		
		雑がみ		
		シュレッター紙		
危険ごみ	月1回	【分別区分】 スプレー缶、カセットボンベ	分別区分ごとに分けて排出	
		ライター		
		乾電池・水銀含有ごみ		
		蛍光管		
リサイクルステーション	びん・缶・ペットボトル	随時	【分別区分】 無色びん	分別区分ごとに、袋に入れずに回収容器へ排出
			茶色びん	
			その他の色のびん	
			アルミ缶	
			スチール缶	
			ペットボトル	
排出者の住居敷地内	大型ごみ	月1回まで	【対象品目】 40ℓの指定ごみ袋に入らない大きさのごみ 等	【有料】 大型ごみ処理券貼付
資源回収拠点	拠点回収資源	随時	【対象品目】 小型家電、古布、乾電池、割り箸、紙パック、蛍光管、充電電池 等	品目ごとに、対象の回収ボックスへ排出

(2) ごみステーション・リサイクルステーションの管理

ごみステーション及びリサイクルステーションの管理は、町会やその利用者が協力して、清掃、除雪等の管理を行い、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることとなっています。

(3) 分別区分の課題

① 充電電池（二次電池）

近年、全国の廃棄物処理施設において、充電電池が原因の火災が相次いでおり、いわみざわ環境クリーンプラザリサイクル施設においても、1か月に1回程度の頻度で発火が確認されています。充電電池を適正に分別排出することで事故を回避するとともに、有用な資源としてリサイクルすることができます。

しかし、現在の分別区分では排出方法が拠点回収のみとなっており、より分別排出しやすい方法を構築します。

② プラスチック使用製品廃棄物

海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制への対応を契機とし、国内におけるプラスチック資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されます。

現在、岩見沢市においてプラスチック使用製品廃棄物の分別区分は「燃やせるごみ」となっており、法の趣旨に則った取組みを行うため、新たな収集・処理方法を検討する必要があります。

2-3-5 家庭系ごみの収集運搬

家庭系ごみの収集運搬方法と実施主体を表 2-3-6に示します。

収集運搬の実施主体は、市が収集運搬を委託する業者（以下、委託業者といいます。）、一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」といいます。）及び排出者のいずれかとなっています。

また、必要に応じて、市が収集運搬を行う場合があります。

委託業者による収集では、排出ルール違反のごみは、収集をせずに警告ステッカーを貼付し、適正な排出を促しています。

表 2-3-6 ごみの収集運搬方法と実施主体

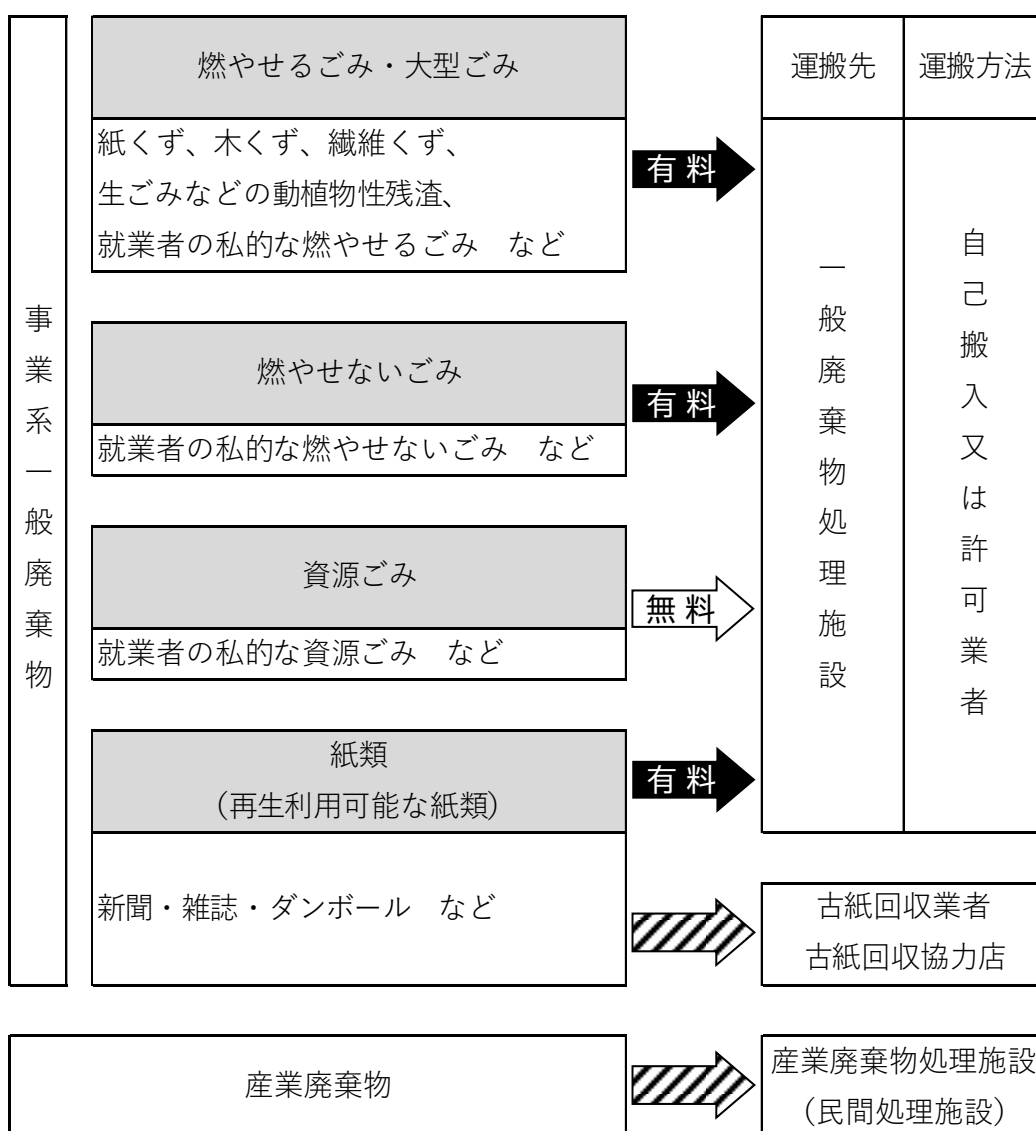
分別区分等	収集回数	収集運搬方法	実施主体
燃やせるごみ	週2回	ごみステーション収集	委託業者
燃やせないごみ	月1回		
プラスチック製容器包装	週1回		
びん・缶・ペットボトル	月2回		
紙類	月1回		
危険ごみ	月1回		
びん・缶・ペットボトル	週1回	リサイクルステーション収集	委託業者
大型ごみ	申込制	戸別収集	
拠点回収資源	不定期	資源回収拠点収集	
家庭系ごみ全般 (一時多量ごみ等)	-	許可業者に委託 又は 自己搬入	許可業者 又は排出者

※収集回数は収集地区毎の回数

2-3-6 事業系廃棄物の排出ルール

事業者の責任において、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分けて、事業系一般廃棄物はいわみざわ環境クリーンプラザなどの一般廃棄物処理施設へ自己搬入又は許可業者へ委託して運搬し、産業廃棄物は、産業廃棄物処理施設で適正に処理することとなっています。なお、紙類は、事業系ペーパーリサイクルを行う古紙回収業者などへ排出することができます。また、本市では、事業者がその購入等の経費を支出していない就業者の私的なごみが、事業所において排出された場合は事業系ごみとして取り扱っています。

なお、本市では、事業系ごみの燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び紙類の処理を有料としています。



※有料・無料の別は、いわみざわ環境クリーンプラザへ搬入する場合

図 2-3-1 事業系廃棄物の分別区分と処理方法

2-3-7 自己処理等

(1) 集団資源回収

本市では、従来から町会などを中心に集団資源回収が実施されており、平成24年度から対象となる資源の回収量1kgにつき2円の奨励金を交付しています。

現在、奨励金の対象となっている品目は、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、アルミ缶、及び一升びん・ビールびんのリターナブルびんです。

(2) 生ごみの自己処理

本市では、家庭での生ごみ堆肥化を推進するために、生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入の助成金制度を実施しています。容器1個当たり購入金額の9割(上限6,600円)を助成しており、1世帯2個まで利用可能です。また、以前に助成金を受けたことがあっても、前回購入日から5年経過すれば、更新についても助成対象としています。

また、電気を利用して生ごみを処理する電動生ごみ処理機の購入についても助成を行っています。乾燥方式・微生物分解方式等によるもの(ディスポーザー型は対象外)を対象としており、1台当たり購入金額の5割(上限20,000円)を助成しています。1世帯1台まで助成可能です。

ごみ・環境総合案内所「クリーンエコ」では、電動生ごみ処理機の貸し出しやダンボールコンポストの販売、普及・啓発を行うとともに、生ごみを受け入れ、減容化処理を行っています。

(3) 事業系ペーパーリサイクル

事業所から廃棄される古紙類の減量化を図るために、事業者によるペーパーリサイクルを平成16年度から実施しています。これは協力する事業所を「オフィス町内会³」として登録し、許可業者が回収し、登録事業者及び回収量が本市に報告される取組みです。

現在、回収対象となる紙は新聞紙、雑誌、上質紙、シュレツダー紙、ダンボールの5種類です。

2-3-8 適正処理困難物

本市では、廃棄物処理法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するリサイクル家電などの、法で処理方法が定められているもの、毒性、感染性、爆発性、引火性その他の危険性のあるもの、いわみざわ環境クリーンプラザの各施設での処理が困難な廃棄物等について、適正処理困難物と指定し、該当するごみの受け入れをしていません。

適正処理困難物の品目、処理方法等については、一般廃棄物処理実施計画に記載し、排出者の責任で処理することとしています。

3 オフィス町内会：一般廃棄物の収集許可業者と事業所が連携し、古紙を資源回収するシステムです。

2-4. ごみ処理の流れ

本市のごみ処理フローを図 2-4-1に示します。

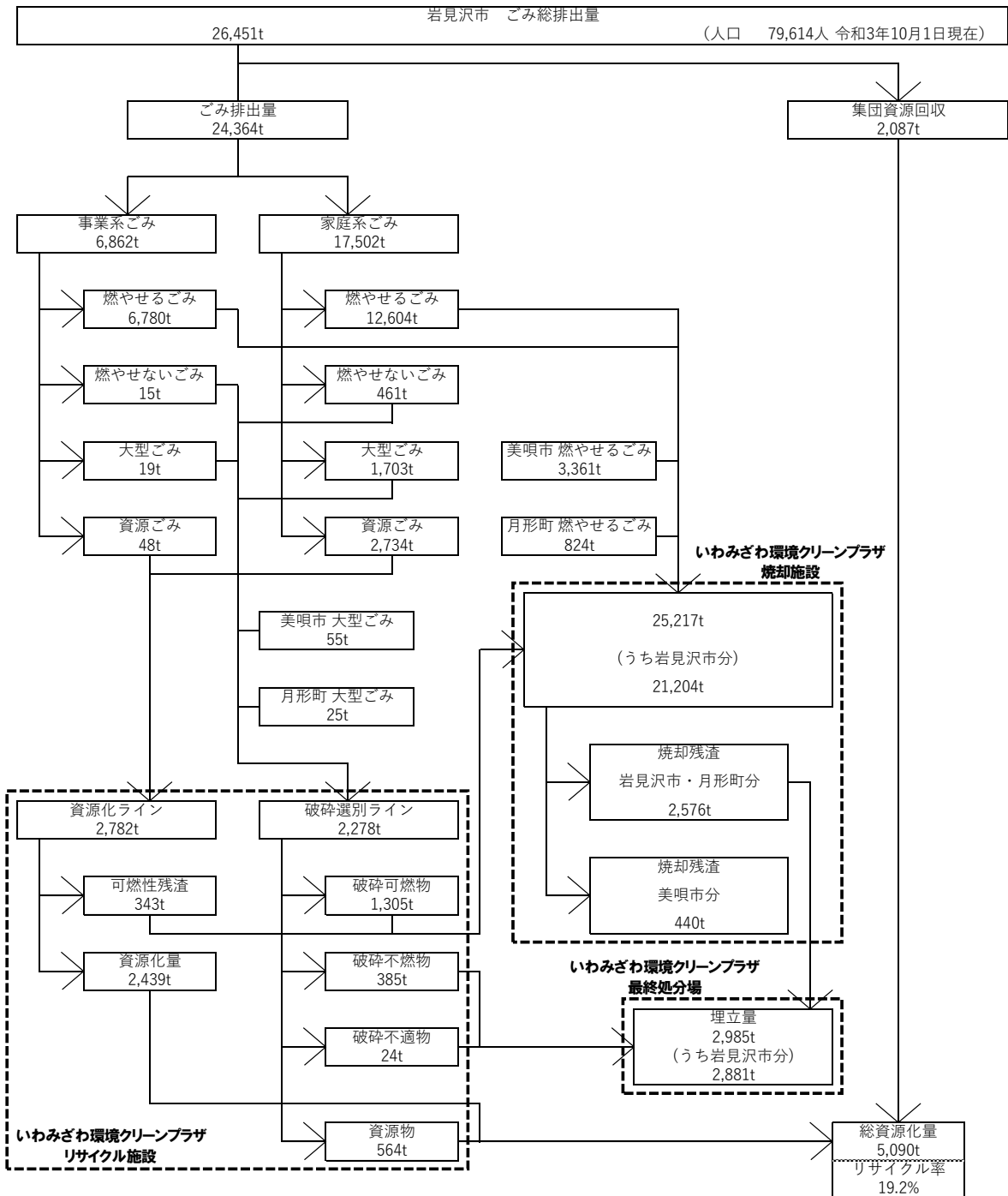


図 2-4-1 現在のごみ処理フロー(令和3年度)

2-5. ごみ処理状況

2-5-1 ごみ排出量の現状

ごみ排出量の推移を表 2-5-1に、1人1日当たりのごみ排出量(以下、「原単位」といいます。)を表 2-5-2に示します。

表 2-5-1 ごみ排出量の推移

単位：t

区分	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
ごみ排出量	24,900	24,891	24,790	24,289	24,364
家庭系ごみ	17,432	17,461	17,484	17,414	17,502
一般ごみ	14,414	14,431	14,546	14,578	14,769
燃やせるごみ	13,055	12,894	12,855	12,774	12,605
燃やせないごみ	434	464	458	454	461
大型ごみ	925	1,073	1,233	1,350	1,703
資源ごみ	3,018	3,030	2,938	2,836	2,733
事業系ごみ	7,468	7,430	7,306	6,875	6,862
一般ごみ	7,346	7,345	7,211	6,817	6,813
燃やせるごみ	7,333	7,296	7,169	6,785	6,780
燃やせないごみ	7	11	8	5	14
大型ごみ	24	38	34	27	19
資源ごみ	104	85	95	58	49

表 2-5-2 ごみ排出量原単位の推移

単位：g/人・日

区分	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
ごみ排出量	821	832	839	836	851
家庭系ごみ	575	584	592	599	611
一般ごみ	475	482	492	502	516
燃やせるごみ	430	431	435	440	440
燃やせないごみ	14	16	16	16	16
大型ごみ	30	36	42	46	59
資源ごみ	100	101	99	98	96
事業系ごみ	246	248	247	237	240
一般ごみ	243	246	244	235	238
燃やせるごみ	242	244	243	234	237
燃やせないごみ	0	0	0	0	0
大型ごみ	1	1	1	1	1
資源ごみ	3	3	3	2	2

※ごみ排出量原単位(g/人・日)＝ごみ排出量(t)÷人口(人)÷年間日数(日)×10⁴

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

第2章 ごみ処理の現状と課題

(1) 家庭系ごみの排出状況

家庭系ごみの排出量の推移をみると、人口は減少しているが燃やせるごみ及び燃やせないごみは横ばいで、大型ごみについては増加傾向にあり、原単位の推移をみても、一般ごみは増加傾向となっています。人口動態や住宅・空家数の変化等の社会的要因や新型コロナウイルス感染症により身の回りを整理する方が増加したこと、ネットショッピングの利用者が増加したこと、外食産業においてはテイクアウトやデリバリーの利用者が増加したことが主な要因と考えられます。

資源ごみは、平成23年12月からのプラスチック製容器包装の全市的な分別収集の開始、平成26年3月からの紙類、危険ごみの分別収集の開始及びびん・缶・ペットボトルのごみステーションでの収集の開始により増加していましたが、平成27年度の有料化以降は減少傾向となっており、適正分別率の低下が主な要因と考えられます。

表 2-5-3 人口・死亡者数の推移

単位：人

区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
人 口	82,823	81,778	80,410	79,352	78,112
死亡者数	1,103	1,166	1,169	1,089	1,220

資料（人口）：住民基本台帳(各年12月31日現在)
資料（死亡者数）：岩見沢市統計書(2022年版)

表 2-5-4 人口・死亡者数の推移

単位：戸

	平成20年	平成25年	平成30年
住 宅 数	41,480	41,700	41,610
空 家 数	4,610	4,630	5,260

資料：住宅・土地統計調査

(2) 事業系ごみの排出状況

事業系ごみの排出量の推移をみると、やや減少傾向にありますが、原単位の推移はほぼ横ばいとなっています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したと考えられます。

2-5-2 処理人口

人口及び世帯数の推移を表 2-5-5に示します。人口、世帯数ともに減少傾向にあります。なお、人口は、各年度の10月1日現在の人口としています。

表 2-5-5 人口及び世帯数の推移

区分	行政区域内人口(人)	世帯数(世帯)	一世帯当たり人口(人/世帯)
平成29年度	83,091	41,897	1.98
平成30年度	81,963	41,820	1.96
令和元年度	80,746	41,651	1.94
令和 2年度	79,614	41,589	1.91
令和 3年度	78,417	41,356	1.90

資料：住民基本台帳・外国人登録を含む

2-5-3 不適正排出の状況

過去5年間の不適正排出に対する警告ステッカーの貼付枚数を図 2-5-1に示します。

平成27年4月にごみの有料化を開始し、その後貼付総枚数は減少傾向にありましたが、分別基準、方法の適正化を図ったため、令和2年度からは増加しています。品目別にみると、プラスチック製容器包装への貼付が最も多く、プラマークの無いもの、プラスチック製品の混入などが主な原因となっています。

また、排出されているごみの中には事業系ごみの疑いがあるものがあります。

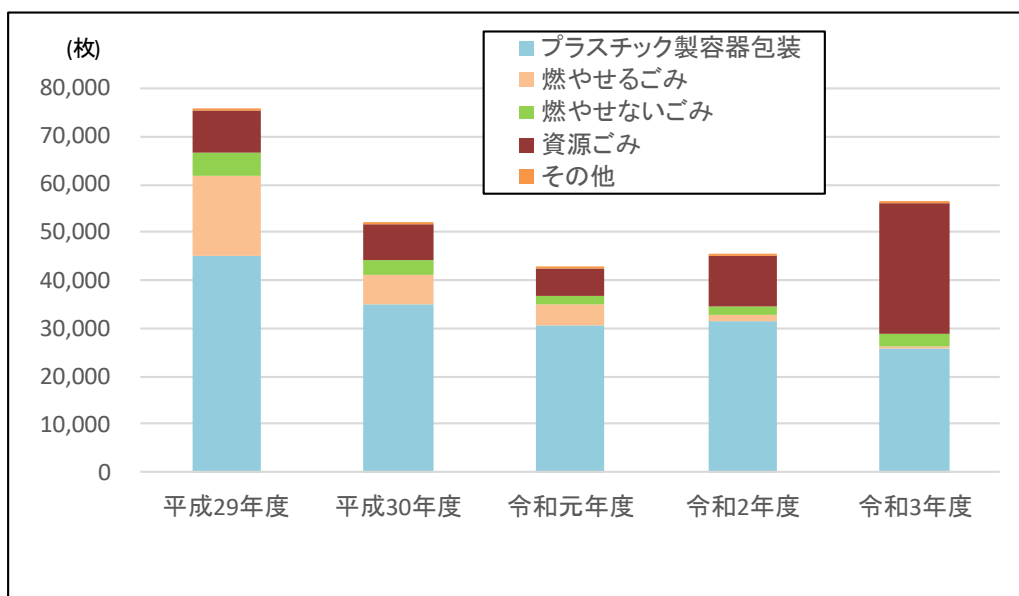


図 2-5-1 不適正排出ステッカー貼付状況

第2章 ごみ処理の現状と課題

2-5-4 自己処理等の状況

(1) 集団資源回収

回収実績をみると、資源物の回収量は年々減少しており、令和3年度は、2,1087tとなっています。

表 2-5-6 集団資源回収による回収実績

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
紙類	t	2,551	2,412	2,257	2,009	1,993
びん	t	15	14	13	9	9
缶	t	82	81	85	87	85
ペットボトル	t	5	2	2	2	0
集団資源回収計	t	2,654	2,508	2,353	2,106	2,087
実施団体数	団体	206	207	192	193	195

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

(2) 市の生ごみ自己処理

学校給食共同調理場や市立病院等の市の施設から発生する生ごみの処理実績を表 2-5-7に示します。

令和3年度までは、栗沢ラインガルテンにおいて生ごみの堆肥化処理を行っていましたが、設備の老朽化により継続が困難となり廃止することとなりました。令和4年度以降は、市立総合病院から発生する生ごみを、ごみ・環境総合案内所クリーンエコにて減容化処理を行います。

表 2-5-7 栗沢ラインガルテンにおける生ごみの処理実績

単位：t

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理量	66	45	42	37	39

(3) 事業系ペーパーリサイクル

表 2-5-8に回収実績を示します。

回収量は、年度ごとにばらつきがあり、令和3年度では約2,035tとなっています。

表 2-5-8 事業系ペーパーリサイクルによる回収実績

単位：t

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回収量	2,771	2,303	2,475	2,284	2,035

2-5-5 ごみ処理実績

(1) 収集運搬

ごみの有料化後の実施主体別の収集運搬量を表 2-5-9に示します。

委託業者による回収は減少傾向にある一方、処理施設への直接搬入は増加傾向にあります。

表 2-5-9 実施主体別収集運搬量

単位：t

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託業者	15,766	15,551	15,407	15,290	14,952
許可業者	6,731	6,892	6,888	6,407	6,561
直接搬入	2,246	2,315	2,366	2,492	2,755
市直営	157	133	129	100	96
合計	24,900	24,891	24,790	24,289	24,364

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

第2章 ごみ処理の現状と課題

(2) 中間処理

① 破碎選別・資源化処理

令和3年度の破碎選別・資源化処理の処理実績を表 2-5-10に示します。

表 2-5-10 破碎選別・資源化処理の処理実績

単位：t

区分			平成27年度	令和3年度	
搬入	破碎選別ライン	燃やせないごみ	岩見沢市分	467	476
		大型ごみ	岩見沢市分	1,048	1,722
			美唄市分	26	55
			月形町分	27	25
			合計	1,101	1,802
	合計	1,568	2,278		
	(うち岩見沢市分)		(1,515)	2,198	
資源化ライン	資源ごみ	岩見沢市分	3,242	2,782	
合計	(うち岩見沢市分)		4,810	5,060	
			(4,757)	4,980	
搬出	焼却処理施設	破碎可燃物	岩見沢市分	683	1,229
			美唄市分	26	55
			月形町分	22	20
			合計	731	1,304
		可燃性残渣	岩見沢市分	247	343
	合計	978	1,647		
	(うち岩見沢市分)		(930)	1,572	
	最終処分場	破碎不燃物	岩見沢市分	284	381
			月形町分	5	4
			合計	289	385
		破碎不適物	岩見沢市分	13	24
	合計	302	409		
	(うち岩見沢市分)		(297)	(405)	
	資源化 (岩見沢市分)	破碎選別ライン	金属・木類	359	246
			破碎鉄・破碎アルミ	176	318
合計			535	564	
資源化ライン		プラスチック製容器包装	951	825	
		びん・缶・ペットボトル	1,271	1,025	
		紙類	615	436	
		その他	158	153	
合計	2,995	2,439			
合計	3,530	3,003			
合計	4,810	5,059			

② 焼却処理

令和3年度の焼却処理の処理実績を表 2-5-11に、発電実績を表 2-5-12に示します。

表 2-5-11 焼却処理実績

単位：t

区分			平成27年度	令和3年度	
搬入	燃やせるごみ	岩見沢市分	19,902	19,633	
		美唄市分	3,238	3,361	
		月形町分	763	824	
		合計	23,903	23,818	
	リサイクル施設	破碎可燃物	岩見沢市分	683	1,229
			美唄市分	26	55
			月形町分	22	20
		合計	731	1,304	
		可燃性残渣	岩見沢市分	247	343
	合計(焼却処理量)	岩見沢市分	20,832	21,205	
		美唄市分	3,264	3,416	
		月形町分	785	844	
合計		24,881	25,465		
搬出	焼却残渣	岩見沢市分	2,417	2,476	
		美唄市分	393	440	
		月形町分	90	101	
		合計	2,900	3,017	

※燃やせるごみは、水分蒸発等によるごみ量減があり、ごみ排出量と一致していません。

表 2-5-12 焼却施設発電量

区分	単位	平成27年度	令和3年度
発電量	kWh	7,882,450	8,271,960
焼却処理量1t当たり発電量	kWh/t	317	325

③ 最終処分

令和3年度の最終処分の処理実績を表 2-5-13に示します。

表 2-5-13 最終処分量実績

単位：t

区分			平成27年度	令和3年度
リサイクル施設	破碎不燃物	岩見沢市分	284	381
		月形町分	5	4
		合計	289	385
	破碎不適物	岩見沢市分	13	24
焼却施設	焼却残渣	岩見沢市分	2,417	2,476
		月形町分	90	101
		合計	2,507	2,577
合計(最終処分量)	岩見沢市分	2,714	2,881	
	月形町分	95	105	
	合計	2,809	2,986	
覆土		1,619	526	

2-6. 家庭系ごみの組成

家庭ごみの適正分別率を図 2-6-1に示します。また、令和4年3月に行った燃やせるごみ及び燃やせないごみの組成分析調査の結果を図 2-6-2、図 2-6-3に示します。

2-6-1 燃やせるごみ

燃やせるごみの組成について、平成30年度に適正分別率が87.0%に一時悪化しましたが、令和3年度では93.90%に改善しています。混入物の中には「紙類」が多く含まれており、分別排出の意識付けが必要です。

なお、燃やせるごみのうち生ごみの割合が36.56%(令和4年3月調査)と大半を占めており、食品ロスの削減や水切りによるごみの減量の効果が高いと考えられます。

2-6-2 燃やせないごみ

燃やせないごみの組成について、令和元年度に97.50%であった適正分別率は令和3年度には89.30%まで悪化しており、分別意識の改善が必要となっています。また、全体に対してわずかですが、モバイルバッテリーや電子タバコといった発火の危険があるごみの混入が見られ、収集車両や処理施設の火災や事故の原因にもなることから、排出ルールの徹底が必要です。

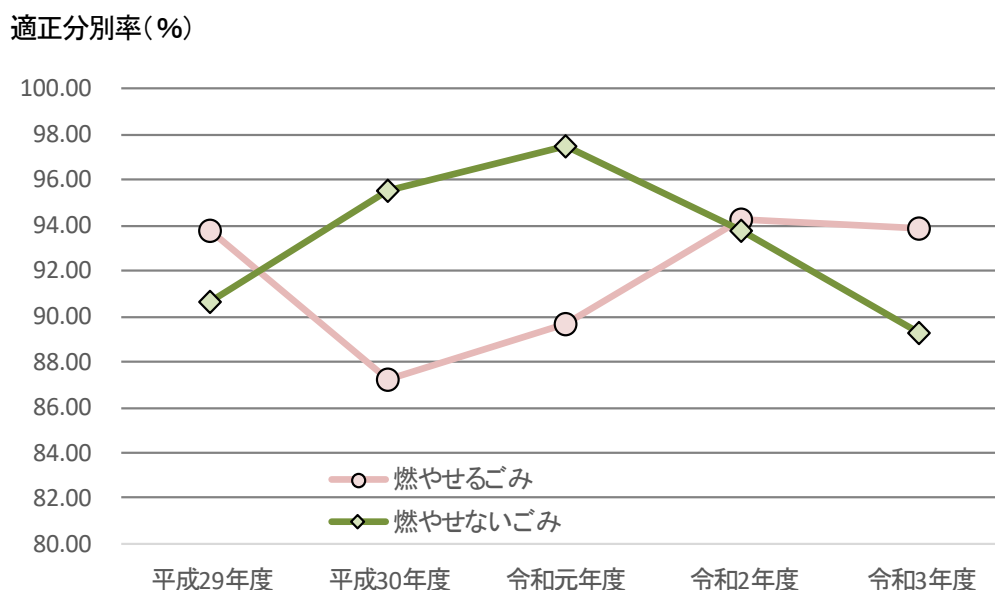


図 2-6-1 適正分別率

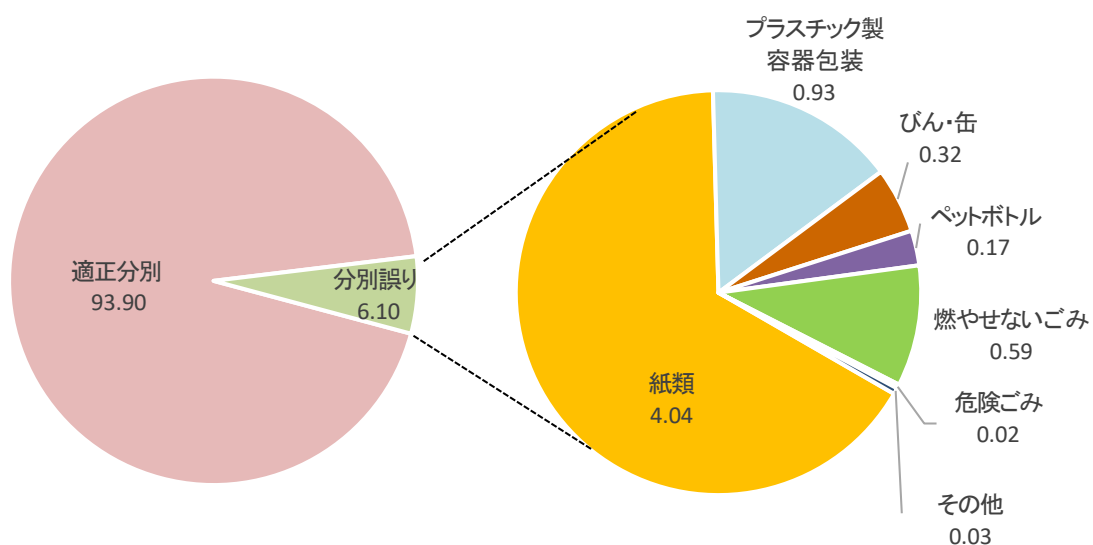


図 2-6-2 家庭系燃やせるごみの組成
(令和4年3月)

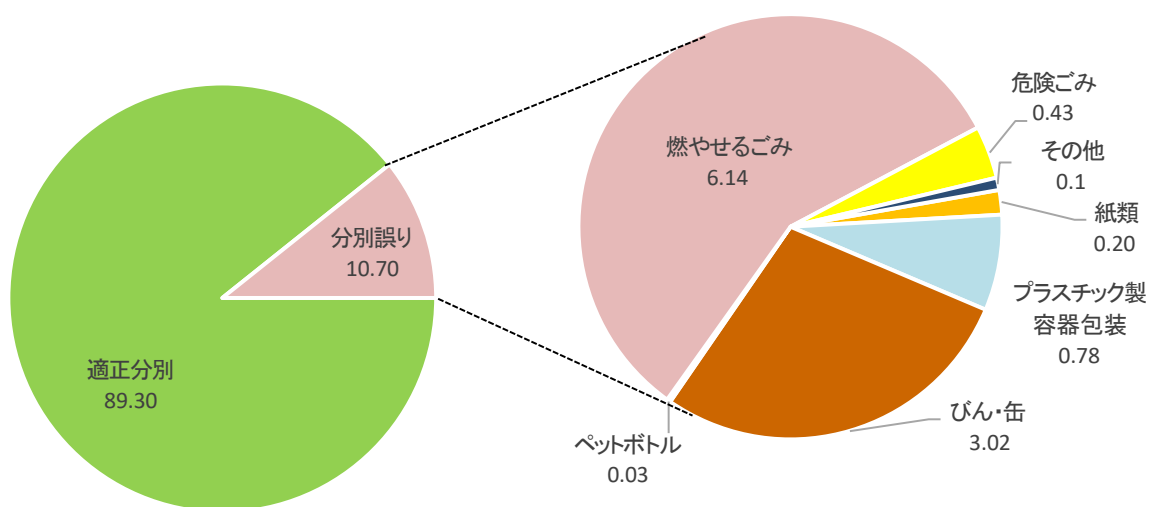


図 2-6-3 家庭系燃やせないごみの組成
(令和4年3月)

2-7. ごみ処理システムの評価

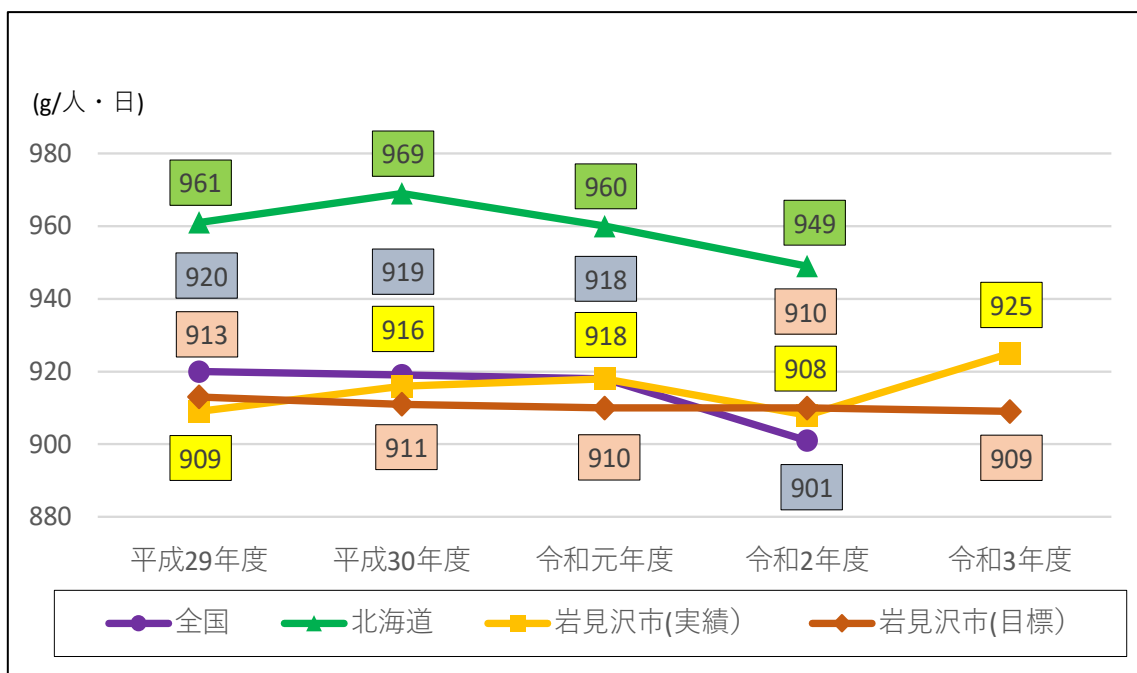
本市のごみ処理について、排出量・リサイクル・減量化・最終処分の観点で指標化し、全国・北海道と比較・評価するとともに、現計画の目標の達成状況を確認します。

なお、全国・北海道との比較・評価は、一般廃棄物処理実態調査の最新値である令和2年度の実績値とします。

2-7-1 原単位

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量原単位の実績を全国・北海道実績と合わせて図 2-7-1に示します。本市では、令和2年度は減少に転じましたが、令和3年度には増加し1人1日あたりの排出量は925gとなっています。空家の増加や断捨離による大型ごみの増が原因とみられます。



※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

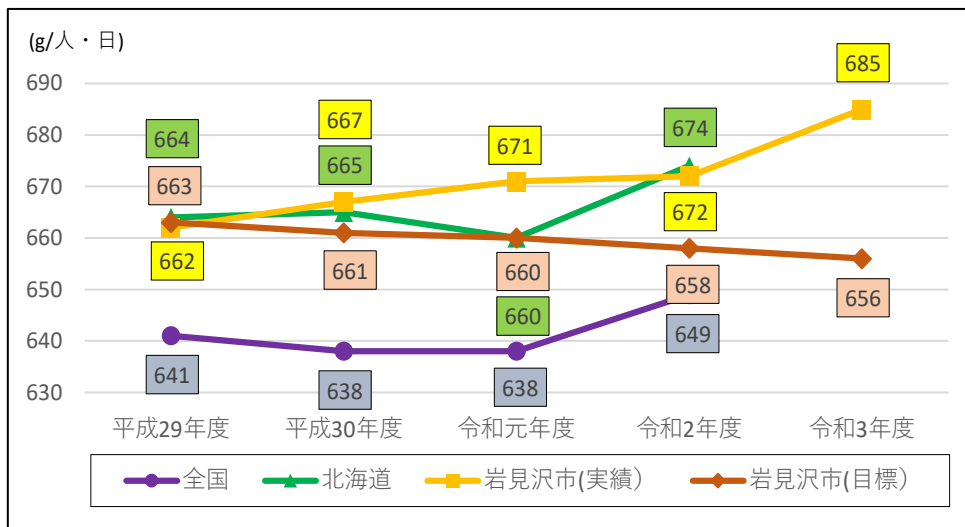
※ごみ総排出量原単位(g/人・日) = ごみ総排出量(t) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

※ごみ総排出量(t) = ごみ排出量(家庭系・事業系) + 集団資源回収量

図 2-7-1 ごみ総排出量原単位の比較

(2) 家庭系廃棄物量

家庭系廃棄物量原単位の実績を全国・北海道実績と合わせて図 2-7-2に示します。本市では年々増加傾向にあり、令和3年度の1人1日あたりの排出量は685gとなっています。



※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

※家庭系廃棄物量原単位(g/人・日) = 家庭系廃棄物量(t) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

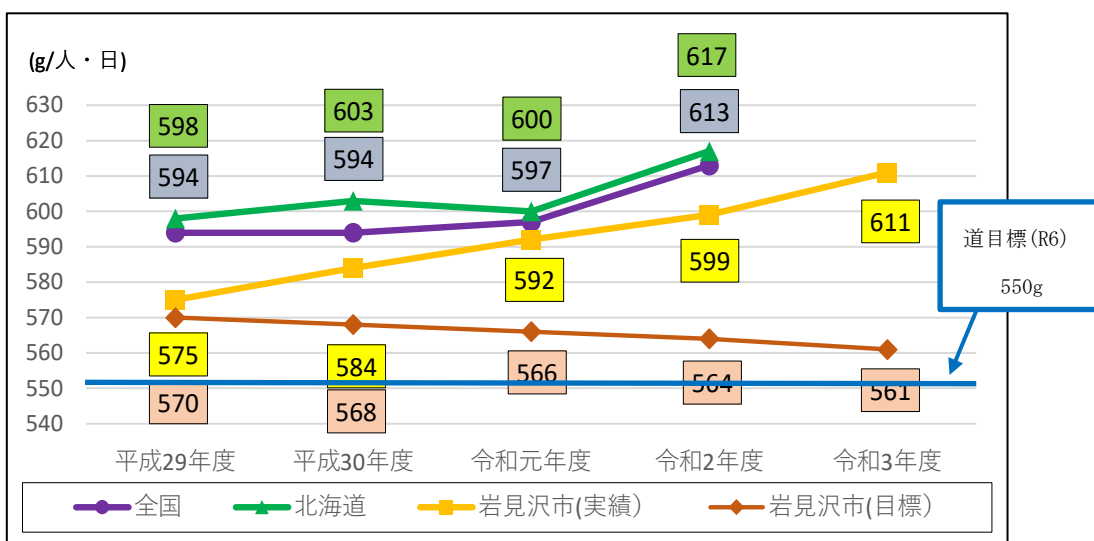
※家庭系廃棄物量(t) = 家庭系ごみ量 + 集団資源回収量

図 2-7-2 家庭系廃棄物量原単位の比較

(3) 家庭系ごみ量

家庭系ごみ量原単位の実績を全国・北海道実績と合わせて図 2-7-3に示します。本市では増加傾向にあり、令和3年度では1人1日あたり611gとなっています。

また、令和3年度では北海道廃棄物処理計画(第5次)による令和6年度における北海道の目標値550gを59g上回っています。



※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

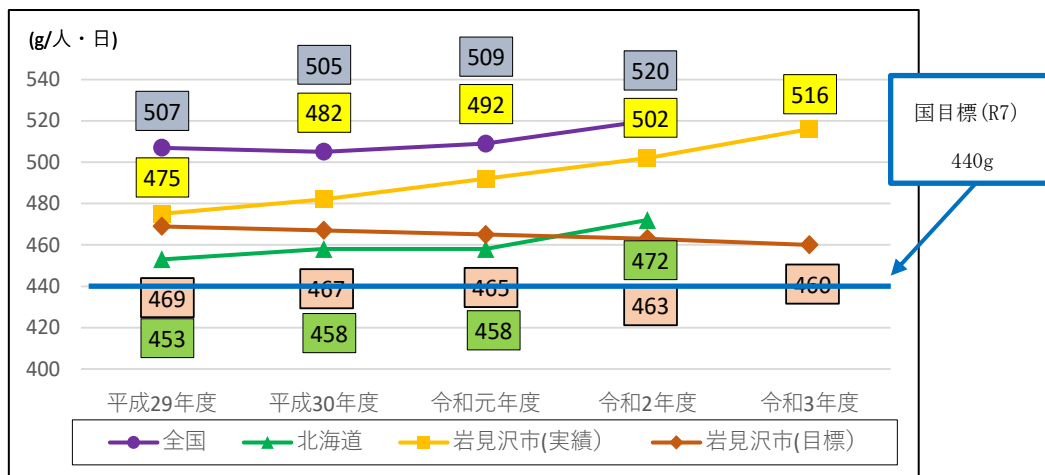
※家庭系ごみ量原単位(g/人・日) = 家庭系ごみ量(t) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

図 2-7-3 家庭系ごみ量原単位の比較

(4) 家庭系一般ごみ量

家庭系一般ごみ量原単位の実績を全国・北海道実績と合わせて図 2-7-4に示します。岩見沢市の原単位は増加傾向にあり、令和3年度では1人1日あたり516gとなっています。分別区分によっては、生ごみをたい肥化するため資源ごみに区分している自治体もあるため、北海道の平均値は低くなっています。

また、現状値では第四次循環型社会形成推進基本計画による令和7年度における国の目標値440gを76g上回っています。



※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

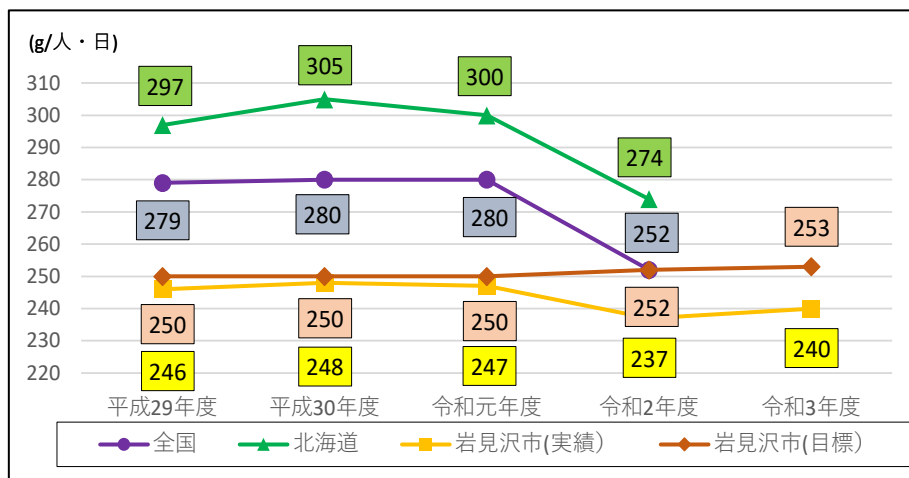
※家庭系一般ごみ量原単位(g/人・日) = 家庭系一般ごみ量(t) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

※家庭系一般ごみ量は、家庭系ごみ量から資源ごみ量を除いた量としています。

図 2-7-4 家庭系一般ごみ量原単位の比較

(5) 事業系ごみ量

事業系ごみ量原単位の実績を全国・北海道実績と合わせて図 2-7-5に示します。本市では令和元年度までは横ばいで推移し、令和2年度において減少に転じましたが、令和3年度では増加しています。



※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

※事業系ごみ量原単位(g/人・日) = 事業系ごみ量(t) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

図 2-7-5 事業系ごみ量原単位の比較

(6) ごみ排出量原単位の評価

ごみ排出量原単位は、当計画策定時には、各ごみ排出量区分別それぞれで、全国・北海道の平成26年度実績及び現計画の平成27年度目標値を下回っていましたが、その後排出量の増加により、目標値を達成できていない項目が出てきました。今後は、家庭系一般ごみの第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値440g/人・日を目指して、ごみ減量の取組みが必要と考えられます。

2-7-2 リサイクル率

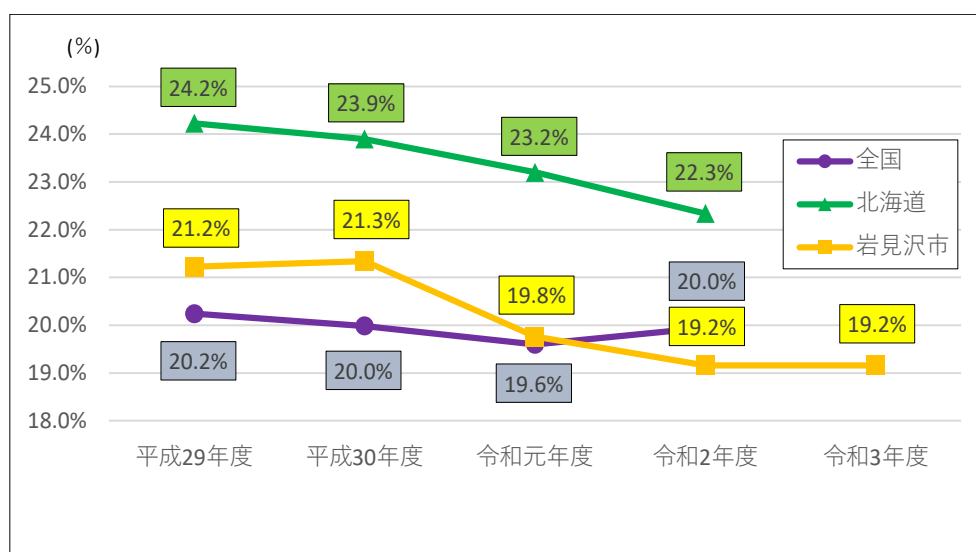
処理するごみのうち、再資源化される割合を「リサイクル率」と定義し、リサイクルの状況を評価します。本市のリサイクル率の推移を表 2-7-1に示します。また、リサイクル率を全国・北海道と比較した結果を図2-7-6に示します。

リサイクル率は、全国的に年々低下傾向にあり、本市では令和3年度は19.2%となっています。全国・北海道と比較すると、令和2年度で全国より0.8ポイント、北海道より3.1ポイント低い状況です。

表 2-7-1 本市のリサイクル率の推移

単位：t

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①ごみ処理量	24,608	24,363	25,064	24,468	24,451
②集団資源回収	2,654	2,508	2,353	2,106	2,087
③処理後再生利用量	3,132	3,227	3,065	2,986	3,003
④総資源化量(②+③)	5,786	5,735	5,418	5,092	5,090
⑤リサイクル率(④/(①+②))	21.2%	21.3%	19.8%	19.2%	19.2%



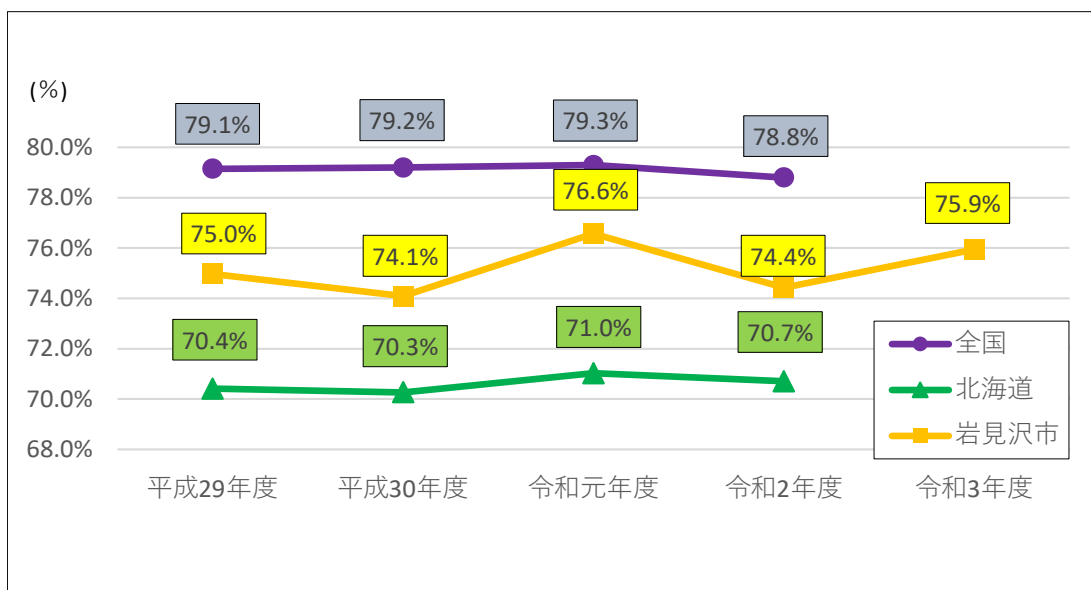
※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値を引用

図 2-7-6 リサイクル率の比較

2-7-3 処理による減量率

中間処理するごみのうち、焼却や破砕選別処理等の中間処理により減量される割合を「処理による減量率」と定義します。本市の実績を全国・北海道と合わせて図 2-7-7に示します。本市の減量率はおおむね横ばいとなっており、令和3年度では75.9%となっています。令和2年度では北海道より3.7ポイント高く、全国より4.4ポイント低くなっています。

本市では、平成27年のいわみざわ環境クリーンプラザ供用開始に合わせて、生ごみや容器包装以外のプラスチック等の分別区分の変更を行い、それまで破砕処理後に埋立処理をしていた生ごみや容器包装以外のプラスチック等を焼却処理していますが、処理による減量率がおおむね横ばいで推移しています。



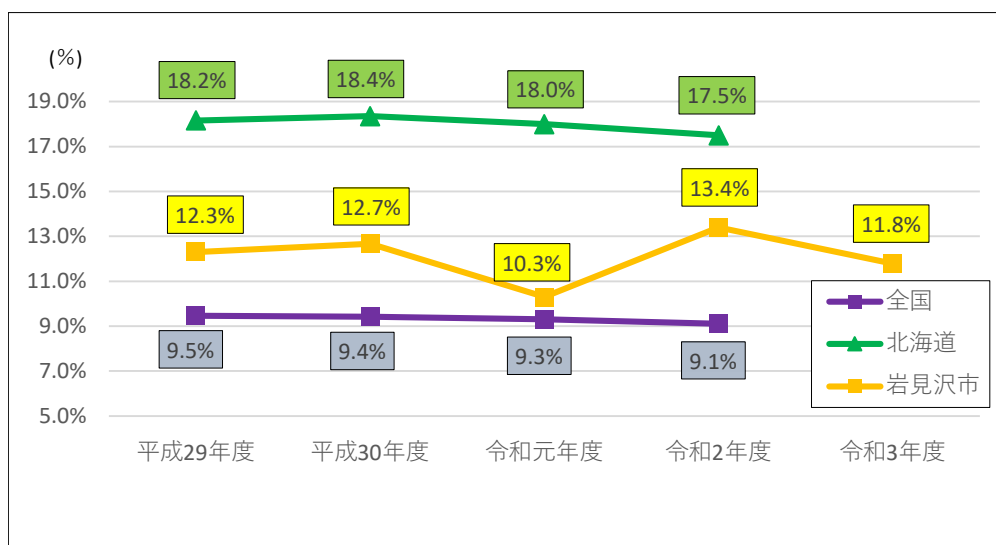
※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成
 ※中間処理による減量化率=減量化量÷中間処理量
 ※減量化量=中間処理量-処理後資源化量-処理後最終処分量

図 2-7-7 処理による減量率の比較

2-7-4 最終処分率

ごみ処理量のうち最終処分される量の割合を「最終処分率」と定義し、最終処分率の実績を全国・北海道と合わせて図 2-7-8に示します。本市の最終処分率は横ばいで推移しており、令和3年度では11.8%となり、令和2年度では北海道より4.1ポイント低く、全国より4.3ポイント高くなっています。

本市では、平成27年のいわみざわ環境クリーンプラザ供用開始に合わせて、生ごみや容器包装以外のプラスチック等の分別区分の変更を行い、それまで破砕処理後に埋立処理をしていた生ごみや容器包装以外のプラスチック等を焼却処理しています。



※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

図 2-7-8 最終処分率の比較

2-8. ごみ処理費用

現在のごみ処理方法において、処理に要するコストを整理します。

2-8-1 ごみ処理費用の推移

平成29年度から令和3年度までのごみ処理費用の推移を表 2-8-1に示します。

年々、ごみ処理に係る費用が増加傾向にあり、令和3年度では、約14億2千万円となっています。1人当たりの処理費用についても同様の傾向がみられ、平成29年度は約16,065円/人・年だったものが、令和3年度には約18,090円/人・年と約13%増加しています。

令和元年10月からの消費増税、燃料等物価の上昇などが、ごみ処理費用が増加している要因となっています。

ごみ処理手数料収入は、ごみ処理の有料化制度の運営経費、ごみステーション等の設置助成金や集団資源回収奨励金、ごみの減量や適正排出に係る環境教育等の普及啓発事業に充当し、残額をごみ処理費用に充当しています。

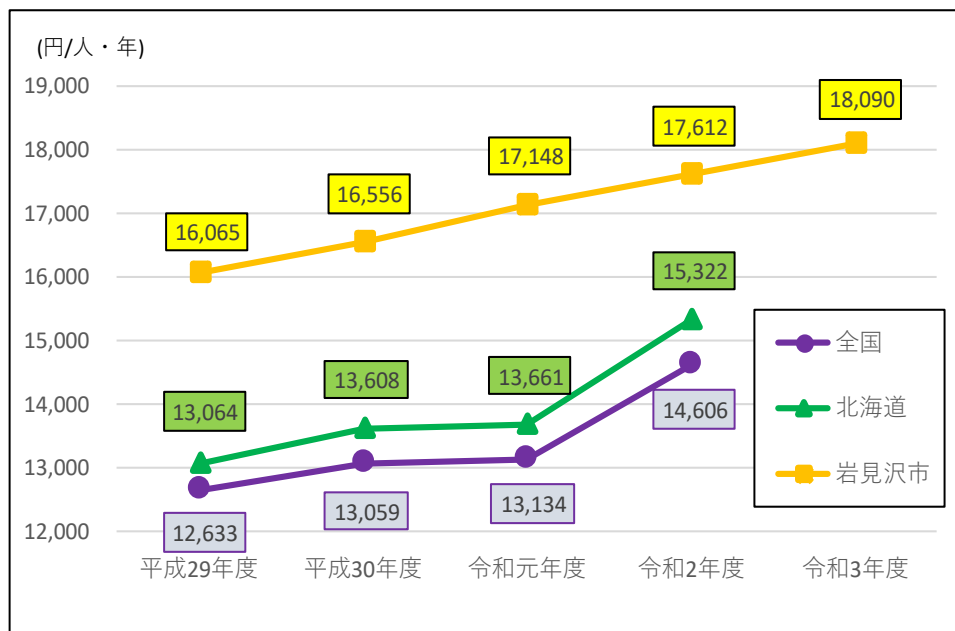
表 2-8-1 ごみ処理費用の推移

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
処理及び 維持管理 費用	人件費	千円/年	77,288	71,811	75,109	78,244	69,250
	処理費	千円/年	10,694	8,919	12,404	11,190	13,177
	車両購入費	千円/年	0	0	0	0	
	委託費	千円/年	1,226,944	1,256,064	1,278,461	1,294,501	1,313,959
その他	千円/年	19,932	20,151	18,665	18,262	22,212	
合計	千円/年	1,334,858	1,356,945	1,384,639	1,402,197	1,418,598	
行政区域内人口	人	83,091	81,963	80,746	79,614	78,417	
1人当たり処理費用	円/人・年	16,065	16,556	17,148	17,612	18,090	
ごみ排出量	t	24,900	24,891	24,790	24,289	24,364	
ごみ1t当たり処理費用	円/t・年	53,609	54,515	55,855	57,730	58,225	

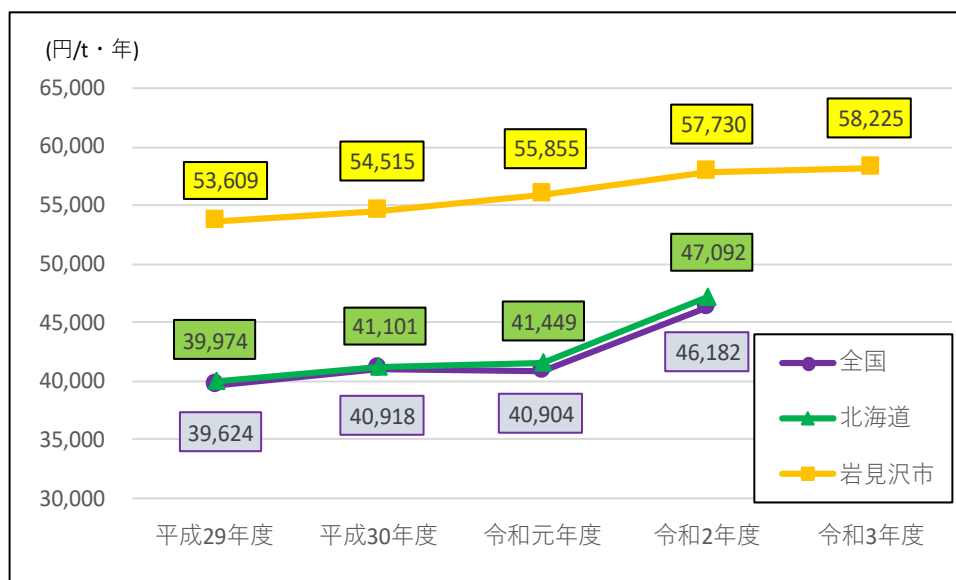
※ごみ処理費用は建設改良費を除いて集計しています。

※行政区域内人口は住民基本台帳・10月1日値・外国人登録を含む。

1人当たり処理費用及びごみ1t当たり処理費用を全国・北海道と比較した結果を図 2-8-1に示します。住民1人当たり処理費用及びごみ1t当たり処理費用ともに、全国・北海道を上回っています。年々、処理費用が増加傾向であるため、住民1人当たり処理費用及びごみ1t当たり処理費用についても増加傾向にあります。



～1人当たり処理費用～



～ごみ1 t 当たり処理費用～

※全国・北海道は一般廃棄物処理実態調査(環境省)より作成

図 2-8-1 ごみ処理費用の比較(平成29年度～令和3年度)

2-8-2 処理部門別費用の推移

ごみ収集・運搬、中間処理、最終処分処理部門ごとの処理及び維持管理費用の推移を図 2-8-2に、処理部門別の1人当たり年間処理単価の推移を図 2-8-3に示します。

全ての部門において費用が年々増加傾向となっています。

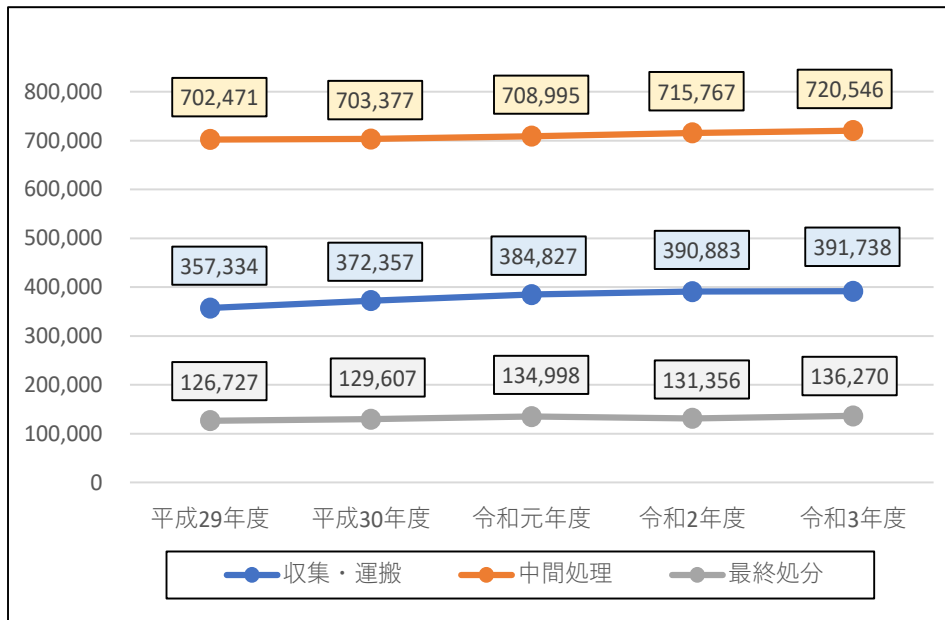


図 2-8-2 処理及び維持管理費用の推移(平成29年度～令和3年度)

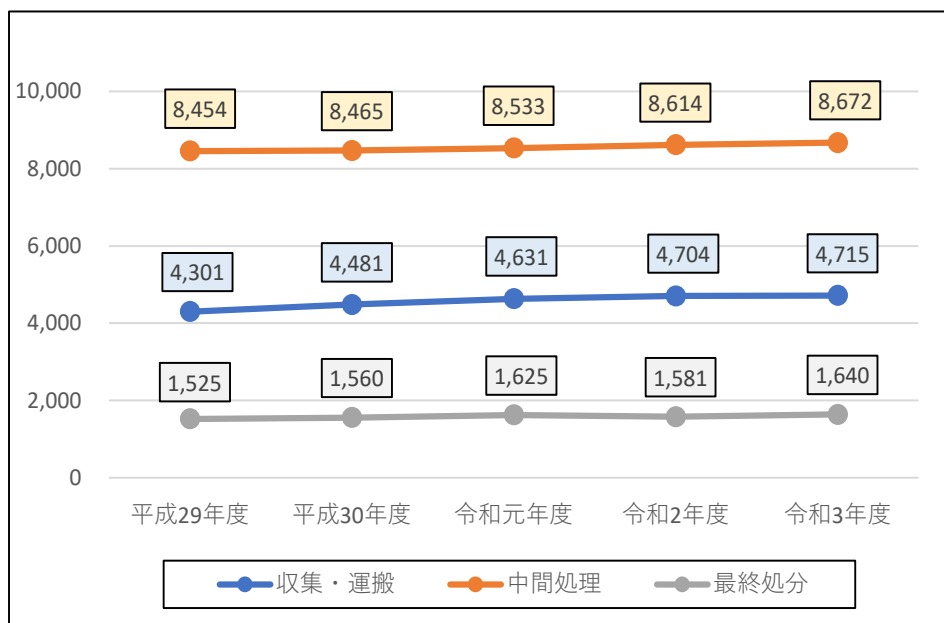
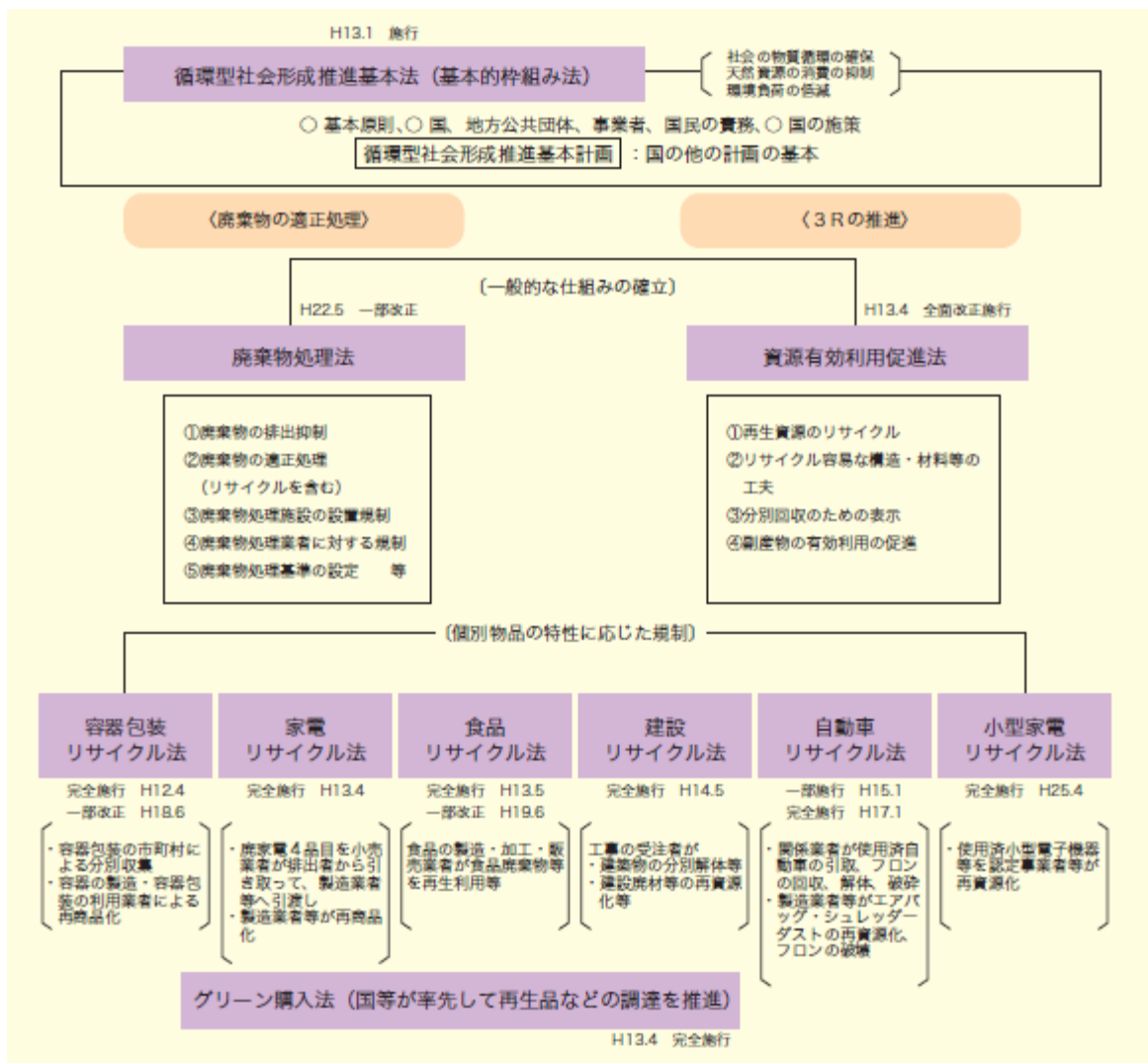


図 2-8-3 処理部門別の1人当たり年間処理単価の推移(平成29年度～令和3年度)

2-9. 関連法令の動向

平成12年の通常国会で、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤として「循環型社会形成推進基本法」が制定され、図 2-9-1に示す法体系のもとで各法律が改正、施行されています。今後、これらのリサイクル関連法の着実かつ適切な運用により、廃棄物の資源化を進め、天然資源の消費を抑制する循環型社会の形成を図る必要があります。



資料：資源循環ハンドブック2020

図 2-9-1 循環型社会の形成のための施策体系

2-9-1 容器包装リサイクル法

家庭から出るごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進を目的として、平成7年に施行されました。平成9年4月より、びん、缶、ペットボトル及び紙パックが、平成12年より紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び段ボールが対象品目とされてきました。

法律施行以降、容器包装のリサイクルは、全国で普及し、分別回収率の増加に伴い、処理量が減少し、最終処分場の残余年数の改善がみられてきましたが、分別収集、選別・保管に係るコストの増加が課題として浮かび上がっています。

また、ペットボトル等一部の容器包装については、水平リサイクル⁴の取組みが進められている現状を踏まえ、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進するため、国は、「ペットボトルリサイクルの在り方検討会」を立ち上げ、素材産業としてリサイクルを推進するためにふさわしい制度の在り方の検討を行っています。

2-9-2 家電リサイクル法

廃家電には鉄・銅、ガラスなどの有用な資源が多く含まれており、その資源の有効利用の促進を目的として、平成13年4月に施行されました。エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が対象となっており、消費者に費用負担を、家電メーカーに回収とリサイクルが義務付けられています。

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託等を受けていない「不用品回収業者」が一般家庭や中小の事務所から排出される使用済家電製品等を収集、運搬等する違法行為を防止するため、平成24年3月19日に、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」が全国自治体に通知され、中古品として市場価値のないものや、中古品としての扱いがなされていないものについては金銭の授受に関係なく「廃棄物」であるということが明確化されました。

また、平成27年3月末に廃家電の回収率目標を家電リサイクル法の基本方針に規定し、回収率を平成30年度までに56%以上とすることが目標とされ、59.7%の実績となり達成しています。

2-9-3 食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減らし、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的として、平成13年5月に施行されました。

令和元年7月に公表された食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、令和6年度までに、再生利用等実施率を食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定されています。また、食品ロスについては、SDGsも踏まえ、2030年度を目標年次として、サプライチェーン全体で2000年度の半減とする目標を設定しています。

4 水平リサイクル：使用済みの製品がいったん資源となり、また同じ製品としてリサイクルされること。

2-9-4 建設リサイクル法

廃棄物の最終処分場のひっ迫、廃棄物の不適正処理・不法投棄等の対策として、平成12年5月に施行されました。特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、分別解体と再資源化、計画の届出、都道府県知事への登録を義務付けることで、公共工事以外の民間工事でも特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進されました。

令和2年9月に策定された「建設リサイクル推進計画2020」では、「建設リサイクル推進計画2014」の達成度を振り返りながら新たな目標を設定するとともに、取り組むべき施策が記載されています。

2-9-5 自動車リサイクル法

使用済自動車の処理工程で発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッターダスト等を適正に処理し、リサイクルを推進するため、平成17年1月に施行されました。生産者は、製品の利益を受ける以上、製品の廃棄とリサイクルについても責任を負うべきという「拡大生産者責任」の考えに基づき、自動車製造業者及び輸入業者に対して、引取及びリサイクル(フロン類については破壊)を義務付けています。

現在、所有者、自動車メーカー、関連事業者など、自動車の産業界が一体となった取組みに支えられ進展してきた自動車リサイクルシステムにより、使用済自動車のほとんどがリサイクルされています。

2-9-6 小型家電リサイクル法

機器に使用されている貴金属などの資源の回収及び再資源化の促進による廃棄物の適正処理と資源の有効利用を目的として、平成25年4月1日に施行されました。

環境省では、事業者が認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、広域的・効率的な回収を促進しています。

近年は、資源価値の下落や残部分の処理費用の高騰などにより、自治体負担が大きくなってきていることが問題となっています。

2-9-7 プラスチック資源循環法

プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制、回収、再資源化等の促進を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年4月に施行されました。資源循環ハンドブックより引用した図 2-9-1には盛り込まれていません。

環境省において、環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した商品であることを認定する仕組みを設けるとともに、認定製品を国が率先して調達する予定です。

2-10. 国・北海道の動向

2-10-1 第四次循環型社会形成推進基本計画

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを旨とし、国は循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づき、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しています。

表 2-10-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

区分		概要	
基本的方向性		<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会づくりとの統合的取組 ・多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化 ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ・適正処理の更なる推進と環境再生 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築 ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 ・循環分野における基盤整備 	
指標及び 数値目標 (2025年度)	物質フロー指標 (代表指標)	入 口	資源生産性：49万円/t
		循 環	入口側の循環利用率：18% 出口側の循環利用率：47%
		出 口	最終処分量：1,300万t
	数値目標のある 補助指標	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりのごみ排出量：約850g ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：約440g ・事業系ごみ排出量：約1,100万t ・出口側の循環利用率：47%（再掲） 	
数値目標のある 取組指標	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会ビジネスの市場規模：平成12年度の約2倍 ・災害廃棄物処理計画策定率：都道府県100%、市町村60% ・廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入⁵の意識：約90% ・具体的な3R行動の実施率：平成24年度調査から約20%上昇 		

5 商品等を購入する際、価格や品質だけではなく、環境への負荷ができるだけ小さくなるものを優先的に購入することをいいます。2001年にグリーン調達⁵の促進を定めるグリーン購入法が制定されています。

2-10-2 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(廃棄物処理基本方針・平成13年5月環境省告示第34号)」を定め、平成28年1月に一部変更・追加をしています。

表 2-10-2 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要(平成28年1月)(1)

区分		主な変更・追加箇所
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
廃棄物の適正な処理に関する目標(令和2年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】約27%に増加 【産業廃棄物】約56%に増加
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	一人一日当たり排出量	【家庭系ごみ】500g/人・日(集団回収量、資源ごみ等を除く)
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスを削減する。 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡す。
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置付けるように努める。 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制を確保する。
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正処理を確保するための必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
廃棄物処理施設の整備に関する基本的事項	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。
その他廃棄物の処理に関する必要な事項		<ul style="list-style-type: none"> 技術開発及び調査研究の推進に当たっては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(中央環境審議会答申)」も踏まえ、戦略的に実施していく。

第2章 ごみ処理の現状と課題

表 2-10-3 廃棄物処理基本方針の主な変更・追加箇所の概要(平成28年1月)(2)

区分	主な変更・追加箇所
施策の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は、可能な限り分別、再生利用等によりその減量を図り、廃棄物の適正な処理が確保されるよう、最終処分量を低減させる。
市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行う。 ・非常災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、被災地域の廃棄物処理施設や最終処分場等を災害廃棄物処理に最大限活用し、極力域内において災害廃棄物処理を行う。 ・大規模災害時には、広域的連携体制で域内の災害廃棄物の処理を行う。
都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じて、災害廃棄物処理計画の策定・見直し、区域内の市町村の災害廃棄物処理計画の策定への支援を行う。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理のための実行計画を必要に応じて速やかに策定するとともに、域内の処理全体の進捗管理に努める。 ・大規模災害時には、速やかに実行計画を策定し、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、被災市町村に対する支援を行う。
国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針を策定し、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画の策定等を進める。 ・地域ブロック間の連携を促進する。 ・非常災害発生時には、地方環境事務所が地域の要となり、災害廃棄物対策について被災自治体等の支援等を行う。 ・大規模災害発生時には、速やかに処理指針を策定し、全体の進捗管理を行うとともに、必要に応じて廃棄物処理特例地域を指定し、廃棄物処理特例基準を定める。
事業者及び技術専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害発生時には、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を促進するよう努める。 ・大量の災害廃棄物又は非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、主体的に処理するよう努める。
大学・研究機関等専門家の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体に対して必要な協力を行う。 ・発災後に重要となる廃棄物量の推計に係る方法論や、被災した市町村への支援の在り方等の検討の精緻化・深化に関して、平時から継続的に重要な役割を果たすよう努める。
災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、平時の備えとして地域ブロック単位で廃棄物処理施設の余力や中期的な計画を共有し、非常災害時にも適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理が行われるよう努める。 ・大規模災害発生時には、公共関与による処理施設等の活用を検討する。 ・地方公共団体は、域内における廃棄物処理施設について、先行投資的な視点、主体的な取組の視点などを踏まえた整備に努める。 ・大規模災害時には、災害廃棄物処理の広域的な連携体制を構築する。 ・国は、地方公共団体の取組を技術的に支援するとともに、地域間協調が促進される財政支援のあり方を検討し、効果的な支援を行う。 ・地方公共団体は、非常災害発生時には、整備した処理施設、協力の得られる民間の処理施設を最大限活用し処理を円滑かつ迅速に行うとともに、必要に応じて適切な仮設施設の設置を含め、処理体制を確保する。
災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、事業者や専門家等と連携し、災害廃棄物処理に係る技術的・システムの課題整理・活用するとともに、災害廃棄物処理に必要な技術開発を行い、得られた成果をわかりやすく周知する。 ・地方公共団体による情報発信を支援することとし、大規模災害時には、処理方針を示すとともに、広域的な連携等の情報発信を行う。 ・地方公共団体は、平時から、災害廃棄物処理に関する住民理解の促進に努める。 ・非常災害時には、災害廃棄物の処理の方針等に関する情報発信を積極的に実施するとともに、非常災害時の廃棄物処理に係る住民理解の確保等に努める。

2-10-3 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、5年毎に国が策定するものです。平成30年6月に策定された廃棄物処理施設整備計画では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とし、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することを定めています。

表 2-10-4 廃棄物処理施設整備計画の概要

区分	概要
計画期間	●平成30年度から令和4年度までの5年間
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ●基本原則に基づいた3Rの推進 ●気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ●地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの発生量の抑制、減量効果の高い処理、最終処分量の削減をし、着実に最終処分を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率：21% → 27% ・最終処分場の残余年数：平成29年度の水準(20年分)を維持 ●焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19% → 21% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：40% → 46% ●し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53% → 70% ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：62% → 76% ・省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量：5万t-CO2 → 12万t-CO2
廃棄物処理システムの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス削減を含めた2Rに関する普及啓発 ・適正な中間処理及び最終処分を行う体制の確保 ●持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化 ・地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用 ●廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・よりエネルギー効率の高い施設への更新 ・小規模の廃棄物処理施設における効率的なエネルギー回収技術の導入 ●廃棄物系バイオマスの利活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者や他の社会的インフラ施設等との連携 ・他の未利用バイオマスとの混合処理 ●災害対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築 ・燃料や資機材等の備蓄 ・災害時における廃棄物処理に係る訓練 ●地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興 ・災害時の防災拠点としての活用 ・循環資源に関わる民間事業者等との連携 ・環境教育・環境学習機会の提供 ●地域住民等の理解と協力の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な施設見学の受入や稼働状況に関わる頻繁な情報更新 ●廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・入札及び契約の透明性・競争性の向上 ・不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保 ・総合評価落札方式の導入の推進

2-10-4 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第8条に基づき、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。当該計画では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。また、廃棄物処理における取組として3Rの推進や廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等の更なる推進等についても規定されており、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、当該計画と整合性の取れたものとする必要があります。

2-10-5 北海道廃棄物処理計画

北海道の廃棄物処理計画は、昭和49年12月に北海道産業廃棄物処理計画として策定され、第4次計画まで産業廃棄物の適正処理を目的として見直しされてきました。廃棄物処理法の改正により一般廃棄物も合わせた処理計画を定めることとなり、平成13年12月に北海道廃棄物処理計画として策定され、平成17年3月、平成22年4月、平成27年3月の改訂を経て、令和2年3月に新たな北海道廃棄物処理計画が策定されています。

北海道廃棄物処理計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするもので、国の基本方針で示されている廃棄物の「排出抑制」、「適正な循環的利用」、「適正処理の確保」や、「廃棄物処理施設整備計画」に加え、「バイオマスの利活用」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」を視点としています。

また、「経済的側面や社会的側面にも視野を広げた循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組」と「地域循環共生圏」の考え方も踏まえ、3Rのうちリサイクルに比べ優先すべき取組みであるリデュース・リユースの優先、廃棄物系バイオマスの地域の特性に応じた適切な再生利用、地球温暖化防止・省エネルギー等にも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取組み等を推進します。

表 2-10-5 北海道廃棄物処理計画の目標値(抜粋)

目標区分	指標	現状 (平成29年度)	目標 (令和6年度)
排出抑制 に関する目標	一般廃棄物の排出量	1,873千t	1,700千t以下 (約10%減)
	1人1日当たりごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下
	1人1日当たり家庭ごみ排出量 (集団回収量を除く)	598g/人・日	550g/人・日以下
	※参考値 資源ごみを除いた国の目標値に 合わせた家庭ごみ排出量	453g/人・日	—
適正な循環的利用 に関する目標	一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上
適正処分の確保に に関する目標	一般廃棄物の最終処分量	316千t	250千t以下 (約20%減)
	バイオマスの利活用 に関する目標 (排出量ベース(炭素換算量))	89.8%	90%以上

2-11. 現状における課題

これまでの現状を踏まえて、本市のごみ処理における主な課題を整理します。

2-11-1 ごみ減量における課題

平成27年4月から「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「大型ごみ」の有料化の実施により、ごみ排出量は一時大きく減少しましたが、その後は増加傾向にあります。人口動態や住宅・空家数の変化等社会的要因や、新型コロナウイルス感染症により身の回りを整理する型が増えたことにより増加したとみられ、原単位の間目標達成ができませんでした。

そのため、改めて、市民・事業者の発生抑制と減量化に対する意識の高揚を図るとともに、ごみの発生抑制へ誘導する政策や、これらの活動を活性化するための支援の導入が必要です。

また、家庭系の燃やせるごみに含まれる生ごみの組成率が高いことから、従来から行っている自己処理による堆肥化の推進だけでなく、生ごみの水切りや食品ロスの削減などを推進する必要があります。

表 2-11-1 家庭系燃やせるごみに含まれる生ごみ(令和4年3月組成)

単位：t/年

燃やせるごみ 排出量	生ごみ	
	組成率	推定排出量
12,604	36.56%	4,608

※組成率は家庭系燃やせるごみに含まれる割合。

2-11-2 ごみ分別における課題

(1) 家庭系資源物の排出状況

家庭系資源ごみの分別排出量は減少傾向にあります。組成分析調査結果を基に、燃やせるごみ、燃やせないごみとして収集された量に含まれる資源物の量を推計し、資源物全体量のうち、分別排出されている割合(以下、「資源分別率」といいます。)を算定すると、約9割が資源として分別排出されていますが、資源分別率は年々低下傾向にあるため、これ以上の低下を抑え、9割以上を維持していく必要があります。

表 2-11-2 家庭系資源ごみの分別収集状況の推計(令和4年3月組成)

単位：t/年

区分	資源分別排出量			一般ごみに含まれる資源物			資源物 全体量 (③= ①+②)	資源 分別率 (④= ①/③)
	資源ごみ (拠点回 収除く)	集団資源 回収	合計 ①	燃やせる ごみ	燃やせ ない ごみ	合計 ②		
プラスチック製容器包装	990	-	990	119	3	122	1,112	89.0%
危険ごみ	47	-	47	3	2	5	52	90.4%
紙類	376	1,993	2,369	516	1	517	2,886	82.1%
びん・缶・ペットボトル	1,167	95	1,262	62	14	76	1,338	94.3%
合計	2,580	2,088	4,668	700	20	720	5,388	86.6%

※燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみは家庭系ごみのごみ量を用いています。

※一般ごみに含まれる資源物は、各ごみ量にごみ組成を乗じて推計しました。

第2章 ごみ処理の現状と課題

2-11-3 ごみステーションの課題

ごみステーションについては、人口減少や地域の空洞化に伴い利用者が減少し、除雪や清掃等の利用者による管理が困難となってきたごみステーションが発生しています。一方、ごみステーション数は増加傾向であることから、収集運搬効率の低下が考えられます。また、保管設備のない「野積みステーション」が依然として多数存在しています。「野積みステーション」の解消が図られない理由として、箱型の保管設備を設置する場所がないことがあげられることから、簡易型の保管設備による解消を検討する必要があります。

2-11-4 リサイクルステーションの課題

リサイクルステーションについては、ごみステーションに比べて設置数が少ないことから、町会等に対して資源物を排出しやすい環境づくりを支援することが必要です。

2-11-5 不適正排出

平成27年1月にごみの分別区分の変更、平成27年4月にごみ処理の有料化導入後7年を経過したことで分別ルールが浸透し、当初より不適正排出は減少しています。しかし、依然として不適正排出が散見され、また、事業系ごみとみられる混入もあることから、積極的な開封調査や事業系ごみの混入が疑われる店舗などへの訪問指導を行っています。

2-11-6 ごみの不法投棄

家電・自動車・建設リサイクル法などの制定により、ごみとして捨てられていた物品の再生利用が体系付けられた一方で、リサイクル費用の支払い義務が生じたことから、社会モラルに欠けた一部の排出者が不法投棄を行うケースがみられます。

山林・農村地区や道路等の人目につきにくい場所では建設廃材や廃家電等の不法投棄が発生しています。このような不法投棄を未然に防止するため、積極的な啓発を行うとともに、関係機関と連携してパトロールを実施しています。

表 2-11-3 不法投棄状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
件数(件)	78	98	104	112	85	
うち家電 リサイクル 対象品目 (点)	テレビ	15	26	46	58	18
	洗濯機	2	5	5	23	6
	冷蔵庫	3	10	6	14	1
	エアコン等	0	0	1	2	0
	計	20	41	58	97	25

第3章 ごみ処理基本計画

今後10年間の本市のごみ量を図 3-1に示す手順で推計します。

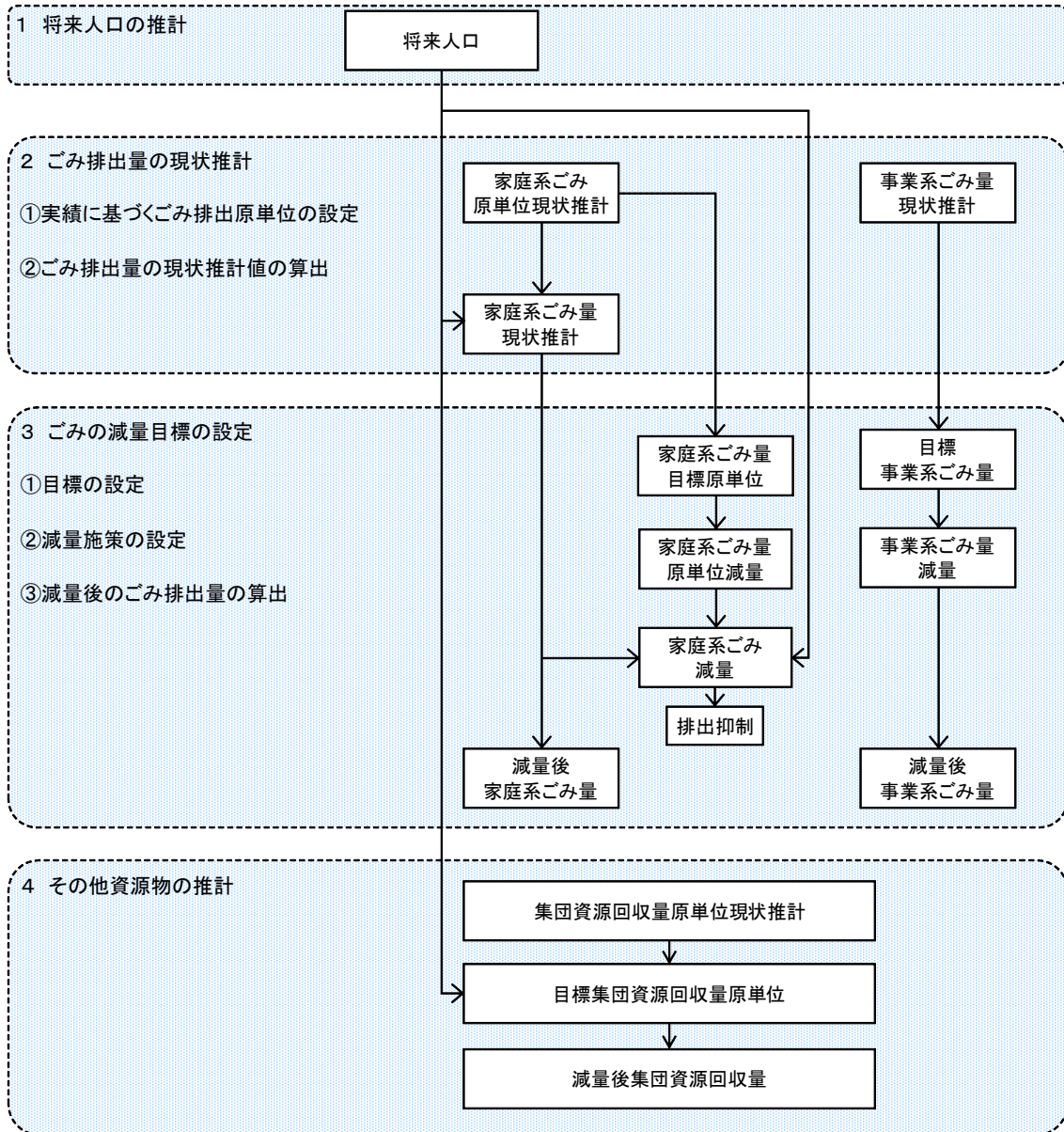


図 3-1 ごみ量の推計手順フロー

第3章 ごみ処理基本計画

3-1. 将来人口の推計

将来人口は、「第6期岩見沢市総合計画(平成30年3月)」及び「岩見沢市人口ビジョン(令和2年改訂版)」と整合を図るものとして設定します。

表 3-1-1 岩見沢市人口ビジョンによる将来人口

単位：人

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	74,318	69,462	64,874	60,536
年少人口 (15歳未満)	7,323 9.7%	6,489 9.3%	6,359 9.8%	6,241 10.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	38,840 52.3%	35,301 50.8%	31,964 49.3%	28,483 47.1%
老年人口 (65歳以上)	28,246 38.0%	27,672 39.8%	26,551 40.9%	25,812 42.6%

※下段のパーセンテージは、総人口に対する比率であり、端数処理により令和12年の合計は100%になりません。

※資料：岩見沢市人口ビジョン（令和2年改訂版）

表 3-1-2 推計により設定した人口

単位：人

区分	行政区域内人口	区分	行政区域内人口
令和4年度	77,392	令和9年度	72,375
令和5年度	76,367	令和10年度	71,404
令和6年度	75,342	令和11年度	70,433
令和7年度	74,318	令和12年度	69,462
令和8年度	73,346	令和13年度	68,542

※年度間の人口は令和3年10月1日人口実績値(78,417人)と人口ビジョン値より直線補完しました。各年度の人口は10月1日値として推計しています。

3-2. ごみ量の現状推計

本市では平成27年1月にごみ区分変更、平成27年4月にごみ処理の有料化が開始されました。令和3年度の実績を現状値とし、現状のままで推移した場合のごみ排出量を現状推計と定義して試算します。ごみ排出量は各ごみ量原単位に将来人口を乗じて算出し、計画目標年次までごみ量原単位が一定で推移した場合の量とします。

表 3-2-1 ごみ排出量の現状推計の結果

区分	現状推計 原単位 (g/人・日)	令和3年度 ごみ量 (t)	現状推計ごみ量 (令和8年度) (t)
人口	-	78,417人	73,346人
ごみ総排出量	-	26,451	25,204
ごみ排出量	-	24,364	23,222
家庭系ごみ	-	17,502	16,360
一般ごみ	-	14,769	13,789
燃やせるごみ	440	12,605	11,780
燃やせないごみ	16	461	429
大型ごみ	59	1,703	1,580
資源ごみ	96	2,733	2,571
事業系ごみ	-	6,862	6,862
一般ごみ	-	6,813	6,814
燃やせるごみ	-	6,780	6,780
燃やせないごみ	-	14	15
大型ごみ	-	19	19
資源ごみ	-	49	48
集団資源回収量	74	2,087	1,982
家庭系廃棄物	-	19,589	18,342

3-3. ごみ処理の基本方針

3-3-1 基本的な考え方・経緯

ごみ処理の基本方針を定めるに当たって、基本的な考え方・経緯を整理します。

3-3-2 循環型社会の構築

持続的な発展が可能な社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動形態を改め、循環型社会へと転換する必要があります。循環型社会とは、まずは製品等がごみとなることを抑制し、次に排出されたごみはできるだけ再使用、再生利用し、最後までどうしても利用できないものは適正処理処分することが徹底されることにより実現され、天然資源の投入が抑制され、環境への負荷が低減される社会です。

量だけではなく質にも着目した循環型社会の構築に向けて、再生利用のほかに、食品ロスの削減やリユース品の使用といった発生抑制、再使用などの取組みが必要となります。

3-3-3 これまでの取組

本市のごみ処理は、『岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例』で定める「廃棄物の減量」、「廃棄物の再生利用」、「自然にやさしい処理」のごみ処理三原則に基づき、取組みを行っています。

平成27年に、中間処理施設の整備によるごみ処理方式の見直し、分別区分の変更、ごみ処理の有料化などの新たな『ごみ出しルール』を構築し、その下に、施策を実施してきました。

資源の再生利用に必要な分別排出率を高いレベルまで引き上げるとともに、中間処理方式の変更により廃棄物の減量率を高め、また、燃やせるごみの焼却熱による発電を行い、施設で使用する電力の大部分を賄っています。

これまでの取組みにより、循環型社会形成に必要な5つの要素のうち、再生利用、熱回収、適正処理処分の3つについて、成果を上げることができました。

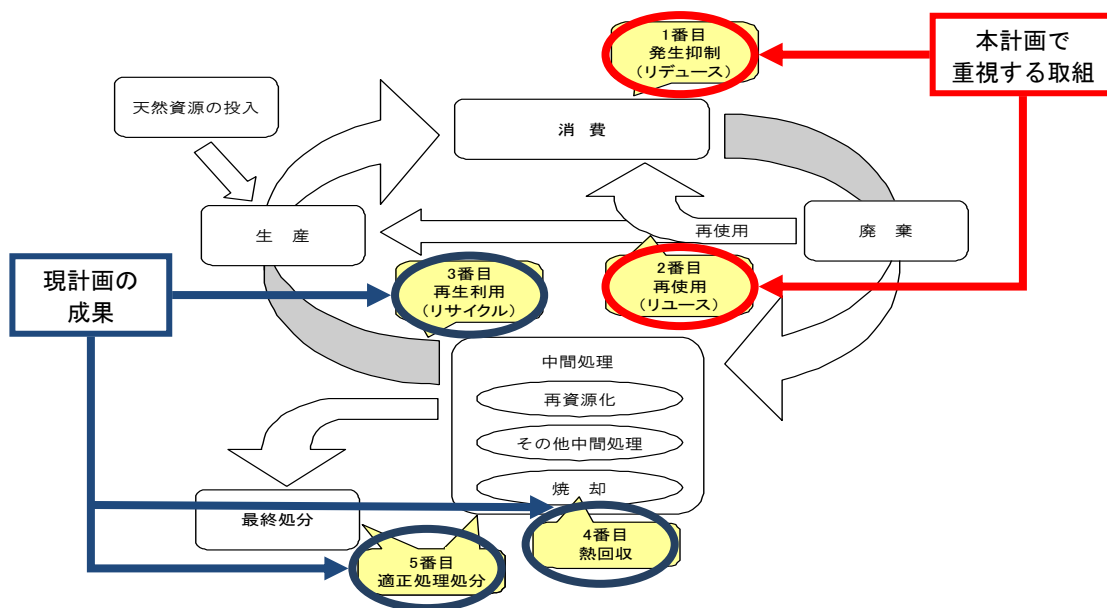


図 3-3-1 循環型社会形成のイメージ

3-3-4 基本方針

循環型社会の形成のためには、ごみの発生抑制及び再使用を推進し、市民、事業者の自主的なごみ減量の取組みが必要となります。また、これまでの取組みで構築したごみ出しルールを遵守し、ごみの適正排出、適正処理処分、熱利用など、自然にやさしい処理を行うとともに、ごみの分別徹底による資源の再生利用を行うことが必要です。

しかしながら、平成27年のごみ出しルール構築以後、1人が排出するごみの量は増加傾向にあり、また、不適正排出については、依然として数多く見られる状況にあります。

そこで、本計画では引き続き、次の2つを基本方針として掲げます。

基本方針 1

市民・事業者の自主的なごみ減量行動の実践を促し、ごみの発生抑制及び再使用を推進する。

基本方針 2

ごみ出しルール遵守を徹底し、資源の再生利用、適正排出、適正処理処分による自然にやさしい処理を行う。

3-3-5 市民・事業者・市が担う役割と行動

循環型社会を推進するために、これまで取り組んできた7Rを、市民、事業者及び市が協働し、それぞれに役割を分担して取り組む必要があります。

基本方針に基づき、各主体の役割と取り組みの方向について、ルール遵守と7種類のごみ減量行動(7R)を定義して取り組んでいきます。

ルール遵守と7種類の減量行動の定義

ルールの遵守		法令、条例及び市のごみ出しルールを守る
①	リデュース (Reduce)	ごみを減量して排出する行動
②	リユース (Reuse)	物を再使用し、再使用してもらう行動
③	リサイクル (Recycle)	資源を再生利用する行動
④	リフューズ (Refuse)	ごみとなるものを断る行動
⑤	リペア (Repair)	物を修理して長く使う行動
⑥	レンタル (Rental)	一時的に必要なものは借りる行動
⑦	リフォーム (Reform)	物のデザインや用途を変えて使う行動

守ろうルール！ 始めようごみ減量7R！
～自然にやさしい循環型社会を目指して～

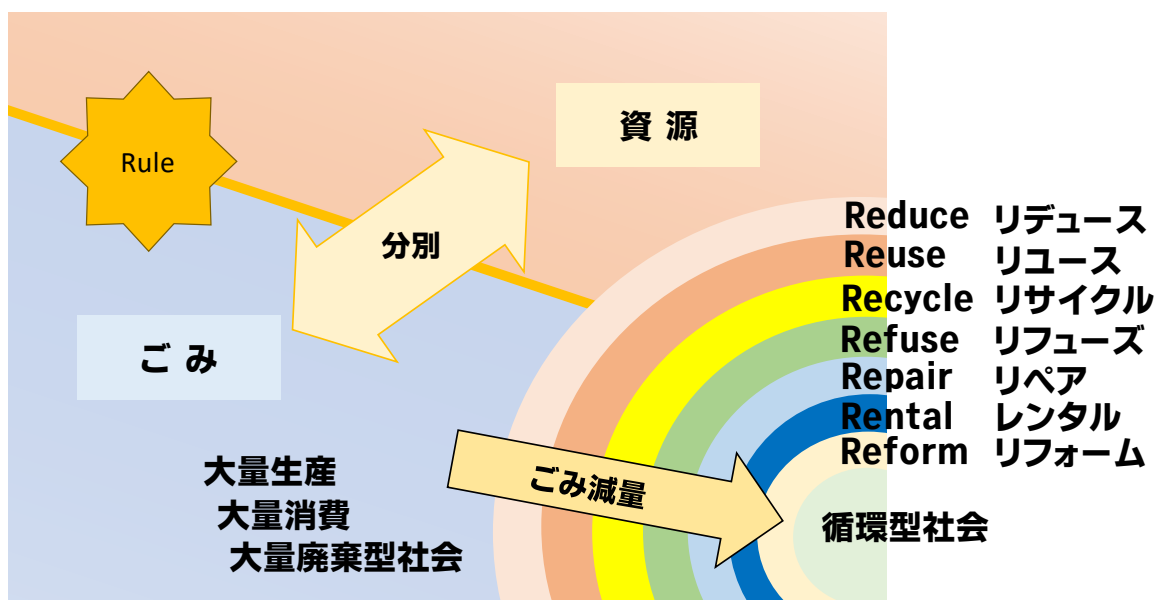


図 3-3-2 7R減量行動のイメージ

(1) 市民の役割

市民は、商品等の買い物時、使用時及び廃棄時などの各段階において、発生抑制・再使用・再生利用等を意識した取組みを進めることにより、環境への負荷を低減する生活を実践していくことが求められます。さらに、ごみ出しルールを遵守して適正なごみの分別及び排出をするとともに、市や地域の取組みに積極的に参加・協力することが求められます。

表 3-3-1 基本方針に基づく市民の役割・行動指針

ルールの遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しのルールを守り、適正な分別排出を行います。 ・市民共有のごみ排出場所を相互の合意と協力で適正に維持管理します。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄を行いません。 ・市や町会と連携・協力し、不法投棄防止と監視・通報に協力します。 ・自宅周辺や所有地の清掃を常に心掛け、不法投棄をされないよう適正に管理します。 ・資源物の分別排出を徹底します。
減量行動の実践	一つでも多くの減量行動の実践に努めます。
リデュース Reduce	<ul style="list-style-type: none"> ・商品を購入する際は、長寿命製品を選び、使い捨て製品の購入を抑制します。 ・食品ロスを削減し、生ごみの発生抑制に努めます。 ・生ごみは排出前に水切りを行い減量に努めます。
リユース Reuse	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用できる容器を使った商品(詰め替え商品等)を積極的に利用します。 ・フリーマーケット・リサイクルショップなどを積極的に活用します。
リサイクル Recycle	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーや小売店での食品トレイなどの店頭回収を積極的に利用します。 ・携帯電話などの店頭回収を利用します。 ・生ごみ堆肥化容器(コンポスト)、生ごみ処理機などを活用し、生ごみは可能な限り自己処理します。 ・再生素材、リサイクル製品を購入します。 ・グリーン購入に努めます。 ・町会等が行う集団資源回収に参加します。
リフューズ Refuse	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの持参やマイバスケットの利用などでレジ袋などの包装ごみを削減します。 ・マイ箸・マイスプーンを活用し、使い捨ての割り箸やスプーンなどを断る意識を持ちます。 ・試供品など、不要なものはもらわないようにします。
リペア Repair	<ul style="list-style-type: none"> ・靴や衣類、機械、道具などを修理・修繕して長期間使う意識を持ちます。
レンタル Rental	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に必要な物品は、レンタル用品などの活用に努め、不用品の発生防止に心掛けます。
リフォーム Reform	<ul style="list-style-type: none"> ・衣類や家具などのデザインや用途を変えるなど、改善・改良して使う意識を持ちます。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業系ごみの排出者として自覚を持って行動し、環境に配慮して使い捨て製品の製造販売・過剰包装の自粛、拡大生産者責任を踏まえた製品の長寿命化や使用済み製品の引き取りを行うなど、市民のごみ発生抑制・再使用・再生利用に関する減量行動の実践を促すようなサービス・イベントの企画・提供のほか、環境に配慮した積極的な取組みが期待されます。

また、事業系ごみは基本的に事業者自身に処理責任があることから、家庭ごみに混入させる等の行為は絶対に許されず、ごみ出しルールを遵守して、適正にごみを排出するとともに、事業者自らごみの減量化・リサイクルに積極的に取り組むことが求められます。

表 3-3-2 基本方針に基づく事業者の役割・行動指針

ルールの遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正な排出及び処理を行います。 ・ごみのポイ捨てや不法投棄を行いません。 ・事業所周辺・所有地、特に空き地などは適正に管理し、不法投棄をされないよう、常に清掃及び整理整頓を心掛け、パトロールの強化や通報などに協力します。 ・市のごみ処理計画及び関連施策に積極的に協力します。 ・個別リサイクル法を遵守するとともに、リサイクル製品の回収・再資源化を心掛けます。 ・食物残渣や廃材など事業に伴う廃棄物は、できる限り有効活用を図るとともに、活用できないものは適正に処理します。 ・資源物の分別とリサイクルを徹底します。
減量行動の実践	一つでも多くの減量行動の実践に努めます。
リデュース Reduce	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命製品など廃棄する割合の少ない商品の製造、販売に努めます。 ・包装を必要最低限にするるとともに、簡易包装に対する理解が得られるように市民にPRします。 ・適量の生産及び在庫管理に努めます。 ・食品ロスの削減に努めます。
リユース Reuse	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し使用できる製品や、詰め替え製品(リユースびん等)の製造、販売に努めます。 ・使用済み製品・部品の再使用に努めます。
リサイクル Recycle	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは可能な限り自己処理を行います。 ・リサイクルに関する自主的な取組みを企画し、市民とともに再生利用の推進を図ります。 ・イベントなどで再生商品・再生利用商品等のコーナーを設けて、普及に努めます。 ・組織的な事業系ペーパーリサイクルに取り組めます。 ・資源物の店頭回収に努めます。
リフューズ Refuse	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の削減や過剰包装の自粛に努めます。 ・割り箸など使い捨て品の提供サービスは最小限にとどめます。
リペア Repair	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・修繕サービスの提供に努めます。
レンタル Rental	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタル用品やサービスなどの提供に努めます。
リフォーム Reform	<ul style="list-style-type: none"> ・アップグレードサービス等の提供に努めます。

(3) 市の役割

本市は、一般廃棄物の処理責任者として、ごみの発生抑制・再使用・再生利用及び適正処理を推進します。

また、市民や事業者へごみに関する情報の提供、普及啓発、環境教育の実施などにより、市民、事業者の取組みを促進するとともに、連携して循環型社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に進めます。

収集後に適正な中間処理を行うため、ルール違反に対しては厳しく指導を行うとともに、不法投棄・不適正排出の根絶に努めます。

表 3-3-3 基本方針に基づく市の役割・行動指針

ルールの遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭ごみの分別ガイドブック」などにより、ごみ出しルールを分かりやすく周知します。 ・小・中学生を対象とした環境教育活動を行います。 ・安全で安心な適正処理を推進するために各施設の管理を徹底し、定期的に処理状況等の周知を図ります。 ・ごみのポイ捨て、不法投棄防止についての意識啓発を図ります。 ・不法投棄監視パトロールの強化に努めます。 ・民有地、特に空き地などの適正な管理を呼びかけ、地域環境の保全や不法投棄の未然防止に努めます。 ・不法投棄・不適正排出根絶のため、排出者に対し厳しい指導を行います。
減量行動の実践	市民及び事業者による減量行動の実践に関する具体的な方法を提案します。
リデュース Reduce	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業者へ過剰包装の自粛と、消費者への簡易包装への理解を呼びかけます。 ・生ごみの排出時の水切りによる減量を呼びかけます。 ・食品ロスの削減を呼びかけます。
リユース Reuse	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の製造業者へ再生品や詰め替え商品の製造・販売を呼びかけます。 ・大型ごみとして排出された自転車の有効利用を目的として、イベントなどで交換会や展示販売を行い、市民・事業者に対してリユースに関する意識啓発を推進します。
リサイクル Recycle	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの自己処理による堆肥化を推進します。 ・町会等での集団資源回収や事業所での事業系ペーパーリサイクルを支援します。 ・ごみ処理施設への見学を受け入れ、リサイクルに関する意識向上・啓発を推進します。
リフューズ Refuse	<ul style="list-style-type: none"> ・マイ箸、マイスプーン、マイバッグの利用を推奨し、使い捨ての割り箸、スプーンなどのリフューズを推進します。
リペア Repair	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・修繕情報を提供します。
レンタル Rental	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタル情報を提供します。
リフォーム Reform	<ul style="list-style-type: none"> ・改善・改良情報を提供します。

3-4. ごみ減量目標

3-4-1 目標値の設定

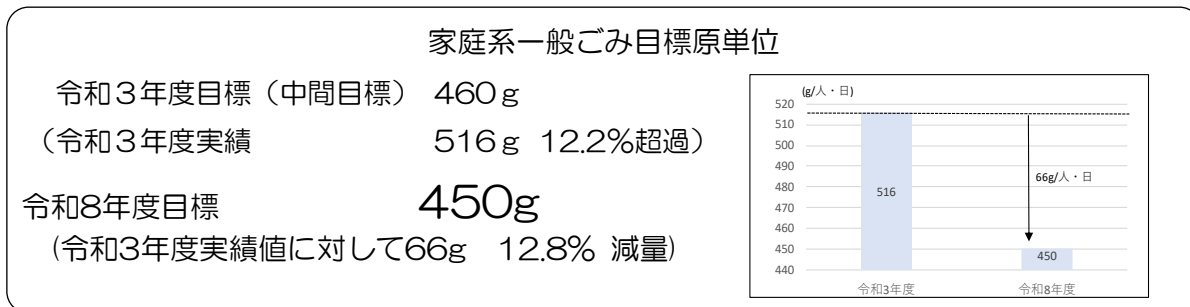
本計画を推進するための指標として、3つの目標を掲げます。

(1) 家庭系一般ごみ 原単位	(2) 事業系ごみ量	(3) 家庭系廃棄物 資源分別率
1人1日当たり 450 g以下 (令和3年度実績値：516g)	年間排出量 6,700 t (令和3年度実績値：6,862t)	90% 以上 (令和3年度実績値：86.6%)

(1) 家庭系一般ごみの減量目標

家庭系一般ごみの原単位は、令和3年度で516gとなっており、中間目標値である460gと比較し、56g、12.2%増となっています。目標が達成できていない要因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるごみ量の増加や資源ごみの混入などが考えられます。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大状況によってはごみ量に影響を及ぼすと思われるが、生ごみの水切りや食品ロスの削減などによるごみ発生抑制や分別徹底、リユースショップやフリーマーケットの活用などの再使用の減量行動を市民に促し、450gを目指します。



家庭系ごみについて、必要なごみ減量、減量後の排出量を表 3-4-1に示します。現状推計に対して、家庭系ごみ全体で1,740t減量します。

減量後の家庭系ごみ量は14,620tとなります。

表 3-4-1 減量後の家庭系ごみ

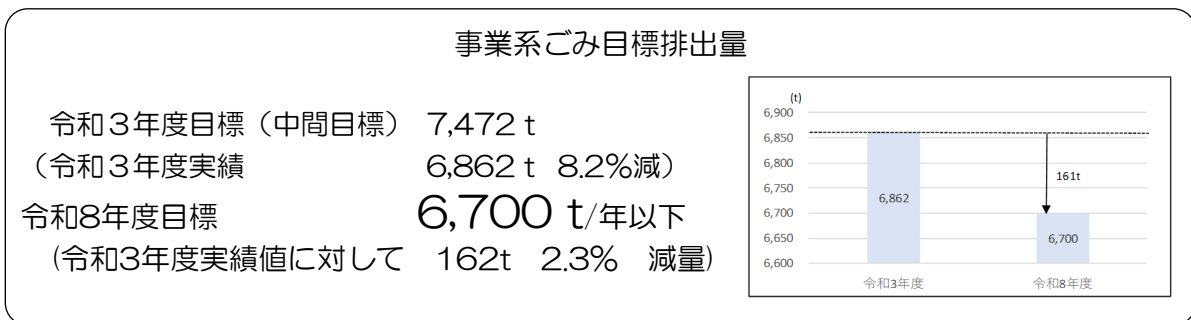
区分	計画目標年次 令和8年度
①家庭系ごみ排出量現状推計	16,360
②減量後家庭系ごみ排出量	14,620
②-①	▲ 1,740

単位：t

(2) 事業系ごみの減量目標

事業系ごみ排出量は、令和3年度実績値で6,862tとなっており、中間目標値である7,472tと比較し、610t、8.2%減となっています。全国的にも事業系ごみは減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店の営業自粛などが大きな要因と考えられます。

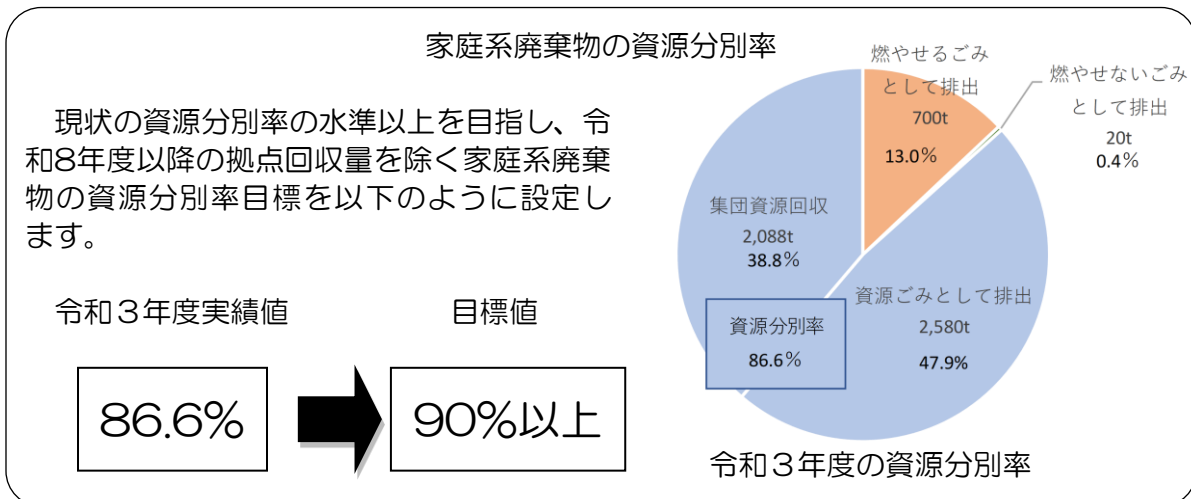
家庭系一般ごみと同様に、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況によってはごみ量に影響を及ぼすと思われませんが、家庭ごみへの混入や、飲食店の営業再開によるごみ量の増などが考えられるため、家庭系一般ごみ量原単位の減量目標（12.8%）より低い水準であることを目標とし、当初の中間目標より10%超の減量となるよう、令和3年度実績に対し2.3%の減量を目指します。食品ロスの削減、事業系ペーパーリサイクルの推奨、事業者によるごみ処理システムの構築支援等の施策により減量を進めていくものとします。



(3) 家庭系廃棄物の資源分別率

家庭系資源ごみと集団資源回収を併せた令和3年度の資源分別率は86.6%となっており、目標値である3.4ポイント低い水準となっています。一般ごみの排出量が増加、逆に資源ごみの排出量は減少傾向であることや、分別適正分別率が低下傾向であることが要因と考えられます。

広報やごみ情報紙、FMラジオなど、各種広報媒体での周知啓発を行うことで現状の水準以上を目指し、90%以上を目標とします。



3-4-2 ごみ減量化による効果

本計画で定めた減量目標達成にむけて、ごみの減量化を推進することによって、収集運搬等のごみ処理コストを削減できます。また、収集運搬・処理に要する化石燃料使用量も減少するため、環境負荷の削減・地球温暖化防止に寄与できます。

3-5. ごみの減量施策の推進

本計画を推進するにあたり、「ごみのよりよい始末を進める市民会議」をはじめとする市民及び岩見沢商工会議所などの事業者団体等と連携して施策を展開します。

3-5-1 減量行動実践の促進とごみ出しルールの徹底

(1) 減量行動実践のきっかけづくり

具体的なごみ減量の取組み方法や経済的なメリットや社会的責任など、動機づけとなる情報を発信し、市民及び事業者にごみ減量行動の実践を促します。

(2) メディアによる普及啓発

広報紙、チラシ・パンフレット、ポスター、ホームページ、FMラジオ等の各種広報媒体で減量行動実践とごみ出しルール遵守を定期的に呼びかけ、市民の意識を高めていきます。

(3) ごみ・環境総合案内所クリーンエコでの普及啓発

中心市街地のごみ・環境総合案内所クリーンエコを拠点に、ごみのよりよい始末を進める市民会議と連携して、ごみ減量行動実践及びごみ出しルールの徹底に関する普及啓発を行います。

(4) イベントでのPR

ごみのよりよい始末を進める市民会議や関係する機関・団体等と連携し、環境フェスタや各種イベントでごみ減量行動実践とごみ出しルール遵守のPRを行い、周知を図ります。

(5) 市民や事業者の活動支援

ごみのよりよい始末を進める市民会議や町会連合会などの関係団体と連携し、発生抑制に対する意識啓発に努めます。また、市民及び事業者が自主的にごみ処理に取り組めるように協力・支援していきます。

(6) 転入者へのごみ出しルール周知

新たに市民になる転入者に対して、市役所窓口で分別ガイドブック、ごみ収集日カレンダー及び試供品の指定ごみ袋を配布し、不動産会社と連携し正しい分別方法を周知します。また、外国人向けに英語版の分別ガイドブックを用意します。

(7) ごみ収集日カレンダーの配布

ごみ収集日カレンダーを毎年、全戸に配布します。

(8) 環境教育

① 環境教育・講座・研修会の開催

岩見沢市の市立学校において、ICTを活用した遠隔学習を実施します。

また、希望する町会やサークル、学校などの団体に、ごみ減量行動の実践及びごみ出しル

ールの徹底に関する出前講座を開催します。

② 施設見学

市民や事業者の自主的な取組みの推進に向けた環境教育の一環として、いわみざわ環境クリーンプラザの施設見学を積極的に受け入れます。

③ 環境教育拡充の検討

ごみ減量行動の実践と循環型社会の形成に向けた取組みを推進するため、環境教育の充実を検討します。

(9) ごみ有料制度の円滑な運用

指定ごみ袋等の製造、取扱店への配送を円滑に行い、指定ごみ袋等の欠品が無いように円滑な運用を行います。

3-5-2 ごみの発生抑制の推進【リデュース レンタル リフューズ】

(1) 生ごみの減量

① 食品ロス削減の普及啓発

冷蔵庫からの直接廃棄や調理時における食品の過剰切除、食べ残しの削減に向けた啓発に取り組めます。

② 食べきりレシピの普及啓発

食品残渣の少ない調理レシピの普及に努めます。

③ 生ごみの水切り

生ごみの水切りによる減量効果を紹介し、生ごみの排出時の水切りを呼びかけ、ごみの発生抑制を図ります。

(2) 使い捨て製品の使用抑制及び詰め替え用製品等の推奨

① 使い捨て製品の使用抑制

使い捨てのペーパータオルや清掃用品などの使用抑制を呼びかけます。

② 詰め替え用製品の推奨

シャンプーや洗剤、調味料などの詰め替え製品の購入を推奨します。

③ マイボトルの推奨

マイボトルでの飲料水等の携帯を推奨します。

(3) 容器包装の簡素化

簡易包装商品の販売・購入を推奨します。

(4) レンタルの推奨

一時的に必要なものなどは、購入ではなくレンタルすることを推奨します。

(5) リフューズの推進

買い物の際に、レジ袋、割箸、使い捨てスプーンなどを断る、マイバック、マイ箸、マイスプーンを推奨します。

3-5-3 再使用の推進【リユース リペア リフォーム】

(1) リユースの促進

① リサイクルショップ・フリーマーケットの活用の推進

広報紙やホームページなどでフリーマーケット、不用品交換、リサイクルショップの活用などに関する情報について提供します。また、フリーマーケットサイト運営事業者等と協働し、サイトの利用によるリユースを推進します。

② フリーマーケットの開催

市民と協働によるフリーマーケットの定期的な開催を検討します。

③ イベントでの販売提供等

排出されたごみのうち、再使用が可能な自転車等の補修・修理を行い、イベント等により市民に販売提供します。

(2) リペア・リフォームの推進

① 長期利用の推奨

修理・修繕などして長期的使用が可能な製品の選択を市民に呼びかけます。
また、販売店等に対して保守管理や修理の受け入れを呼びかけます。

② 大型ごみなどのリペア・リフォームの検討

排出された大型ごみなどを、市民と一緒に修理・改修するD I Yイベントや講座開催を検討します。

3-5-4 再生利用の推進【リサイクル】

(1) 資源ごみの分別排出の徹底

広報紙やイベント、ホームページ等を活用し、市民に対して資源物の適正な分別排出方法の理解と周知を徹底します。

(2) 生ごみ堆肥化(自己処理)の推進

① 生ごみの堆肥化

生ごみの自己処理による堆肥化を呼びかけます。

② 生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機の購入等支援

一般家庭に対して、生ごみ堆肥化容器・電動生ごみ処理機の購入費を助成します。

なお、市では電動生ごみ処理機の無償貸し出しを継続します。

③ ダンボールコンポストの利用推進

ごみのよりよい始末を進める市民会議と協働で、ダンボールコンポストの利用推進を図ります。

④ 公共施設生ごみの堆肥化

生ごみ自己処理を推進するため、本市も一つの事業者として、公共施設から発生する生ごみの堆肥化を行います。

(3) 集団資源回収の奨励

排出段階での減量化、地域住民の環境意識向上のため、町会等の各種団体による集団資源回収の取組みに奨励金を交付します。

(4) 事業系ペーパーリサイクルの推奨

事業者によるペーパーリサイクルを推奨します。

(5) 事業者によるリサイクルの検討

市内の事業者による廃棄物を再生利用する処理システムを検討します。

(6) 分別区分の検討

① 小型充電式電池(二次電池)

充電機をごみステーションに排出できるよう収集体制を整備し、分別排出しやすい区分を構築します。

② プラスチック使用製品廃棄物

現在、燃やせるごみとして排出しているプラスチック使用製品廃棄物の、分別収集及びリサイクル方法を検討します。

3-5-5 ごみ排出支援

(1) ごみ・リサイクルステーションの整備助成と周辺環境保全

① ごみステーション等の整備助成

町会に対し、ごみステーション、リサイクルステーションの新設、更新、修理改修及びリ

第3章 ごみ処理基本計画

サイクル専用回収容器の新設、更新の費用を助成します。

また、ごみステーションについては、複数のごみステーションを1カ所に統合する場合には、既存のごみステーションの撤去費用の助成を検討します。

② ごみ・リサイクルステーション周辺の環境保全

ごみ・リサイクルステーション及び周辺の環境保全のため、日常の管理や美化などについて地域住民の意識を高めます。

③ 野積みステーション対策

立地条件により箱型が設置できないごみステーションのごみ飛散防止のため簡易型保管設備を検討します。

(2) 市で収集・処理しないものへの対応支援

家電リサイクル法対象品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)やパソコン等の市で収集・処理をしない適正処理困難物の市民の円滑な排出を確保するため、家庭ごみの分別ガイドブックなどで排出方法の周知を図ります。

3-5-6 事業系廃棄物の適正処理の徹底

事業所から排出される事業系一般廃棄物及び産業廃棄物が適正に処理されるよう以下の施策を行います。

- ① 関係団体と連携し、事業系廃棄物の適正処理を推進します。
- ② パンフレット及び個別訪問により、一般廃棄物と産業廃棄物の分別・排出方法を指導します。
- ③ 事業系ごみの搬入時のチェックを強化します。
- ④ 許可業者に対し、廃棄物の展開検査を実施します。
- ⑤ 事業者と廃棄物処理業者が組織的に連携した回収・処理システムの構築を支援します。
- ⑥ 許可業者による小規模事業者の事業系ごみ収集システムの構築を検討します。

3-5-7 不適正排出・不法投棄対策

(1) 不適正排出対策

① 警告ステッカー貼付

ごみ排出ルール違反のごみに対し、警告ステッカーを貼付し、適正排出を促します。

② 街頭啓発

町会と連携したごみ排出方法の周知と排出マナーの向上の街頭啓発活動を実施します。

③ 開封調査と指導

警告ステッカーを貼付し、一定期間経過後も改善が図られない場合には開封調査を行い、排出者を特定して指導を行います。

(2) 不法投棄対策

不法投棄は、山林の自然環境を破壊するなど大きな影響を及ぼすばかりでなく、私有地や公共用地、道路際や河川などに投棄される場合が多く見受けられ、地域生活や農作業、公共交通や災害防止にも重大な支障を与えます。不法投棄を防ぐため、以下の施策を強化、継続していきます。

① 監視体制の強化

パトロールや通報などの監視連絡体制を強化し、不法投棄や不適正排出の多い地区を重点的に巡回し、不法投棄の未然防止、早期発見に努めます。

② 地域住民との連携

地域住民と連携し、警察の協力を仰ぎながら不法投棄の未然防止を図ります。

3-6. 減量後のごみ量の推計

ごみ減量推進後のごみ排出量について、ごみ量及び原単位を整理した結果を表 3-6-1と表 3-6-2にそれぞれ示します。

令和13年度では令和3年度実績値と比較して、家庭系ごみ量は22.44%減、事業系ごみ量は3.09%減となります。

表 3-6-1 減量後のごみ量

単位：t

区分	令和3年度 人口78,417人	令和8年度 人口73,346人		令和13年度 人口68,542人	
		排出量	現状値比	排出量	現状値比
ごみ総排出量	26,451	23,864	▲9.78%	22,608	▲14.53%
ごみ排出量	24,364	21,320	▲12.49%	20,224	▲16.99%
家庭系ごみ	17,502	14,620	▲16.47%	13,574	▲22.44%
一般ごみ	14,769	12,049	▲18.42%	11,165	▲24.40%
燃やせるごみ	12,605	10,040	▲20.35%	9,282	▲26.36%
燃やせないごみ	461	429	▲6.94%	402	▲12.80%
大型ごみ	1,703	1,580	▲7.22%	1,481	▲13.04%
資源ごみ	2,733	2,571	▲5.93%	2,409	▲11.86%
事業系ごみ	6,862	6,700	▲2.36%	6,650	▲3.09%
一般ごみ	6,813	6,652	▲2.36%	6,602	▲3.10%
燃やせるごみ	6,780	6,619	▲2.37%	6,569	▲3.11%
燃やせないごみ	14	14	0.00%	14	0.00%
大型ごみ	19	19	0.00%	19	0.00%
資源ごみ	49	48	0.00%	48	0.00%
集団資源回収量	2,087	2,544	21.90%	2,384	14.23%
家庭系廃棄物	19,589	17,164	▲12.38%	15,958	▲18.54%

表 3-6-2 減量後のごみ量原単位

単位：g/人・日

区分	令和3年度	令和8年度		令和13年度	
		排出量	現状値比	排出量	現状値比
ごみ総排出量	-	-	-	-	-
ごみ排出量	-	-	-	-	-
家庭系ごみ	611	546	▲10.64%	541	▲11.46%
一般ごみ	516	450	▲12.79%	445	▲17.07%
燃やせるごみ	440	375	▲14.77%	370	▲15.91%
燃やせないごみ	16	16	0.0%	16	0.0%
大型ごみ	59	59	0.0%	56	0.0%
資源ごみ	96	96	0.0%	96	0.0%
事業系ごみ	-	-	-	-	-
一般ごみ	-	-	-	-	-
燃やせるごみ	-	-	-	-	-
燃やせないごみ	-	-	-	-	-
大型ごみ	-	-	-	-	-
資源ごみ	-	-	-	-	-
集団資源回収量	74	95	28.38%	95	28.38%
家庭系廃棄物	685	641	▲6.42%	636	▲7.15%

※端数処理により合計が一致しない場合があります。

3-7. ごみ処理計画

令和8年度におけるごみ処理フローを図 3-7-1に示します。

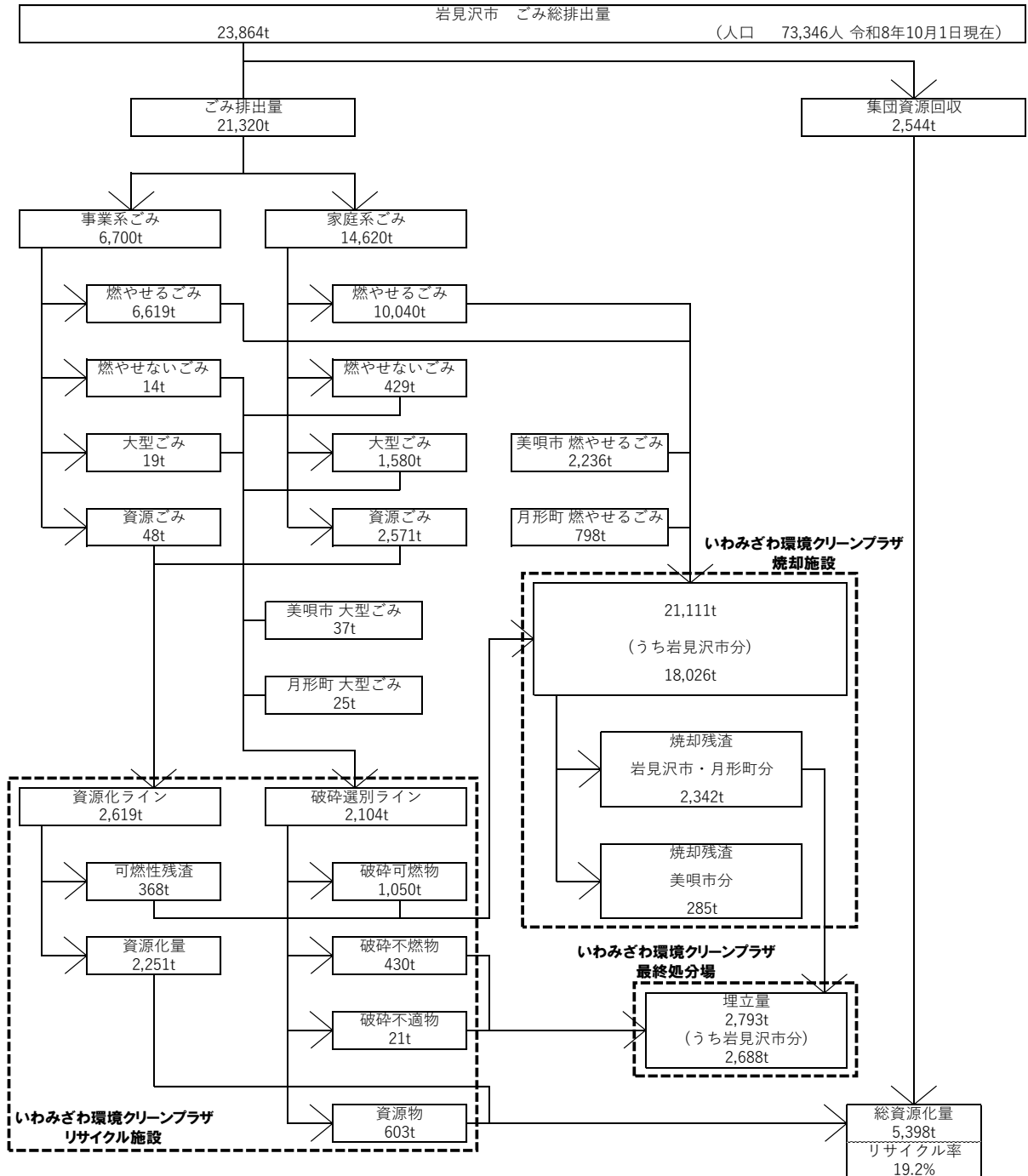


図 3-7-1 減量後のごみ処理フロー(令和8年度)

第3章 ごみ処理基本計画

3-7-1 基本事項

ごみの分別区分、排出方法、収集運搬、処理処分は、現行のごみ出しルールに従って行います。

プラスチック使用製品廃棄物については、国や受入体制の整備の進捗状況に対応して、分別・収集方法の検討を行います。

また、美唄市及び月形町を併せた3市町のごみの広域処理を継続いたします。

3-7-2 ごみ処理量

いわみざわ環境クリーンプラザで処理を行うごみ量を表 3-7-1に示します。

表 3-7-1 ごみ処理量の見込み

単位：t

区分	令和3年度	令和8年度	令和13年度
岩見沢市ごみ排出量	24,364	21,320	20,224
一般ごみ	21,582	18,701	17,767
燃やせるごみ	19,385	16,659	15,851
燃やせないごみ	475	433	416
大型ごみ	1,722	1,599	1,500
資源ごみ	2,782	2,619	2,457
美唄市ごみ処理量	3,416	2,273	1,955
燃やせるごみ	3,361	2,236	1,924
大型ごみ	55	37	31
月形町ごみ処理量	849	823	756
燃やせるごみ	824	798	733
大型ごみ	25	25	23
総処理量	28,629	24,416	22,935

※岩見沢市についてはごみ排出量＝ごみ処理量としています。

3-7-3 収集・運搬計画

ごみの収集運搬は、現行の収集体制を継続します。

なお、次に掲げる状況となった場合には、収集体制の見直しを検討します。

- ① ごみ量の減少、人口移動や減少等により、家庭系ごみの収集運搬時間に余裕ができた場合
又は、地区別の収集時間に著しい偏りが生じた場合
- ② 許可業者の収集能力に不足が生じた場合
- ③ その他、社会情勢の変化により、収集体制の見直しが必要となった場合

3-7-4 中間処理計画

(1) ごみ処理方式

ごみの処理方法は、現行の処理を継続して行います。

(2) 破砕選別・資源化処理

処理量の見込みを表 3-7-2に示します。

なお、搬出については、現状とごみの組成が変わらないものとした場合の推計値です。

表 3-7-2 破砕選別・資源化処理量の見込み

単位：t

区分			令和3年度	令和8年度	令和13年度	
搬入	破砕選別ライン	燃やせないごみ	岩見沢市分	476	433	416
		大型ごみ	岩見沢市分	1,722	1,599	1,500
			美唄市分	55	37	31
			月形町分	25	25	23
			合計	1,802	1,661	1,554
	合計	2,278	2,104	1,970		
(うち岩見沢市分)			(2,198)	(2,042)	(1,916)	
資源化ライン	資源ごみ	岩見沢市分	2,782	2,619	2,457	
合計			5,060	4,723	4,427	
(うち岩見沢市分)			(4,980)	(4,661)	(4,373)	
搬出	焼却処理施設	破砕可燃物	岩見沢市分	1,229	999	937
			美唄市分	55	37	31
			月形町分	20	14	13
			合計	1,304	1,050	981
		可燃性残渣	岩見沢市分	343	368	344
	合計	1,647	1,418	1,325		
	(うち岩見沢市分)			(1,572)	(1,367)	(1,281)
	最終処分場	破砕不燃物	岩見沢市分	381	423	396
			月形町分	4	7	7
			合計	385	430	403
		破砕不適物	岩見沢市分	24	21	20
	合計	409	451	423		
	(うち岩見沢市分)			(405)	(444)	(416)
	資源化 (岩見沢市分)	破砕選別ライン	金属・木類	246	299	281
			破砕鉄・破砕アルミ	318	301	282
合計			564	600	563	
資源化ライン		プラスチック製容器包装	825	713	669	
		びん・缶・ペットボトル	1,025	942	884	
		紙類	436	483	454	
		その他	153	113	106	
合計	2,439	2,251	2,113			
合計			3,003	2,851	2,676	
合計			5,059	4,720	4,424	

第3章 ごみ処理基本計画

(3) 焼却処理

焼却処理量の見込みを表 3-7-3に示します。

表 3-7-3 焼却処理量の見込み

単位：t

区分			令和3年度	令和8年度	令和13年度	
搬入	燃やせるごみ	岩見沢市分	19,633	16,659	15,851	
		美唄市分	3,361	2,236	1,924	
		月形町分	824	798	733	
		合計	23,818	19,693	18,508	
	リサイクル施設	破砕可燃物	岩見沢市分	1,229	999	937
			美唄市分	55	37	31
			月形町分	20	14	13
			合計	1,304	1,050	981
		可燃性残渣	岩見沢市分	343	368	344
	合計(焼却処理量)	岩見沢市分	21,205	18,026	17,132	
		美唄市分	3,416	2,273	1,955	
		月形町分	844	812	746	
		合計	25,465	21,111	19,833	
搬出	焼却残渣	岩見沢市分	2,476	2,244	2,133	
		美唄市分	440	285	245	
		月形町分	101	98	90	
		合計	3,017	2,627	2,468	

(4) 中間処理施設の運営・管理

今後も、施設の運転・維持管理を適切に行い、施設の長寿命化・延命化を図ります。

3-7-5 最終処分計画

(1) 最終処分量

最終処分量の見込みを表 3-7-4に、埋立量の累計の見込みを表 3-7-5に示します。

令和13年度における覆土を含めた埋立量累計は69,399 t となり、埋立残容量は約44,188m³となる見込みです。

最終処分場は、現計画における平成27年度から令和11年度までの15年間の推計ごみ量を基に整備し、総埋立容量は100,000m³、中間覆土及び最終覆土計画量の24,371m³を除いた75,629m³が廃棄物及び即日覆土を合わせた埋立可能容量となっています。

本計画の減量目標を達成し、その後も、岩見沢市人口ビジョンの人口で推移し、排出されるごみの組成が変わらず、かつ、家庭系ごみの1人1日当たりのごみ量及び事業系ごみの年間排出量が令和8年度の目標値で推移した場合には、使用期間が6年延命され、令和17年度まで使用が可能となる見込みです。

表 3-7-4 最終処分量の見込み

単位：t

区分		令和3年度	令和8年度	令和13年度	
リサイクル施設	破砕不燃物	岩見沢市分	381	423	396
		月形町分	4	7	7
	合計	385	430	403	
	破砕不適物	岩見沢市分	24	21	20
焼却施設	焼却残渣	岩見沢市分	2,476	2,244	2,133
		月形町分	101	98	90
		合計	2,577	2,342	2,223
合計(最終処分量)		岩見沢市分	2,881	2,688	2,549
		月形町分	105	105	97
	合計	2,986	2,793	2,646	
覆土		526	1,082	1,025	

表 3-7-5 埋立量の累計の見込み

区分	単位	令和3年度	令和8年度	令和13年度
最終処分量	t	20,453	36,286	49,802
覆土	t	8,573	14,299	19,537
合計	t	29,026	50,585	69,339
容量換算	m ³	22,682	39,532	54,188
埋立残容量	m ³	77,318	60,468	44,188

※令和3年度には最終処分場の測量を行った令和3年11月5日の埋立量を記載しています。

(2) 最終処分場の管理

最終処分場の管理に当たっては、安全施設や設備の機能を保持するとともに浸出水の処理を徹底し、地下水の定期的な調査を継続して実施するなど、安全性と衛生処理を重視した適正な運営を行います。

(3) 旧最終処分場の管理

平成27年3月に埋立終了した旧最終処分場(岩見沢じん芥処理センター最終処分場)については、浸出水や処理水の水質管理、発生ガスのモニタリング等を行い、廃止まで適正な管理を継続します。

3-8. その他の計画

3-8-1 災害廃棄物処理計画

国は、東日本大震災や熊本地震など、近年の災害における教訓・知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月)」や「大規模災害時における北海道ブロック災害廃棄物対策行動計画(平成29年3月)」を、北海道は、「北海道災害廃棄物処理計画(平成30年3月)」を策定しました。

本市においても、災害に対し平時から備え、発災時には、市民の生活環境保全のため、災害廃棄物の円滑で適正な処理を行うとともに、速やかに復旧・復興を進めることを目的とした「岩見沢市災害廃棄物処理計画(令和2年11月)」を策定しました。

ごみ処理基本計画 資料編

- 1. ごみ排出量の推計結果一覧 資料編 1-1
 - 1-1. 将来人口の推計 資料編 1-1
 - 1-2. ごみ量の現状推計 資料編 1-2
 - 1-3. ごみ減量目標 資料編 1-3
- 2. ごみ処理量の推計結果一覧 資料編 1-7
 - 2-1. 破碎選別・資源化处理 資料編 1-7
 - 2-2. 焼却処理 資料編 1-10
 - 2-3. 最終処分 資料編 1-11

1. ごみ排出量の推計結果一覧

1-1. 将来人口の推計

行政区域内人口の推移を表 1-1-1 に示します。

表 1-1-1 行政区域内人口の実績

単位：人

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
行政区域内人口	83,091	81,963	80,746	79,614	78,417

資料：住民基本台帳・外国人登録を含む(10月1日値)

将来人口は、「岩見沢市人口ビジョン（令和 2 年改訂版）」と整合を図るものとし、人口ビジョンの推計値(令和 7 年度：74,318 人、令和 12 年度：69,462 人、令和 17 年度：64,874 人)をベースに設定します。年度間の人口は、令和 3 年 10 月 1 日人口実績値(78,417 人)と人口ビジョンの推計値より直線補間しています。推計結果を表 1-1-2 に示します。

表 1-1-2 行政区域内人口の推計結果

単位：人

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
行政区域内人口	77,392	76,367	75,342	74,318	73,346
区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
行政区域内人口	72,375	71,404	70,433	69,462	68,542

※3 月末人口推計値

1-2. ごみ量の現状推計

ごみ量の現状推計は以下の設定に従い推計しました。ごみ量の現状推計を表 1-2-1 に示します。

- ① 家庭系ごみ量原単位現状推計は、令和3年度速報値(燃やせるごみ：440g、燃やせないごみ：16g、大型ごみ：59g、資源ごみ：96g)で一定推移するものとして設定します。
- ② 事業系ごみ量現状推計は、令和3年度速報値で一定推移するものとして設定します。
- ③ 集団資源回収量原単位現状推計は、令和3年度速報値(74g)で一定推移するものとして設定します。

表 1-2-1 ごみ量の現状推計

単位：t

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人口	77,392人	76,367人	75,342人	74,318人	73,346人
ごみ総排出量	26,214	26,012	25,700	25,447	25,204
ごみ排出量	24,123	23,943	23,665	23,439	23,222
家庭系ごみ	17,261	17,081	16,803	16,577	16,360
一般ごみ	14,549	14,397	14,163	13,972	13,789
燃やせるごみ	12,430	12,299	12,100	11,936	11,780
燃やせないごみ	452	448	440	435	429
大型ごみ	1,667	1,650	1,623	1,601	1,580
資源ごみ	2,712	2,684	2,640	2,605	2,571
事業系ごみ	6,862	6,862	6,862	6,862	6,862
一般ごみ	6,814	6,814	6,814	6,814	6,814
燃やせるごみ	6,780	6,780	6,780	6,780	6,780
燃やせないごみ	15	15	15	15	15
大型ごみ	19	19	19	19	19
資源ごみ	48	48	48	48	48
集団資源回収量	2,091	2,069	2,035	2,008	1,982
家庭系廃棄物	19,352	19,150	18,838	18,585	18,342
区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人口	72,375人	71,404人	70,433人	69,462人	68,542人
ごみ総排出量	25,009	24,716	24,474	24,231	24,050
ごみ排出量	23,048	22,787	22,571	22,354	22,193
家庭系ごみ	16,186	15,925	15,709	15,492	15,331
一般ごみ	13,643	13,423	13,241	13,058	12,922
燃やせるごみ	11,656	11,468	11,312	11,156	11,039
燃やせないごみ	424	417	412	406	402
大型ごみ	1,563	1,538	1,517	1,496	1,481
資源ごみ	2,543	2,502	2,468	2,434	2,409
事業系ごみ	6,862	6,862	6,862	6,862	6,862
一般ごみ	6,814	6,814	6,814	6,814	6,814
燃やせるごみ	6,780	6,780	6,780	6,780	6,780
燃やせないごみ	15	15	15	15	15
大型ごみ	19	19	19	19	19
資源ごみ	48	48	48	48	48
集団資源回収量	1,961	1,929	1,903	1,877	1,857
家庭系廃棄物	18,147	17,854	17,612	17,369	17,188

※ごみ量(t) = ごみ量原単位(g/人・日) × 行政区域内人口(人) × 年間日数 ÷ 10⁶

1-3. ごみ減量目標

1-3-1 家庭系一般ごみ減量目標

令和8年度における家庭系一般ごみ量原単位の目標を現計画に引き続き450gとし、燃やせるごみを減量対象として推計しました。次期計画は、ペースが落ちるものの年間1gずつ減量するものとして原単위를推計しました。減量後の家庭系一般ごみ量原単位の推計を表1-3-1に示します。

なお、家庭系資源ごみについては、目標値を設定せず、現状推計と同様に推移するものとしています。

表 1-3-1 減量後の家庭系一般ごみ量原単位の推計

単位：g/人・日

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般ごみ	502	489	476	463	450
燃やせるごみ	427	414	401	388	375
燃やせないごみ	16	16	16	16	16
大型ごみ	59	59	59	59	59
区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
一般ごみ	449	448	447	446	445
燃やせるごみ	374	373	372	371	370
燃やせないごみ	16	16	16	16	16
大型ごみ	59	59	59	59	59

1-3-2 事業系ごみ減量目標

令和8年度における事業系ごみ量の目標を6,700tとし、燃やせるごみを減量対象として推計しました。次期計画の排出量は、ペースが落ちるものの年間10tずつ減量するものとして事業系ごみ量を推計しました。減量後の事業系ごみ量の推計を表1-3-2に示します。

表 1-3-2 減量後の事業系ごみ量の推計

単位：t

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業系ごみ	6,828	6,796	6,764	6,732	6,700
一般ごみ	6,780	6,748	6,716	6,684	6,652
燃やせるごみ	6,747	6,715	6,683	6,651	6,619
燃やせないごみ	14	14	14	14	14
大型ごみ	19	19	19	19	19
資源ごみ	48	48	48	48	48
区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
事業系ごみ	6,690	6,680	6,670	6,660	6,650
一般ごみ	6,642	6,632	6,622	6,612	6,602
燃やせるごみ	6,609	6,599	6,589	6,579	6,569
燃やせないごみ	14	14	14	14	14
大型ごみ	19	19	19	19	19
資源ごみ	48	48	48	48	48

1-3-3 集団資源回収量目標

集団資源回収量原単位の令和3年度速報値(74g)は、現計画の集団資源回収量原単位推計値より減少していることから、現計画値を目標値とします。令和8年度までに95gに上昇するものとし、直線補間により推計しました。その後回収量原単位は95gで維持することとして集団資源回収量原単位を推計しました。減量後の集団資源回収量原単位の推計を表1-3-3に示します。

表 1-3-3 減量後の集団資源回収量原単位の推計

単位：g/人・日

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
集団資源回収量	78	82	86	90	95
区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
集団資源回収量	95	95	95	95	95

1-3-4 減量後のごみ量推計結果のまとめ

減量後のごみ量推計結果を表 1-3-4 に、ごみ量原単位推計結果を表 1-3-5 に示します。

表 1-3-4 減量後のごみ量推計結果

単位：t

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人口	77,392人	76,367人	75,342人	74,318人	73,346人
ごみ総排出量	25,925	25,442	24,860	24,340	23,864
ごみ排出量	23,721	23,150	22,495	21,898	21,320
家庭系ごみ	16,893	16,354	15,731	15,166	14,620
一般ごみ	14,181	13,670	13,091	12,561	12,049
燃やせるごみ	12,062	11,572	11,028	10,525	10,040
燃やせないごみ	452	448	440	435	429
大型ごみ	1,667	1,650	1,623	1,601	1,580
資源ごみ	2,712	2,684	2,640	2,605	2,571
事業系ごみ	6,828	6,796	6,764	6,732	6,700
一般ごみ	6,780	6,748	6,716	6,684	6,652
燃やせるごみ	6,747	6,715	6,683	6,651	6,619
燃やせないごみ	14	14	14	14	14
大型ごみ	19	19	19	19	19
資源ごみ	48	48	48	48	48
集団資源回収量	2,204	2,292	2,365	2,442	2,544
家庭系廃棄物	19,097	18,646	18,096	17,608	17,164
区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人口	72,375人	71,404人	70,433人	69,462人	68,542人
ごみ総排出量	23,644	23,335	23,074	22,812	22,608
ごみ排出量	21,127	20,859	20,631	20,403	20,224
家庭系ごみ	14,437	14,179	13,961	13,743	13,574
一般ごみ	11,894	11,677	11,493	11,309	11,165
燃やせるごみ	9,907	9,722	9,564	9,407	9,282
燃やせないごみ	424	417	412	406	402
大型ごみ	1,563	1,538	1,517	1,496	1,481
資源ごみ	2,543	2,502	2,468	2,434	2,409
事業系ごみ	6,690	6,680	6,670	6,660	6,650
一般ごみ	6,642	6,632	6,622	6,612	6,602
燃やせるごみ	6,609	6,599	6,589	6,579	6,569
燃やせないごみ	14	14	14	14	14
大型ごみ	19	19	19	19	19
資源ごみ	48	48	48	48	48
集団資源回収量	2,517	2,476	2,443	2,409	2,384
家庭系廃棄物	16,954	16,655	16,404	16,152	15,958

※人口は10月1日推計値

表 1-3-5 減量後のごみ量原単位の推計結果

単位：g/人・日

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ごみ総排出量	919	911	905	898	892
ごみ排出量	841	829	819	808	797
家庭系ごみ	598	585	572	559	546
一般ごみ	502	489	476	463	450
燃やせるごみ	427	414	401	388	375
燃やせないごみ	16	16	16	16	16
大型ごみ	59	59	59	59	59
資源ごみ	96	96	96	96	96
事業系ごみ	243	244	247	249	251
一般ごみ	241	242	245	247	249
燃やせるごみ	239	240	243	245	247
燃やせないごみ	1	1	1	1	1
大型ごみ	1	1	1	1	1
資源ごみ	2	2	2	2	2
集団資源回収量	78	82	86	90	95
家庭系廃棄物	676	667	658	649	641
区分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
ごみ総排出量	893	896	898	900	902
ごみ排出量	798	801	803	805	807
家庭系ごみ	545	544	543	542	541
一般ごみ	449	448	447	446	445
燃やせるごみ	374	373	372	371	370
燃やせないごみ	16	16	16	16	16
大型ごみ	59	59	59	59	59
資源ごみ	96	96	96	96	96
事業系ごみ	253	257	260	263	266
一般ごみ	251	255	258	261	264
燃やせるごみ	249	253	256	259	262
燃やせないごみ	1	1	1	1	1
大型ごみ	1	1	1	1	1
資源ごみ	2	2	2	2	2
集団資源回収量	95	95	95	95	95
家庭系廃棄物	640	639	638	637	636

※事業系ごみ量原単位(g/人・日) = 事業系ごみ量(t) ÷ 行政区域内人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

2. ごみ処理量の推計結果一覧

2-1. 破碎選別・資源化处理

破碎選別・資源化处理の処理後搬出量は以下の方法により推計しています。

- ① 岩見沢市の平成 29 年度から令和 3 年度速報値までの破碎選別ライン搬入量に対する金属・木類、破碎不適物の割合を算出し、それぞれの将来推計値を算出しています。
- ② 美唄市の大型ごみについては、可燃性大型ごみのみを受入れしているため、全量破碎可燃物としています。
- ③ 平成 29 年度から令和 3 年度速報値までの破碎選別ライン搬入量合計から、①、②の項目搬出量を除いた量に対する破碎可燃物、破碎不燃物及び破碎鉄・破碎アルミの割合を算出し、それぞれの将来推計値を算出しています。
- ④ 平成 29 年度から令和 3 年度速報値までの資源化ライン搬入量に対する資源化ラインの各資源物量の割合を算出し、それぞれの将来推計値を算出します。また、可燃性残渣は資源化ライン搬入量と資源化ラインの資源物合計の差としています。
- ⑤ 美唄市及び月形町分の搬入・搬出量は、各自治体の一般廃棄物処理基本計画を参考に数値を算出しています。

破碎選別・資源化処理量の推計結果を表 2-1-1、表 2-1-2 に示します。

表 2-1-1 破碎選別・資源化処理量推計結果(1)

単位：t

区分			令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
搬入	破碎選別 ライン	燃やせない ごみ	岩見沢市分	466	462	454	449	443
		大型ごみ	岩見沢市分	1,686	1,669	1,642	1,620	1,599
			美唄市分	43	41	39	38	37
			月形町分	27	26	26	26	25
			合計	1,756	1,736	1,707	1,684	1,661
	合計	2,222	2,198	2,161	2,133	2,104		
	(うち岩見沢市分)		(2,152)	(2,131)	(2,096)	(2,069)	(2,042)	
資源化ライン	岩見沢市分	2,760	2,732	2,688	2,653	2,619		
合計		4,982	4,930	4,849	4,786	4,723		
(うち岩見沢市分)		(4,912)	(4,863)	(4,784)	(4,722)	(4,661)		
搬出	焼却処理施設	破碎可燃物	岩見沢市分	1,053	1,043	1,025	1,012	999
			美唄市分	43	41	39	38	37
			月形町分	16	15	15	15	14
			合計	1,112	1,099	1,079	1,065	1,050
		可燃性残渣	岩見沢市分	389	385	377	373	368
	合計	1,501	1,484	1,456	1,438	1,418		
	(うち岩見沢市分)		(1,442)	(1,428)	(1,402)	(1,385)	(1,367)	
	最終処分場	破碎不燃物	岩見沢市分	445	441	434	428	423
			月形町分	8	8	8	8	7
			合計	453	449	442	436	430
		破碎不適物	岩見沢市分	23	22	22	22	21
		合計	476	471	464	458	451	
	(うち岩見沢市分)		(468)	(463)	(456)	(450)	(444)	
	資源化 (岩見沢市分)	破碎選別 ライン	金属・木類	315	312	307	303	299
			破碎鉄・破碎アルミ	317	314	309	305	301
合計			632	626	616	608	600	
資源化ライン		プラスチック製容器包装	751	744	732	722	713	
		びん・缶・ペットボトル	992	982	967	954	942	
		紙類	509	504	496	490	483	
		その他	119	117	116	114	113	
		合計	2,371	2,347	2,311	2,280	2,251	
合計	3,003	2,973	2,927	2,888	2,851			
合計		4,980	4,928	4,847	4,784	4,720		

表 2-1-2 破碎選別・資源化処理量推計結果(2)

単位：t

区分			令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	
搬入	破碎選別 ライン	燃やせない ごみ	岩見沢市分	438	431	426	420	416
		大型ごみ	岩見沢市分	1,582	1,557	1,536	1,515	1,500
			美唄市分	36	34	33	32	31
			月形町分	25	24	24	23	23
			合計	1,643	1,615	1,593	1,570	1,554
	合計	2,081	2,046	2,019	1,990	1,970		
	(うち岩見沢市分)		(2,020)	(1,988)	(1,962)	(1,935)	(1,916)	
資源化ライン	岩見沢市分	2,591	2,550	2,516	2,482	2,457		
合計		4,672	4,596	4,535	4,472	4,427		
(うち岩見沢市分)		(4,611)	(4,538)	(4,478)	(4,417)	(4,373)		
搬出	焼却処理施設	破碎可燃物	岩見沢市分	988	973	960	947	937
			美唄市分	36	34	33	32	31
			月形町分	14	14	14	13	13
			合計	1,038	1,021	1,007	992	981
		可燃性残渣	岩見沢市分	365	358	354	348	344
	合計	1,403	1,379	1,361	1,340	1,325		
	(うち岩見沢市分)		(1,353)	(1,331)	(1,314)	(1,295)	(1,281)	
	最終処分場	破碎不燃物	岩見沢市分	418	411	406	401	396
			月形町分	7	7	7	7	7
			合計	425	418	413	408	403
		破碎不適物	岩見沢市分	21	21	21	20	20
		合計	446	439	434	428	423	
	(うち岩見沢市分)		(439)	(432)	(427)	(421)	(416)	
	資源化 (岩見沢市分)	破碎選別 ライン	金属・木類	296	291	287	283	281
			破碎鉄・破碎アルミ	297	293	289	285	282
合計			593	584	576	568	563	
資源化ライン		プラスチック製容器包装	705	694	685	676	669	
		びん・缶・ペットボトル	932	917	905	893	884	
		紙類	478	471	464	458	454	
		その他	111	110	108	107	106	
		合計	2,226	2,192	2,162	2,134	2,113	
合計	2,819	2,776	2,738	2,702	2,676			
合計		4,668	4,594	4,533	4,470	4,424		

2-2. 焼却処理

焼却処理の焼却残渣は以下の方法により推計しています。

- ① 平成 29 年度から令和 3 年度速報値までの焼却処理量に対する焼却残渣の割合を算出し、将来推計値を算出します。
- ② 各自治体の焼却残渣は、焼却残渣（合計）を各自治体の焼却処理量で按分して算出します。焼却処理量の推計結果を表 2-2-1 に示します。

表 2-2-1 焼却処理量推計結果

単位：t

区分			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
搬入	燃やせるごみ	岩見沢市分	18,809	18,287	17,711	17,176	16,659	
		美唄市分	2,597	2,490	2,386	2,299	2,236	
		月形町分	836	827	819	810	798	
		合計	22,242	21,604	20,916	20,285	19,693	
	リサイクル施設	破碎可燃物	岩見沢市分	1,053	1,043	1,025	1,012	999
			美唄市分	43	41	39	38	37
			月形町分	16	15	15	15	14
		可燃性残渣	岩見沢市分	389	385	377	373	368
	合計(焼却処理量)	岩見沢市分	20,251	19,715	19,113	18,561	18,026	
		美唄市分	2,640	2,531	2,425	2,337	2,273	
		月形町分	852	842	834	825	812	
		合計	23,743	23,088	22,372	21,723	21,111	
	搬出	焼却残渣	岩見沢市分	2,521	2,455	2,380	2,311	2,244
美唄市分			331	317	304	293	285	
月形町分			102	101	100	99	98	
合計			2,954	2,873	2,784	2,703	2,627	
区分			令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	
搬入	燃やせるごみ	岩見沢市分	16,516	16,321	16,153	15,986	15,851	
		美唄市分	2,170	2,107	2,045	1,984	1,924	
		月形町分	785	772	759	746	733	
		合計	19,471	19,200	18,957	18,716	18,508	
	リサイクル施設	破碎可燃物	岩見沢市分	988	973	960	947	937
			美唄市分	36	34	33	32	31
			月形町分	14	14	14	13	13
		可燃性残渣	岩見沢市分	365	358	354	348	344
	合計(焼却処理量)	岩見沢市分	17,869	17,652	17,467	17,281	17,132	
		美唄市分	2,206	2,141	2,078	2,016	1,955	
		月形町分	799	786	773	759	746	
		合計	20,874	20,579	20,318	20,056	19,833	
	搬出	焼却残渣	岩見沢市分	2,225	2,198	2,175	2,151	2,133
美唄市分			277	268	261	253	245	
月形町分			96	94	93	91	90	
合計			2,598	2,560	2,529	2,495	2,468	

2-3. 最終処分

最終処分の覆土量は令和3年11月5日測量の最終処分量に対する覆土量の割合を算出し、将来推計値を算出します。

最終処分量の推計結果を表 2-3-1 に示します。

表 2-3-1 最終処分量推計結果

単位：t

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
リサイクル施設	破碎不燃物	岩見沢市分	445	441	434	428	423
		月形町分	8	8	8	8	7
	合計	453	449	442	436	430	
	破碎不適物	岩見沢市分	23	22	22	22	21
焼却施設	焼却残渣	岩見沢市分	2,521	2,455	2,380	2,311	2,244
		月形町分	102	101	100	99	98
		合計	2,623	2,556	2,480	2,410	2,342
合計(最終処分量)		岩見沢市分	2,989	2,918	2,836	2,761	2,688
		月形町分	110	109	108	107	105
		合計	3,099	3,027	2,944	2,868	2,793
覆土		1,201	1,173	1,141	1,112	1,082	
区分		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
リサイクル施設	破碎不燃物	岩見沢市分	418	411	406	401	396
		月形町分	7	7	7	7	7
	合計	425	418	413	408	403	
	破碎不適物	岩見沢市分	21	21	21	20	20
焼却施設	焼却残渣	岩見沢市分	2,225	2,198	2,175	2,151	2,133
		月形町分	96	94	93	91	90
		合計	2,321	2,292	2,268	2,242	2,223
合計(最終処分量)		岩見沢市分	2,664	2,630	2,602	2,572	2,549
		月形町分	103	101	100	98	97
		合計	2,767	2,731	2,702	2,670	2,646
覆土		1,072	1,059	1,047	1,035	1,025	

表 2-3-2 埋立量の累計の推計結果

区分		単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
最終処分量	岩見沢市分	t	23,754	26,672	29,508	32,269	34,957
	月形町分	t	900	1,009	1,117	1,224	1,329
	合計	t	24,654	27,681	30,625	33,493	36,286
覆土		t	9,791	10,964	12,105	13,217	14,299
合計		t	34,445	38,645	42,730	46,710	50,585
容量換算		m ³	26,919	30,201	33,393	36,504	39,532
区分		単位	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
最終処分量	岩見沢市分	t	37,621	40,251	42,853	45,425	47,974
	月形町分	t	1,432	1,533	1,633	1,731	1,828
	合計	t	39,053	41,784	44,486	47,156	49,802
覆土		t	15,371	16,430	17,477	18,512	19,537
合計		t	54,424	58,214	61,963	65,668	69,339
容量換算		m ³	42,532	45,494	48,424	51,320	54,188

第2編 生活排水処理基本計画

目 次

第1章 生活排水の排出の状況	2-1
1-1. 生活排水の排出の状況	2-1
第2章 生活排水の処理計画	2-6
2-1. 生活排水処理の課題	2-6
2-2. 生活排水処理の基本方針	2-6
2-3. 生活排水の処理計画	2-6
2-4. 生活排水の処理主体	2-8
第3章 し尿・汚泥の処理計画	2-9
3-1. し尿・汚泥処理の現状	2-9
3-2. し尿・汚泥の処理方針	2-10
3-3. し尿・汚泥の処理計画	2-10
3-4. 目標年次におけるし尿・汚泥の処理	2-15
第4章 その他の計画	2-16

－計画策定にあたって－

生活排水対策は、廃棄物行政の重要な課題のひとつですが、近年、水質環境の保持改善や快適な生活環境の形成面での要請の高まり、また、生活排水の質的多様化による汚濁負荷増加に起因する水質悪化などを背景に、その対策の重要性は増大してきています。

岩見沢市（以下「本市」と言います。）では、公共用水域¹の水質悪化を防止するため、市街地を中心に、その対策として公共下水道の整備を先行してきましたが、本来は、郊外であっても水質の悪化等を勘案して、生活排水対策を進める必要があります。

現在、市街地など家屋が集中する地域では、公共下水道や農業集落排水施設によって生活排水の処理が行われ、その他の地域については、合併処理浄化槽によって生活排水の処理を行っていますが、一部では未処理のまま公共用水域に排出されていることから、水質の汚濁や生活環境の悪化を未然に防止するためにも、これら地域の生活排水処理の未普及解消を今後も更に推進することが必要です。

本市では、し尿処理場である文向台衛生センターが老朽化のため、平成30年度をもってし尿及び浄化槽汚泥の受入れを終了し、令和元年度からは南光園処理場（公共下水道処理施設）で、M I C S事業²として処理を開始しました。

このような状況の中で、社会情勢の変化や技術開発の進展を勘案して、今後の市内全域における総合的な生活排水対策を講ずるため、経済性・効率性において地域に適した生活排水対策を進めることを目的に生活排水処理基本計画（以下「本計画」と言います。）を見直すものです。

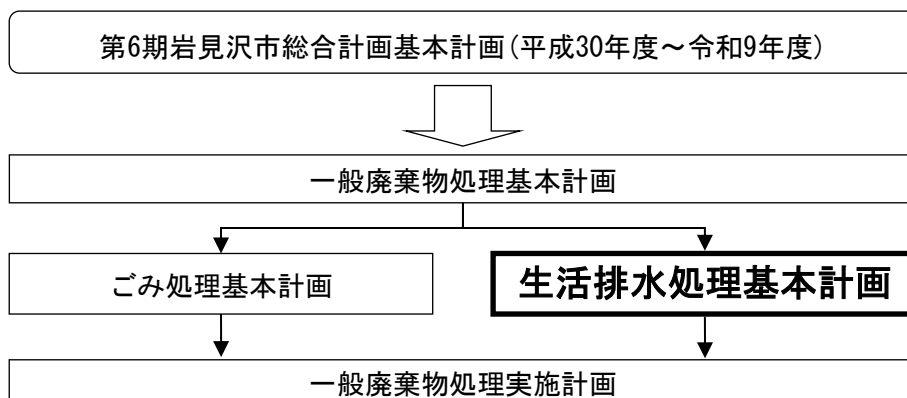
1 公共用水域：河川・湖沼・港湾・沿岸海域、その他公共の用に供される水域です。

2 M I C S事業：汚水処理施設共同整備事業

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以降、「廃棄物処理法」といいます。)」第6条第1項において、市町村等が定めなければならない計画として位置づけられている「一般廃棄物処理計画」のうち、「生活排水処理基本計画」について定めています。

また、廃棄物処理法では、一般廃棄物処理基本計画は市町村の基本構想に基づく計画のひとつとして位置づけられており、本計画は本市の今後の発展方向と展開すべき施策を明らかにし、計画的なまちづくりを進めるために策定された総合計画を踏まえて策定します。

また、「生活排水処理基本計画」には、生活排水処理に関する基本的な事項を定め、その実施のために必要な事業については、「一般廃棄物処理実施計画」に定め、年度ごとに公表します。



本計画は、平成28年度に策定し、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間としています。また、令和3年度を中間目標年次として設定しているため、計画の内容の見直し、改訂を行いました。

年数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	17
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R15
本計画	計画策定年次	→				中間目標年次	→				計画目標年次	
MICS事業				供用開始								供用開始15年後

(参考)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について

環整第233号平成4年8月13日

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

第1 一般廃棄物に関する事項

1 一般廃棄物処理計画

(1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。

なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

第1章 生活排水の排出の状況

1-1. 生活排水の排出の状況

本市の生活排水の排出状況を処理形態別人口で整理します。

計画処理区域内人口³の減少とともに、水洗化・生活雑排水処理人口も減少傾向にあります。その中で、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設、単独処理浄化槽及び非水洗化の全てにおいて、人口は減少しています

表 1-1-1 生活排水の排出の状況

		単位：人				
区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1 計画処理区域内人口	82,218	81,116	79,821	78,857	77,512	
(1)水洗化・生活雑排水処理人口	76,699	76,261	75,428	74,474	73,425	
①コミュニティプラント ⁴	-	-	-	-	-	
②合併処理浄化槽	4,074	3,806	3,830	3,749	3,604	
③公共下水道	70,289	70,205	69,366	68,467	67,680	
④農業集落排水施設	2,336	2,250	2,232	2,258	2,141	
(2)水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	762	711	603	587	578	
(3)非水洗化人口(汲み取り便槽)	4,757	4,144	3,790	3,796	3,509	
2 計画処理区域外人口	-	-	-	-	-	
(生活排水処理率)	93.3%	94.0%	94.5%	94.4%	94.7%	

※人口は各年度3月末値・外国人登録を含みます。

3 計画処理区域内人口：岩見沢市においては、計画処理区域と行政区画は同じであるため、計画処理区域内人口は行政区画内人口と一致します。

4 コミュニティプラント：住宅団地などの開発に伴い設置される生活排水の小規模な集合処理施設です。

第1章 生活排水の排出の状況

1-1-1 集合処理の状況

現在、本市の集合処理区域⁵は、公共下水道が3処理区、農業集落排水施設が2事業区あります。

表 1-1-2 公共下水道事業の概要(岩見沢処理区)

項目		岩見沢処理区	
		全体計画	事業計画
計画年次		令和9年度	令和5年度
計画区域面積 (ha)		2,776.3	2,645.1
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	24,246	24,668
	日最大	30,029	30,604
	時間最大	52,524	53,212
計画人口 (人)		61,000	62,700
処理方式		標準活性汚泥法 ⁶ (担体投入型)	
処理場の処理能力 (m ³ /日)		35,000	35,000
計画放流水質 (放流先)	BOD ⁷ (mg/L)	15	
	S S ⁸ (mg/L)	40	
処理場の供用開始年次		昭和48.11月	

表 1-1-3 公共下水道事業の概要(幌向処理区)

項目		幌向処理区	
		全体計画	事業計画
計画年次		令和9年度	令和5年度
計画区域面積 (ha)		253.0	169.3
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	1,555	1,660
	日最大	2,071	2,212
	時間最大	3,332	3,554
計画人口 (人)		4,300	4,600
処理方式		標準活性汚泥法	
処理場の処理能力 (m ³ /日)		4,400	4,400
計画放流水質 (放流先)	BOD (mg/L)	15	
	S S (mg/L)	40	
処理場の供用開始年次		平成11年4月	

5 集合処理区域：公共下水道や農業集落排水施設により生活排水を処理する区域です。

6 標準活性汚泥法：好気性微生物により酸化分解するための反応タンクと、活性汚泥を重力分離するための沈殿池とを組み合わせたプロセスを基本とし、酸素を混合攪拌して汚水と微生物とを十分接触させて浄化する基本的な方法です。

7 BOD：水中の微生物が酸素を取り込み、有機物を分解するときに必要とする酸素の量。値が高ければ、その水中には腐敗性物質が多いことを意味し、水中の酸素を異常に消費して、魚介類に影響を及ぼすなど、危害の原因となります。

8 S S：水中に分散している2mm以下の固形物です。水質汚染の原因となります。

表 1-1-4 公共下水道事業の概要(栗沢処理区)

項目		栗沢処理区	
		全体計画	事業計画
計画年次		令和9年度	令和5年度
計画区域面積 (ha)		243.0	182.2
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	1,050	1,054
	日最大	1,350	1,366
	時間最大	2,375	2,356
計画人口 (人)		2,500	2,600
処理方式		回分式活性汚泥法 ⁹	
処理場の処理能力 (m ³ /日)		2,200	2,200
計画放流水質 (放流先)	BOD (mg/L)	15	
	S S (mg/L)	40	
処理場の供用開始年次		平成4年10月	

表 1-1-5 農業集落排水施設の概要

項目		幌向北事業区	北村事業区
計画処理人口 (人)		2,500	1,127
計画戸数 (戸)		892	349
現在の加入戸数 (令和元年度末)		806	285
処理方式		オキシデーションディッチ法 ¹⁰	回分式活性汚泥法
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	648	233
	日最大	825	551
供用開始年次		昭和63年11月	昭和60年12月

9 回分式活性汚泥法：ひとつの浄化槽の中で「汚水の流入」、「曝気」、「活性汚泥の沈殿」、「処理水の排出」のプロセスを繰り返す方法で、この方法は曝気槽が沈殿槽を兼ねているとともに、装置が簡単であるために維持管理が容易であり、費用も安いなどの利点があります。

10 オキシデーションディッチ法：最初沈殿池を設けずに機械式エアレーション装置のある水深の浅い循環水路を反応タンクとして、最終沈殿池で汚泥と処理水とを分離する方法です。主に小規模の污水处理施設に用いられます。

第1章 生活排水の排出の状況

集合処理による生活排水の処理人口は、以下の通りとなっています。

表 1-1-6 集合処理による生活排水の処理人口

【公共下水道】

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
下水道処理区域内人口	人	71,411	70,875	69,973	69,040	68,251
普及率 ¹¹	%	86.86%	87.37%	87.66%	87.55%	88.05%
水洗化人口 ¹²	人	70,289	70,205	69,366	68,467	67,680
水洗化率 ¹³	%	98.43%	99.05%	99.13%	99.17%	99.16%

※人口は各年度3月末値・外国人登録を含みます。

【農業集落排水施設】

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農業集落排水処理区域内人口	人	2,364	2,272	2,249	2,281	2,157
普及率	%	2.88%	2.80%	2.82%	2.89%	2.78%
水洗化人口	人	2,336	2,250	2,232	2,258	2,141
水洗化率	%	98.82%	99.03%	99.24%	98.99%	99.26%

※人口は各年度3月末値・外国人登録を含みます。

【集合処理全体】

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
処理区域内人口	人	73,775	73,147	72,222	71,321	70,408
普及率	%	89.73%	90.18%	90.48%	90.44%	90.83%
水洗化人口	人	72,625	72,455	71,598	70,725	69,821
水洗化率	%	98.44%	99.05%	99.14%	99.16%	99.17%

※人口は各年度3月末値・外国人登録を含みます。

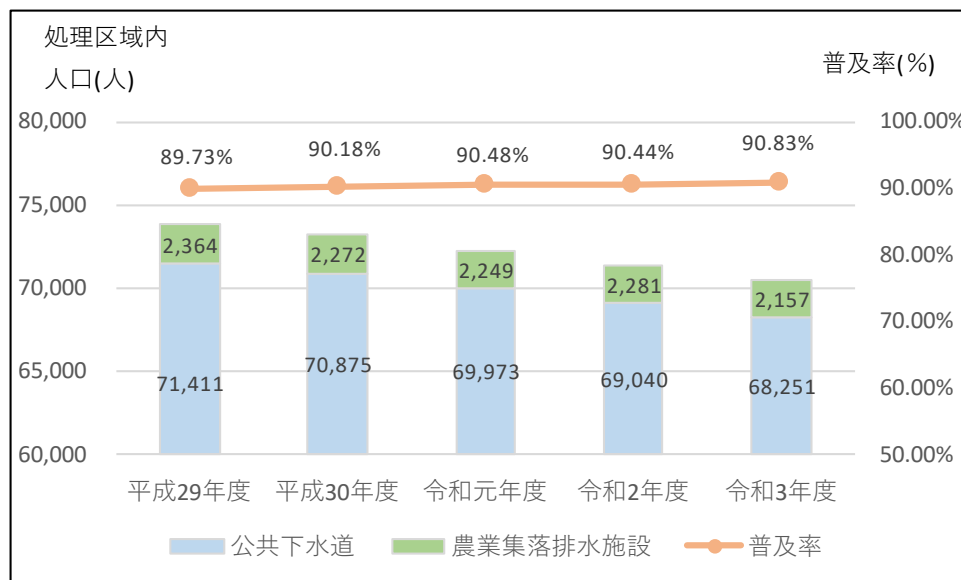


図 1-1-1 集合処理の処理区域内人口と普及率

11 普及率 (%) : 処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100

12 水洗化人口 : 下水道(または農業集落排水施設)に接続している人口です。

13 水洗化率 (%) : 接続人口 ÷ 処理区域内人口 × 100

表 1-1-6で示すように、令和3年度における集合処理の処理区域内人口は70,408人、このうち水洗化人口は69,821人となっています。行政区域内人口が77,512人となっていることから集合処理による普及率は90.83%、水洗化率は99.17%となっています。

人口減少に伴い、集合処理区域内人口も減少しているものの、普及率及び水洗化率はともに若干ではありますが増加傾向となっています。

1-1-2 合併処理浄化槽の状況

本市の合併処理浄化槽の設置は令和3年度末で1,267基(農業集落排水施設は浄化槽法において合併処理浄化槽に該当しますが、この基数には含めていません。)となっています。このうち事業所などを除く一般家庭(一戸建てや集合住宅、共同住宅)で使用されている浄化槽は、1,147基があり、処理人口は3,604人となっています。

1-1-3 単独処理浄化槽の状況

単独処理浄化槽¹⁴は、令和3年度末で263基が設置されており、このうち事業所などを除く一般家庭(一戸建てや集合住宅、共同住宅)で使用されている浄化槽は178基があり、処理人口は578人となっています。

14 単独処理浄化槽：トイレの水洗化だけで、台所・風呂などの生活雑排水は未処理の浄化槽です。

第2章 生活排水の処理計画

2-1. 生活排水処理の課題

本市は、豊かな自然を育み、調和しながら快適な生活環境を将来にわたって引き継いでいくために、これまで市街地、幌向及び栗沢地区において公共下水道を、幌向北及び北村地区において農業集落排水施設の整備を進めてまいりました。

生活排水対策は重要な施策の一つであり、これらの集合処理施設を整備することによる普及率は90.83%となっています。一方、郊外など集合処理の計画区域外では、未整備の割合の高さが課題となっており、合併処理浄化槽の設置など生活排水対策が引き続き必要となっています。

2-2. 生活排水処理の基本方針

生活排水対策の基本方針として、水質保全の重要性について認識を深め、生活排水の処理施設を必要に応じて計画的に整備していくこととし、処理方式の選定に当たっては、処理人口の密集度、地理的条件、維持管理の容易性及び経済性等を考慮し、地域の特性にあった対応とします。

生活排水処理の基本方針について以下に示します。

- ① 公共下水道が整備されている地区における未接続の解消に努めます。また、計画区域内における未整備地区については、それぞれの事業計画に基づき整備を行います。
- ② 農業集落排水施設が整備されている地区における未接続の解消に努めます。
- ③ 集落を形成しておらず、家屋等が分散して立地する地区については、個別に設置する合併処理浄化槽により処理を進めます。
- ④ 現在、単独処理浄化槽を設置している家庭や事業所については、生活雑排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽への転換を推進します。

2-3. 生活排水の処理計画

本市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水施設の整備及び合併処理浄化槽の普及に努めてまいりましたが、今後も公共用水域の水質保全と生活環境の改善のため、生活排水処理基本方針に沿って、それぞれの地区における適切な生活排水の処理を推進します。

2-3-1 集合処理する区域

公共下水道等の集合処理施設を整備する場合、経済性、地理的条件、維持管理の面及び効果的な資本投資からも行政区域全域を集合処理で整備するのは困難です。

集合処理する区域については、公共下水道・農業集落排水施設それぞれの計画に基づき生活排水を処理するものとします。

また、公共下水道等が整備された区域における未接続箇所については、早期接続を行うように指導していきます。

2-3-2 個別処理する区域

集合処理は、家屋数にかかわらず、管路網を整備する必要があるため、家屋が分散している地区では非効率となり、集合処理による生活排水の処理は困難です。このような地区では個別に設置する合併処理浄化槽によって生活排水を処理するものとし、設置者に対し適正な維持管理を促していきます。

また、すでに単独処理浄化槽を設置している世帯については、生活雑排水の処理を促進する観点から、合併処理浄化槽の設置補助金に関する広報紙への掲載及びパンフレット等の配布や、担当課窓口による相談対応と事業PRなどを引き続き進め、合併処理浄化槽への転換を推進し、合併処理浄化槽設置基数が計画目標年次まで毎年25基ずつ増加するものとします。

2-3-3 計画目標年次における生活排水の処理

計画目標年次における生活排水の処理目標と生活排水処理状況を近年の水洗化率や普及率などの傾向から算出し、それぞれ表 2-3-1、表 2-3-2に示します。

将来人口は、「岩見沢市人口ビジョン（令和2年改訂版）」と整合を図るものとして設定します。人口ビジョンの人口は10月1日値であるため、人口ビジョンにおける令和3年度の人口に対する各年度の人口の減少率と、令和3年度人口実績（3月末値）より将来人口を推計します。

表2-3-1 生活排水処理目標

区分	単位	計画策定年次 平成28年度	中間目標年次 令和3年度	計画目標年次 令和8年度
① 行政区内人口	人	83,383	77,512	72,861
② 計画処理区域内人口	人	83,383	77,512	72,861
③ 水洗化・生活雑排水処理人口	人	77,629	73,425	70,926
④ 生活排水処理率(③/①)	%	93.10%	94.73%	97.34%

※平成28、令和3年度人口は3月末値実績値、令和8年度人口は3月末における推計値としています。

表2-3-2 生活排水処理状況

単位：人

区分	計画策定年次 平成28年度	中間目標年次 令和3年度	計画目標年次 令和8年度
1 計画処理区域内人口	83,383	77,512	72,861
2 水洗化・生活雑排水処理人口	77,629	73,425	70,926
①コミュニティプラント ¹⁵	-	-	-
②合併処理浄化槽	4,026	3,604	3,799
③公共下水道	71,242	67,680	65,072
④農業集落排水施設	2,361	2,141	2,055
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	762	578	358
4 非水洗化人口	4,992	3,509	1,577
5 計画処理区域外人口	-	-	-

※平成28、令和3年度人口は3月末値実績値、令和8年度人口は3月末における推計値としています。

15 コミュニティプラント：住宅団地などの開発に伴い設置される生活排水の小規模な集合処理施設です。

2-4. 生活排水の処理主体

処理施設ごとの処理主体を表に示します。

環境への負荷が大きい単独処理浄化槽は新設が禁止されているため、公共下水道への接続もしくは合併処理浄化槽に更新することにより、将来の設置数ゼロを目指します。

表 2-4-1 生活排水の処理主体

【現況】

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道(M I C S 事業)	し尿、生活雑排水、浄化槽汚泥 及び農業集落排水施設汚泥	岩見沢市
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	岩見沢市
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等各設置者
(4) 単独処理浄化槽	し尿	個人等各設置者

【将来】

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道M I C S 事業)	し尿、生活雑排水、浄化槽汚泥 及び農業集落排水施設汚泥	岩見沢市
(2) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	岩見沢市
(3) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等各設置者

第3章 し尿・汚泥の処理計画

3-1. し尿・汚泥処理の現状

本市におけるし尿・汚泥の処理は、昭和42年に発足した「岩見沢市外二町村衛生施設組合」により、昭和43年に「文向台衛生センター」が整備され、その後、平成3年の「南空知ふるさと市町村圏組合」への改組を経て、平成18年3月の市町村合併に伴い、衛生センターを組合方式から本市直営に移行しました。その後、施設老朽化のため、平成30年度をもってし尿及び浄化槽汚泥の受入を終了し、令和元年度からは南光園処理場（公共下水道処理施設）で、MICS事業として処理を行っています。

表 3-1-1 し尿及び汚泥の処理実績

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
し尿量	kL	5,856	5,891	5,450	5,298	5,197
浄化槽汚泥量	kL	4,085	4,028	4,106	3,829	4,090
農業集落排水施設汚泥量	kL	1,060	1,053	1,117	974	911
合計	kL	11,001	10,972	10,673	10,101	10,198
1日当たり処理量	kL/日	30.14	30.06	29.16	27.67	27.94

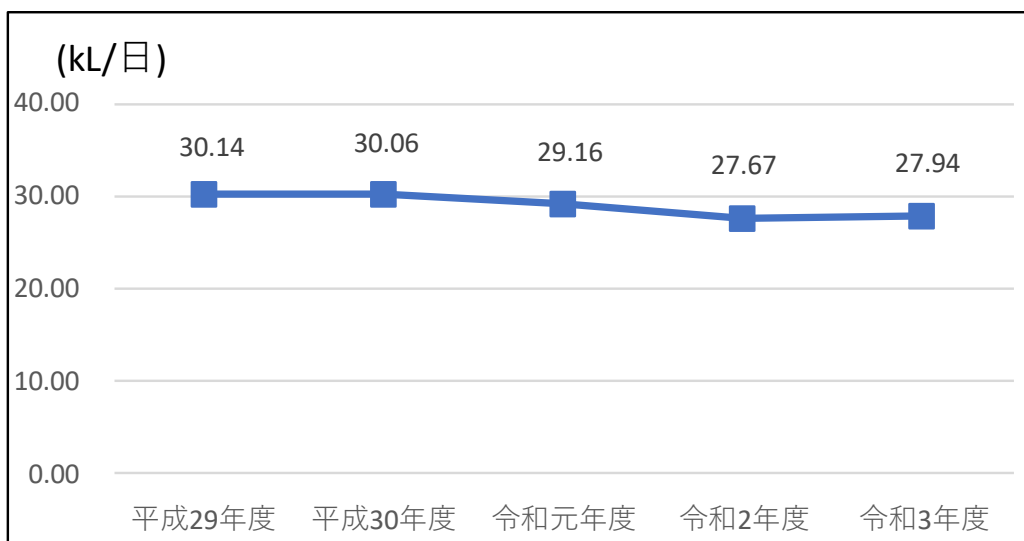


図 3-1-1 し尿・汚泥の一日当たり処理量

表 3-1-2 し尿処理施設の概要

施設名	南光園処理場 共同污水处理施設	設置主体	岩見沢市
施設所在地	岩見沢市10条西23丁目 3番地1	供用開始年次	平成31年4月
公称能力	35kL/日	処理対象物	し尿、浄化槽汚泥及び 農業集落排水施設汚泥

第3章 し尿・汚泥の処理計画

3-2. し尿・汚泥の処理方針

し尿・汚泥の処理に関しては、引き続き本市の共同污水处理施設により処理を行い、下水と一元化した効率的な処理を継続します。

3-3. し尿・汚泥の処理計画

下水処理場から搬出されている汚泥は、共に農地等で肥料として再利用されていることから、共同処理後も引き続き農地等で再利用する予定です。

近年のし尿・汚泥の処理状況から計画目標年次における処理量の予測を次に示します。

3-3-1 し尿量の予測

過去5年間の非水洗化人口とし尿量から算出した原単位は表 3-3-1の通りであり、平均は、3.82L/人・日となっています。

表 3-3-1 非水洗化人口とし尿量の実績

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
非水洗化人口	人	4,757	4,144	3,790	3,796	3,509	3,999
し尿量	kL	5,856	5,891	5,450	5,298	5,197	5,538
し尿量原単位	L/人・日	3.37	3.89	3.93	3.82	4.06	3.82

※し尿量原単位 (L/人・日) = し尿量 (kL) ÷ 非水洗化人口 (人) ÷ 年間日数 × 10³

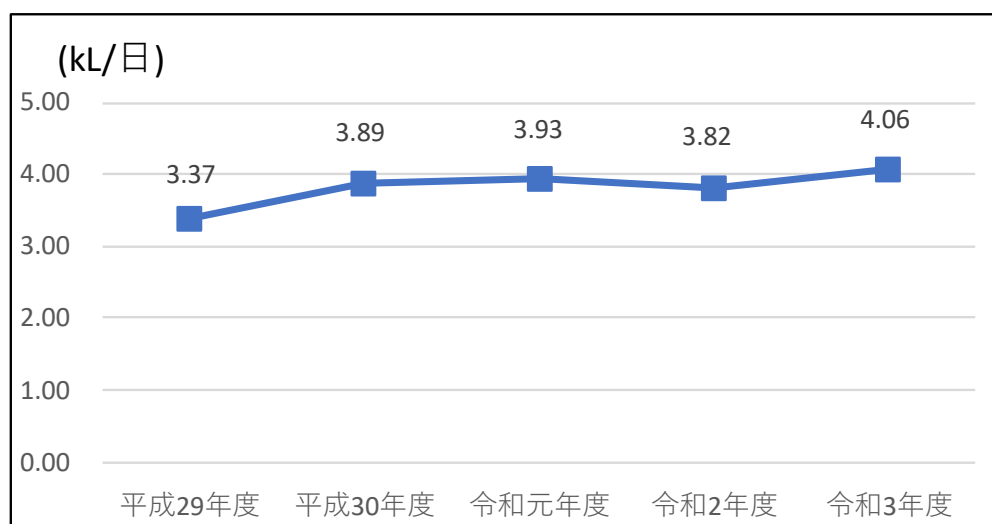


図 3-3-1 家庭し尿量原単位の実績

計画目標年次における家庭し尿量は、将来の原単位と表 2-3-2で示す非水洗化人口より設定します。近年の実績から、原単位の変動は小さいと考えられるため、ここでは将来の原単位を、過去5年間の実績の平均値を用いて設定します。

計画目標年次(令和8年度)におけるし尿量

$$= \text{非水洗化人口} \times \text{し尿量原単位} \times 365 \text{日} \div 10^3$$

$$= 1,577 \text{人} \times 3.82 \text{ L/人・日} \times 365 \text{日} \div 10^3$$

$$\approx \boxed{2,199 \text{ kL}}$$

3-3-2 浄化槽汚泥量の予測

過去5年間の浄化槽人口(合併処理浄化槽人口と単独処理浄化槽人口の和)と浄化槽汚泥量から算出した原単位は表 3-3-2の通りであり、平均は、2.48L/人・日となっています。

表 3-3-2 浄化槽人口と浄化槽汚泥量の実績

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
浄化槽人口	人	4,836	4,517	4,433	4,336	4,182	4,461
汚泥量	kL	4,085	4,028	4,106	3,829	4,090	4,028
浄化槽汚泥量原単位	L/人・日	2.31	2.44	2.53	2.42	2.68	2.48

※浄化槽汚泥処理量原単位(L/人・日) = 浄化槽汚泥量(kL) ÷ 浄化槽人口(人) ÷ 年間日数 × 10³

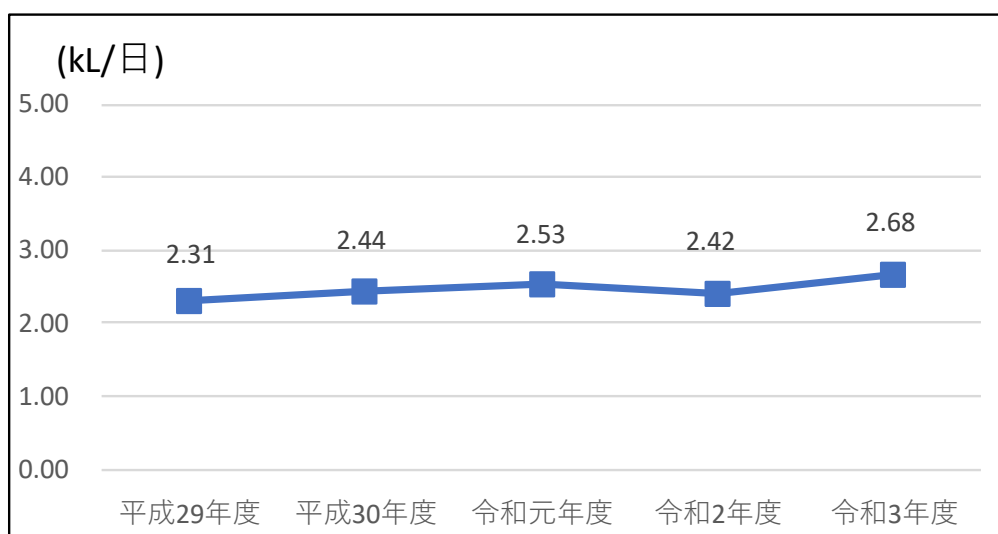


図3-3-2 浄化槽汚泥量原単位の実績

ただし、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の原単位は表に示すとおり異なっており、単独浄化槽は今後減少していきます。表 3-3-3の比率を用いて浄化槽の原単位を算出すると表 3-3-4のとおりであり、平均で合併浄化槽が約2.70L/人・日、単独浄化槽が約1.15L/人・日となります。

表 3-3-3 汚泥発生量原単位に関する検討結果(文献資料)

項目		最小	平均	最大	標準偏差
汚泥発生量原単位 (L/人・日)	合併浄化槽	1.92	2.61	3.09	0.298
	単独浄化槽	0.61	1.11	1.59	0.221
比率(合併浄化槽/単独浄化槽)		3.15	2.35	1.94	

※資料：「し尿処理施設から汚泥再生処理センターへのリニューアルの手引書 (社) 全国都市清掃会議」

表 3-3-4 合併浄化槽及び単独浄化槽の汚泥量原単位

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
浄化槽処理人口 (人)	合併処理浄化槽	4,074	3,806	3,830	3,749	3,604	3,813
	単独処理浄化槽	762	711	603	587	578	648
浄化槽汚泥量 原単位(L/人・日)	合併処理浄化槽	2.54	2.69	2.75	2.62	2.91	2.70
	単独処理浄化槽	1.08	1.14	1.17	1.12	1.24	1.15

計画目標年次における浄化槽汚泥量は、将来の原単位と表 2-3-2で示す浄化槽人口より設定します。近年の実績から、原単位の変動は小さいと考えられるため、ここでは将来の原単位を、表 3-3-4で示す過去5年間の実績の平均値を用いて設定します。ただし、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の比率は、表 3-3-3の文献値を参考とします。

計画目標年次(令和8年度)における合併処理浄化槽汚泥

$$= \text{合併処理浄化槽人口} \times \text{浄化槽汚泥量原単位} \times 365 \text{日} \div 10^3$$

$$= 3,799 \text{人} \times 2.70 \text{ L/人} \cdot \text{日} \times 365 \text{日} \div 10^3$$

$$\approx \boxed{3,744 \text{ kL}}$$

計画目標年次(令和8年度)における単独処理浄化槽汚泥

$$= \text{単独処理浄化槽人口} \times \text{浄化槽汚泥量原単位} \times 365 \text{日} \div 10^3$$

$$= 358 \text{人} \times 1.15 \text{ L/人} \cdot \text{日} \times 365 \text{日} \div 10^3$$

$$\approx \boxed{150 \text{ kL}}$$

3-3-3 農業集落排水施設汚泥量の予測

過去5年間の農業集落排水施設人口と農業集落排水施設汚泥量から算出した原単位は表 3-3-5の通りであり、平均は、1.25L/人・日となっています。

表 3-3-5 農業集落排水施設人口と農業集落排水施設汚泥量の実績

区分	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
農業集落排水施設人口	人	2,336	2,250	2,232	2,258	2,141	2,243
農業集落排水施設汚泥量	kL	1,060	1,053	1,117	974	911	1,023
農業集落排水施設汚泥量原単位	L/人・日	1.24	1.28	1.37	1.18	1.17	1.25

※農業集落排水施設汚泥量原単位(L/人・日)＝農業集落排水施設汚泥量(kL)÷農業集落排水施設人口(人)÷年間日数×10³

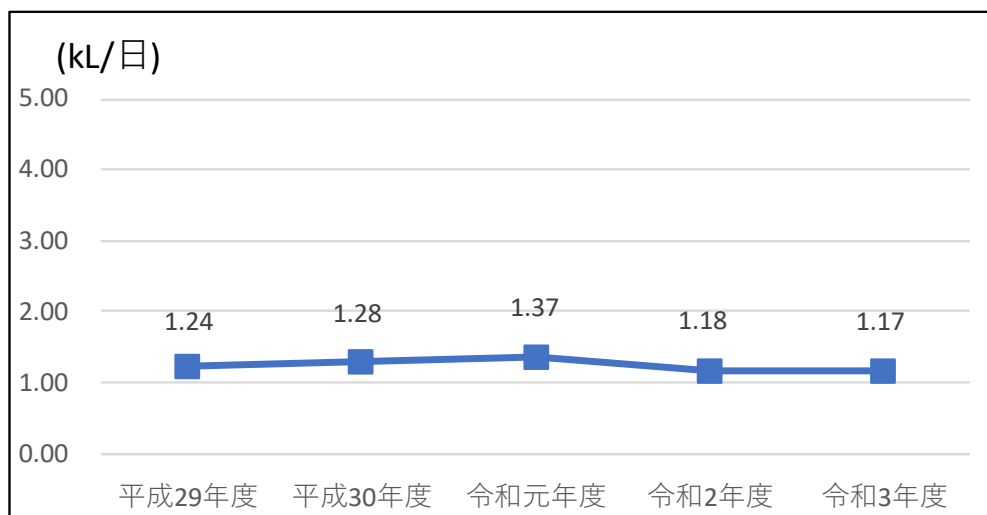


図 3-3-3 農業集落排水施設汚泥量原単位の実績

計画目標年次における農業集落排水施設汚泥量は、将来の原単位と表 2-3-2で示す農業集落排水施設人口より設定します。近年の実績から、原単位の変動は小さいと考えられるため、ここでは将来の原単位を、過去5年間の実績の平均値を用いて設定します。

計画目標年次(令和8年度)におけるし尿量

$$= \text{農業集落排水施設人口} \times \text{農業集落排水施設汚泥量原単位} \times 365 \text{日} \div 10^3$$

$$= 2,055 \text{人} \times 1.25 \text{ L/人・日} \times 365 \text{日} \div 10^3$$

$$\approx \boxed{938 \text{ kL}}$$

3-4. 目標年次におけるし尿・汚泥の処理

以上より、目標年次におけるし尿・汚泥の処理量は表に示す通りです。

表 3-4-1 し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥の量

単位：kL

区分		計画策定年次 平成28年度	中間目標年次 令和3年度	計画目標年次 令和8年度
し尿量		6,192	5,197	2,199
浄化槽汚泥量	合併処理浄化槽	-	-	3,744
	単独処理浄化槽	-	-	150
	計	3,878	4,090	3,894
農業集落排水施設汚泥量		1,060	911	938
合計		11,130	10,198	7,031

第4章 その他の計画

生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性について、市民に周知を図るため、広報やイベント活動を通じて啓発活動を実施します。

また、家庭でできる主な対策を、以下①から③に示します。なお、個別処理を行う地区については、広報等を通じて合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、定期的な保守点検、清掃及び法定検査の徹底を指導します。

① 台所での対策

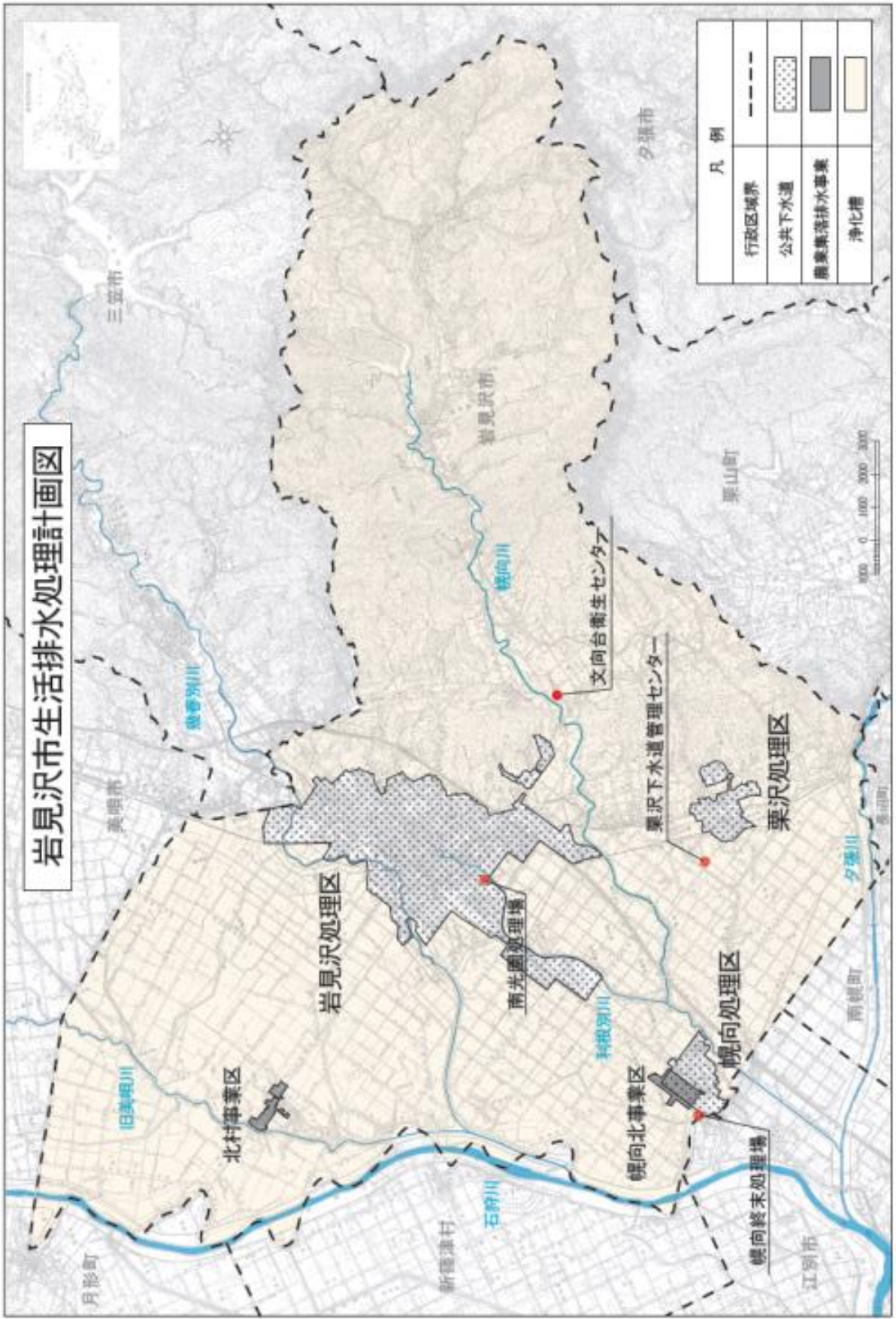
- ・流し台に三角コーナー等を備え、調理くずや食べ残しを流さずに回収する。
- ・料理や飲み物は適量を作るように心がけ、調理くず等は、各家庭でコンポスト化する。
また、飲み物は飲みきれ的分だけ注ぐようにする。
- ・食後の食器やなべなどは、紙で拭きとってから洗うようにする。
- ・食用油の残油等は回収し、排水しない。
- ・米のとぎ汁は、一回目の濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用する。

② 洗濯時の対策

- ・石鹼や無リン洗剤を適正量使用する。

③ その他

- ・風呂の残り湯は、洗濯などに再利用し、シャンプー・リンスは適正量を使用する。



生活排水処理基本計画 資料編

- 1. 処理形態別人口の推計 資料編 2-1
 - 1-1. 行政区域内人口の推計 資料編 2-1
 - 1-2. 排水処理形態別人口の設定 資料編 2-2
- 2. し尿・汚泥処理量の推計 資料編 2-3
 - 2-1. し尿量の予測 資料編 2-3
 - 2-2. 浄化槽汚泥量の予測 資料編 2-3
 - 2-3. 農業集落排水施設汚泥量の予測 資料編 2-3
 - 2-4. し尿・汚泥処理量 資料編 2-4
- 3. まとめ 資料編 2-5

1. 処理形態別人口の推計

1-1. 行政区域内人口の推計

平成 29 年度～令和 3 年度までの行政区域内人口の実績を表 1-1-1 に示します。

表 1-1-1 行政区域内人口の実績

単位：人

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
行政区域内人口	82,218	81,116	79,821	78,857	77,512

※住民基本台帳(3月末現在)より

将来人口は、第 1 編「ごみ処理基本計画」と同様、「岩見沢市人口ビジョン（令和 2 年改訂版）」と整合を図るものとし、人口ビジョンの推計値(令和 7 年：74,318 人、令和 12 年：69,462 人、令和 17 年：64,874 人)をベースに設定します。ただし、人口ビジョンの人口は 10 月 1 日現在のものであるため、令和 3 年 10 月 1 日人口実績に対する人口ビジョン人口推計の減少率より 3 月末での人口を推計します。推計結果を表 1-1-2 に示します。

表 1-1-2 行政区域内人口の推計結果

単位：人

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
行政区域内人口	76,880	75,855	74,830	73,832	72,861
区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
行政区域内人口	71,890	70,919	69,948	69,002	68,084

※3月末人口推計値

1-2. 排水処理形態別人口の設定

将来値の設定にあたり、以下の内容を考慮しています。

1-2-1 集合処理普及率

集合処理の普及率は、下水道は、岩見沢処理区で増加傾向、幌向処理区及び栗沢処理区において、過去5年間横ばいとなっています。農業集落排水は、幌向北事業区及び北村事業区の両方において、過去5年間横ばいとなっています。

本計画では、下水道事業全体計画期間（平成30年度変更）の終期（令和9年度まで）まで、下水道の岩見沢処理区において普及率が上昇するものとして推計します。

下水道の幌向処理区及び栗沢処理区、農業集落排水の幌向北事業区及び北村事業区の両方においては、過去5年間の平均値で一定に推移するものとして推計します。

1-2-2 浄化槽人口

単独処理浄化槽人口は、浄化槽の耐用年数は概ね30年であり、本市に設置されている単独処理浄化槽は平成2年以降に設置されたものが過半数となっていることから、合併処理浄化槽への転換により減少が加速し、共同汚水処理施設供用開始15年後の令和16年度には、単独処理浄化槽人口は0となり、単独処理浄化槽減少数の約8割が合併処理浄化槽へ転換するものとして推計します。

1-2-3 集合処理水洗化率

集合処理区域における水洗化率については、下水道事業全体計画において平成29年度に100%とする計画となっておりましたが、令和3年度実績において未達であるため、本計画では、下水道事業全体計画期間（平成30年度変更）の終期（令和9年度まで）に水洗化率が100%となるものとして推計します。

1-2-4 非水洗化人口（し尿汲み取り人口）

非水洗化人口は、水洗化人口及び浄化槽人口を、計画処理区域内人口から差し引き算出します。合併処理浄化槽の増加及び集合処理区域の水洗化率100%により、共同汚水処理施設開始15年後の令和16年度には、非水洗化処理人口は0となるものとして推計します。

2. し尿・汚泥処理量の推計

2-1. し尿量の予測

過去 5 年間の非水洗化人口とし尿量から算出した原単位の平均は、3.82L/人・日となっています。

計画目標年次における家庭し尿量は、将来の原単位と本編 表 2-3-2 で示す非水洗化人口より設定します。近年の実績から、原単位の変動は小さいと考えられるため、ここでは将来の原単位を、過去 5 年間の実績の平均値を用いて設定します。

2-2. 浄化槽汚泥量の予測

過去 5 年間の浄化槽人口(合併処理浄化槽人口と単独処理浄化槽人口の和)と浄化槽汚泥量から算出した原単位の平均は、2.48L/人・日となっています。

ただし、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の原単位は表 2-2-2に示すとおり異なっており、当該比率を用いてそれぞれの浄化槽の原単位を算出すると、平均で合併浄化槽が約2.70 L/人・日、単独浄化槽が約1.15L/人・日となります。

計画目標年次における浄化槽汚泥量は、将来の原単位と本編 表 2-3-2 で示す浄化槽人口より設定します。近年の実績から、原単位の変動は小さいと考えられるため、ここでは将来の原単位を、過去 5 年間の実績の平均値を用いて設定します。

2-3. 農業集落排水施設汚泥量の予測

過去 5 年間の農業集落排水施設人口と農業集落排水施設汚泥量から算出した原単位の平均は、1.25L/人・日となっています。

計画目標年次における農業集落排水施設汚泥量は、将来の原単位と本編 表 2-3-2で示す農業集落排水施設人口より設定します。近年の実績から、原単位の変動は小さいと考えられるため、ここでは将来の原単位を、過去5年間の実績の平均値を用いて設定します。

2-4. し尿・汚泥処理量

以上より、し尿・汚泥量の将来推計値を表 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥の処理量

単位：kL

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
し尿量		4,511	3,891	3,282	2,720	2,199
浄化槽汚泥量	合併処理浄化槽	3,555	3,634	3,678	3,717	3,744
	単独処理浄化槽	224	206	187	169	150
	計	3,779	3,840	3,865	3,886	3,894
農業集落排水施設汚泥量		986	978	963	951	938
合計		9,276	8,709	8,110	7,557	7,031

区分		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
し尿量		1,700	1,435	1,178	930	691
浄化槽汚泥量	合併処理浄化槽	3,768	3,915	4,068	4,219	4,379
	単独処理浄化槽	132	113	94	76	57
	計	3,900	4,028	4,162	4,295	4,436
農業集落排水施設汚泥量		932	917	905	892	883
合計		6,532	6,380	6,245	6,117	6,010

※3 月末人口実績値及び推計値

3. まとめ

表 3-1 排水処理形態別人口のまとめ(令和4年度～令和13年度)

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
行政人口(人)		76,880	75,855	74,830	73,832	72,861	71,890	70,919	69,948	69,002	68,084	
集合処理区域内人口(人)	下水道事業	岩見沢処理区	60,764	60,166	59,562	58,975	58,403	57,826	57,045	56,264	55,503	54,765
		幌向処理区	4,546	4,485	4,424	4,365	4,308	4,251	4,193	4,136	4,080	4,026
		栗沢処理区	2,602	2,567	2,533	2,499	2,466	2,433	2,400	2,367	2,335	2,304
		計	67,912	67,218	66,519	65,839	65,177	64,510	63,638	62,767	61,918	61,095
	農業集落排水事業	幌向北事業区	1,633	1,611	1,589	1,568	1,548	1,527	1,506	1,486	1,466	1,446
		北村事業区	546	539	531	524	517	510	503	497	490	483
		計	2,179	2,150	2,120	2,092	2,065	2,037	2,009	1,983	1,956	1,929
集合処理区計	70,091	69,368	68,639	67,931	67,242	66,547	65,647	64,750	63,874	63,024		
水洗化人口(人)	下水道事業	岩見沢処理区	60,284	59,787	59,282	58,792	58,315	57,826	57,045	56,264	55,503	54,765
		幌向処理区	4,523	4,467	4,411	4,356	4,304	4,251	4,193	4,136	4,080	4,026
		栗沢処理区	2,535	2,514	2,494	2,474	2,453	2,433	2,400	2,367	2,335	2,304
		計	67,342	66,768	66,187	65,622	65,072	64,510	63,638	62,767	61,918	61,095
	農業集落排水事業	幌向北事業区	1,629	1,608	1,587	1,566	1,540	1,527	1,506	1,486	1,466	1,446
		北村事業区	533	529	524	519	515	510	503	497	490	483
		計	2,162	2,137	2,111	2,085	2,055	2,037	2,009	1,983	1,956	1,929
集合処理区計	69,504	68,905	68,298	67,707	67,127	66,547	65,647	64,750	63,874	63,024		
単独処理人口(人)	合併処理浄化槽	3,607	3,677	3,732	3,772	3,799	3,813	3,973	4,128	4,281	4,431	
	単独処理浄化槽	534	490	446	402	358	314	270	225	180	135	
	計	4,141	4,167	4,178	4,174	4,157	4,127	4,243	4,353	4,461	4,566	
し尿汲み取り人口(人)		3,235	2,783	2,354	1,951	1,577	1,216	1,029	845	667	494	
普及率(%)	下水道事業	岩見沢処理区	79.04	79.32	79.60	79.88	80.16	80.44	80.44	80.44	80.44	80.44
		幌向処理区	5.91	5.91	5.91	5.91	5.91	5.91	5.91	5.91	5.91	5.91
		栗沢処理区	3.38	3.38	3.38	3.38	3.38	3.38	3.38	3.38	3.38	3.38
		計	88.34	88.61	88.89	89.17	89.45	89.73	89.73	89.73	89.73	89.73
	農業集落排水事業	幌向北事業区	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12	2.12
		北村事業区	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71	0.71
		計	2.83	2.83	2.83	2.83	2.83	2.83	2.83	2.83	2.83	2.83
集合処理区計	91.17	91.45	91.73	92.01	92.29	92.57	92.57	92.57	92.57	92.57	92.57	
水洗化率(%)	下水道事業	岩見沢処理区	99.21	99.37	99.53	99.69	99.85	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		幌向処理区	99.50	99.60	99.70	99.80	99.90	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		栗沢処理区	97.42	97.94	98.46	98.98	99.49	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		計	99.16	99.33	99.50	99.67	99.84	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	農業集落排水事業	幌向北事業区	99.75	99.80	99.85	99.90	99.95	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		北村事業区	97.65	98.12	98.59	99.06	99.53	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		計	99.22	99.40	99.58	99.67	99.83	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
集合処理区計	99.16	99.33	99.50	99.67	99.83	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

表 3-2 し尿・汚泥処理量のまとめ(令和4年度～令和13年度)

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
行政人口(人)		76,880	75,855	74,830	73,832	72,861	71,890	70,919	69,948	69,002	68,084	
処理人口 (人)	農業集落排水	2,162	2,137	2,111	2,085	2,055	2,037	2,009	1,983	1,956	1,929	
	浄化槽	合併処理浄化槽	3,607	3,677	3,732	3,772	3,799	3,813	3,973	4,128	4,281	4,431
		単独処理浄化槽	534	490	446	402	358	314	270	225	180	135
		計	4,141	4,167	4,178	4,174	4,157	4,127	4,243	4,353	4,461	4,566
	し尿	3,235	2,783	2,354	1,951	1,577	1,216	1,029	845	667	494	
合計	9,538	9,087	8,643	8,210	7,789	7,380	7,281	7,181	7,084	6,989		
汚泥量 (kL)	農業集落排水	986	978	963	951	938	932	917	905	892	883	
	浄化槽	合併処理浄化槽	3,555	3,634	3,678	3,717	3,744	3,768	3,915	4,068	4,219	4,379
		単独処理浄化槽	224	206	187	169	150	132	113	94	76	57
		計	3,779	3,840	3,865	3,886	3,894	3,900	4,028	4,162	4,295	4,436
	し尿	4,511	3,891	3,282	2,720	2,199	1,700	1,435	1,178	930	691	
合計	9,276	8,709	8,110	7,557	7,031	6,532	6,380	6,245	6,117	6,010		

